

農林水産省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
455	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲（参考） 2以上の都道府県の区域にわける組合の設立認可及び監督（厚生労働省（地方厚生局所管業務））については、第4次一括法に開示する政令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法等に基づく事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲される。地方農政局（関東農政局）所管の二以上の都道府県の区域にわける組合に係る事務についても権限移譲されることにより、県内を活動地区とする組合に対して統一的な対応を行うことができ、県民サービスの向上につながるものと考えられる。 （参考）代表業者の交渉により、主たる事務所が変わることがあり、それに伴い、決算書類等の届出先の都道府県が変わることもあることから、指導の継続性の観点を踏まえ、都道府県間の連絡調整等について整理する必要がある。 (参考)2以上の都道府県の区域にわける組合の設立認可及び監督（厚生労働省（地方厚生局所管業務））については、第4次一括法に開示する政令改正で都道府県に移譲。	経済産業省、農林水産省	神奈川県	C 対応不可	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会（以下、「組合等」という。）については、事業地区が広域に及ぶものがある。 農林水産大臣が現在地方農政局に委託している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点では対応することはできない。	複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省（地方厚生局）所管の組合は第4次一括法、農林水産大臣が現在地方農政局に委託している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することができる体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点では対応することはできない。	・提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲するべきである。				
595	市町村等は場整備事業における換地計画認可について	市町村等は場整備事業（区画整理）においては、事業主体である市町村が当該事業の事業計画を決定しており、事業計画策定後、附帯報告を受けるのみで、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする旨である。 （参考）第一次に於ける土地改良法改定により、換地計画の前になる事業計画に対して都道府県知事の認可が废止され、事後報告となつたことから、土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても両計画の整合性を図る観点から、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告とすることを求める	土地改良法第96条の4が準用する同法第52条、第53条の4	農林水産省	京都府、徳島県	C 対応不可	本提案事項である換地計画は、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業（区画整地）としての場整備を実施した地における公用利用権付換地計画であり、その場合は当該地を換地後、地主における公用利用権付換地の権利保有者となる場合の権利保有に際することについて、換地の手法を用いて実施する際に必要な事項を定めるものである。 換地計画に基づき行われる換地処分は、個人の土地に関する権利を強制的に処分するものであるから、換地計画に係る都道府県知事の認可については、「公用利用権・公用換地・権利保有権に関する事務を処理する場合」（地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）の第2の4の(1)の(ア)（ア'））に該当し、各自事務に係る特別の権限の許可・認可及び承認・許可するものと位置づけられているところである。 また、本提案事項に基づき当該認可を廃止することになれば、公用換地等の制度を所管する関係省庁の各種制度との整合が図られないところですが、地方分権の時代の変化に応じて、今後見直しが検討していくことも必要と思われます。	京都府の土地改良施設においては農地集積に向けた施策の展開が実証の重点課題であり、今後とも換地手法の活用が求められているところであります。 地方、公用換地は分権推進計画により都道府県知事の許可が審査されており、また、本制度を所管する関係省庁の各種制度との整合が図られているところですが、地方分権の時代の変化に応じて、今後見直しが検討していくことも必要と思われます。					
2	国際ビジネス機器入の際のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際CIQ業務に限って、出入国の際に必要となる税關、入出国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支撑】CIQ業務は、関税法などにもとづき、國の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ないため官管理空港では、國の職員が駐在しておらず、定期便時に提出する多くの搭乗者は、運航申請が直前でかつ増りも多い、「便当性」の搭乗者は少ないの運航の希望に対して空港のスロット、スペースに余裕があるとしてもCIQ体制の割りから臨機応変に対応ができるといふ。 【改善の必要性】国際定期便に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行なうことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首領團に集中している国際ビジネス機器の受け入れを、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われている日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。 【効果】運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、緊急的対応するに利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに適した新産業の創出、地方空港の利便性促進などが挙げられる。 【懸念の解消策】移譲後は法定託託事務なし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないとから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	出入国管理及び難民認定法第6条、税關法第15条の3、税關法第4条、植物防疫法第6条、第38条、第40条	[提出資料]国際ビジネス機場運航支援会社の反応（佐賀県調査）【関係する政府の取組】国交省「ビジネスジェットの推進に関する委員会」（H23.6）、観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014（H26.6）、日本再興戦略改訂2014（H26.6）	佐賀県	C 対応不可	1.各空港における動物検疫について、全ての国際旅客便に対して円滑に対応しており、国際ビジネス機についてもその運航希望に対して機械的な対応も行なっているところである。平成20年度には、ある佐賀県空港を暫定的に動物検疫便において2名の増員が認められるなど、地方空港に運航便に応じた増員の実現が認められたところであり、特に、国際定期便及び国際ビジネス機の運航状況を見ると、過剰に対応している所存である。 2.一方、家畜伝染病や動物の病害虫による飛来感染症の発生時に、疫病警戒やカムシコミ工事等、一定の侵入すると、農畜産業や生産者等に対して県域を越えて急速に拡大し、家畜や農作物の大きな被害を及ぼすのがあり、それを被害地の動物の輸入を行なう際には、輸入者においては輸入登録料金がかかるところである。 3.また、このように飛来感染症の発生時に、動物検疫業務を負担する専門的な知識がある動物防衛官が勤務する動物検疫室等が無償で運営、検疫結果に基づき、多くの有する動物検疫等についての対応を行なっているところである。 これらの検査は、上記のとおりその結果にに基づき消毒・毒殺等の命令（公權力の行使）が行われるなど個の権力を強制的に権限を持つ規制する国境検査である。その実態に当たっては、全国各地で各地の検疫官の手による検査が実施される。そのため、検疫官の手による検査の体制を確保する必要があるため、国自らこれを実施する必要がある。 また、一方で、家畜伝染病や動物の重大な病害虫が侵入した場合は、国が責任を負って、まん延防止策や根絶対策を講じており、このように伝染性疾病等の侵入防止と防除は、農業省一貫で、都道府県においては、都道府県を超えた対策を講じることはできないと考えられる。	○有明佐賀空港を管轄する管轄での増員については、感謝申し上げる。しかしながら、増員によって、当県提案のビジネスジェットに対する臨機応変な対応が可能な点が不明であり、増員によってどのような対応をとっていただけられるのか急に示していただきたい。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手擧げ方式や社会実験による検討を求める。			
										○当県提案は、国家公務員の増員が空缺ではない現状で、JCCの台頭などにより増員する際は臨機応変に対応するための臨時雇、雇用調整等におけるCの体制の実現が国として「优先的」が高いことを認識しつつ、地方に於ける不特定就業から小規模な国際ビジネス機器入に於いては、既存ある地方自治体が行なうようにして、当県提案のこうした意向を受け止めていただき、前向きな検討をお願いいたします。			
										○当県提案は、動物検疫業務の水準を地域ごとに異なることを求める趣旨ではなく、検疫業務の水準は、移譲後の事務を法定託託事務とすることで国統一を確保することは可能である。			
										○また、法令違反を発見した場合には、県が直ちに関係機関へ情報提供、協力することを当然である。公権力の行使の際たるものとしている警察行政・麻薬取締等の機関が、その負担を減らすための役割を担うべきである。 また、一方で、家畜伝染病や動物の重大な病害虫が侵入した場合は、国が責任を負って、まん延防止策や根絶対策を講じており、このように伝染性疾病等の侵入防止と防除は、農業省一貫で、都道府県においては、都道府県を超えた対策を講じることはできないと考えられる。			
										○また、法令違反を発見した場合には、県が直ちに関係機関へ情報提供、協力することを当然である。公権力の行使の際たるものとしている警察行政・麻薬取締等の機関が、その負担を減らすための役割を担うべきである。 また、一方で、家畜伝染病や動物の重大な病害虫が侵入した場合は、国が責任を負って、まん延防止策や根絶対策を講じており、このように伝染性疾病等の侵入防止と防除は、農業省一貫で、都道府県においては、都道府県を超えた対策を講じることはできないと考えられる。			
										4.さらに、近隣の国等において新たな感染症病原等が発生した場合、国際定期便等の飛来による危険性が想定される場合は、その飛来地にて検疫官の派遣が行われる。この場合、検疫官の派遣が困難なところである。円滑に検疫官の派遣が行われるため、全国各地で各地の検疫官の手による検査が実施される。そのため、検疫官の手による検査の体制を確保する必要がある。			
										5.以上のところから、動物検疫業務を地方公共団体に移譲することはできない。 なぜなら、国際ビジネス機の受け入れの米国においても、動物検疫業務については、地方公共団体ではなく、国が実施しているものと認定している。			

農林水産省 平成26年のある方針に対する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項5項目について提案団体検討専門会議から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照会事項 (平成27年4月1日付(平成27.12.26閣議決定)提出) 平成27年4月1日付(平成28.1.22閣議決定)に記載があるものは該当抜粂<平27> 平成28年4月1日付(平成28.2.22閣議決定)に記載があるものは該当抜粂<平28> 平成29年4月1日付(平成29.2.22閣議決定)に記載があるものは該当抜粂<平29>)	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
455	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の認定可否と監督権限(厚生労働省(地方厚生局(都管業務課))については、第4回一括法(関連する令改定)による審査結果が該当されることが多いなどと指摘され、地政局の審査について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何が具体的な支障はあるのか。 法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。	E 提案の実現に向けた再検討	中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(「組合等」という。)の設立認可、定款認可の認可は都道府県に移譲ができるか否かについて、各都道府県の区域に係る事業協同組合等の認定可否と監督権限(厚生労働省(地方厚生局(都管業務課)))については、第4回一括法(関連する令改定)による審査結果が該当されることが多いなどと指摘され、地政局の審査について、都道府県に移譲すべきであるが、この場合何が具体的な支障はあるのか。 法律の主管官署である経済産業省とも協議の上、前向きに検討されたい。	<平26> 4【農林水産省】 (1) 中小企業等協同組合法(昭24 法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32 法185)「経済産業省と共管」 このよう中で、仮に、複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事項が地方自治法における各都道府県の事務権限に係る横断的な課題であるため、厚生労働省又は内閣府において統一的な整理をお願いしたい。その上で、実謬も踏まえ、当該法律施行の経済産業省をはじめ関係省ととも、検討していく考え。	政令	平成29年4月1日施行	【中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令】平成28年政令第380号		
595	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 都道府県間の連携の仕組みが必要な場合は、特許審査利活用促進法の一部を改正する法律(平成24年法律第14号)において、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定NPO法人等について、連携の仕組みを構築しており、こうした他法令における連携の仕組みを参考に、都道府県間の連携のための措を講じて、移譲すべきであるが、この場合何が具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	1 京都府の兌現について 土地改良事業における換地計画については、全国的な施策として推進を図ることとしている農地集積の実現のために重要なものであり、京都府におかれても、府管轄の団体當土地改良事業(土地区画改良区、市町村等)の換地計画を認可する際には、府の土地改良施設に沿い、農地中间管理機構の実施する事業に資するものとなっているかといった観点などを踏まえて審査する体制を構築していることと承知しているので、引き続き適正な審査をお願いしたい。 2 専門部会からの再検討の視点について (1) 土地改良事業における換地計画については、土地改良事業の手続きにおいて参加資格者(所有者と耕作権者)の同意を得ることとしているのに対し、所有権、地上権等所有者を含め使用及び耕作権者であるとの権利者と対象とする会議(關係権利者会議)において、2/3以上が出席し、2/3以上の同意を得ることとされており、土地改良事業計画とは別の独立した手続きとして土地改良法に位置付けられている。 (2)さらに、換地計画に基づき行われる換地処分は、 ① 公用收用:公用換地・権利交換に関する事務を処理する場合に該当し、 ② 地方自治体が有形財産制度、法人制度の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合に該当するものとされ、 ③ 地方自治体が有形財産制度の権利者である土地所有者との位置付けにより認可)を要する整理とされ、私有財産の一つである土地に係る権利関係を工事後に整理的に新たに確定させるものであることから、私有財産を確実なものとするには、引き続きこれを維持することが必要である。 (3)このように、私有財産保護を確保するために、他法律に基づく公用換地等(例: 土地区画整理法、都市計画法)についても町村営事業にて知事の認可を受けることとされており、土地改良事業における換地計画は、原則として公的換地の扱いとなることを認めている。	4【農林水産省】 (2)植物防疫法(昭25法151)及び家畜伝染病予防法(昭26法166) 国際ビジネス機の受け入れに伴い、出入国際に必要な税關、出入港管理、検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。 その後、他の地方公共団体から同様の提案があつた場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の実情に合わせて、速やかに職員を派遣できる体制にあり、ご懇意には及ばないと考える。	通知	平成27年2月2日	平成27年2月2日、佐賀空港担当CIO官署達名で、提案団体が求める臨機応変な対応を行なう内容の通知文(佐賀空港におけるビジネスシット就航に係るCIOの事前連絡について)を佐賀県に手交。		
2	○ 佐賀県が懸念している体日や深夜、早晨のビジネスシットの受入れについては、日本再興戦略「光立日本の実現を図るための取組」として重要であるものと理解している。	○ 佐賀県が懸念している体日や深夜、早晨のビジネスシットの受入れについては、日本再興戦略「光立日本の実現を図るための取組」として重要であるものと理解している。	C 対応不可	1 懸念する地方自治体による国際ビジネス機の受入れについては、日本再興戦略「光立日本の実現を図るための取組」として重要であるものと理解している。 2 平成26年度に、有明佐賀空港を管轄する官署(動物検疫所福岡空港出張所、門司市役所)の官署(動物検疫所福岡空港出張所)に各1名の増員が認められたところである。現在、防衛省14名(動物検疫所福岡空港出張所1名、門司市役所動物検疫所伊万里出張所3名)を配置している。当該空港に定期便が就航する月、水、金、日は、2名の職員を当該空港に配置し、定期便のない火、木でも近隣所在の官署に常駐する職員と連絡統絡が取れる体制を整えている。このため、休日や深夜、早晨便の動物検疫所福岡空港出張所の職員入眠前に到着時間の変更であっても、動物検疫所福岡空港出張所の体制整備の実情に合わせて、速やかに職員を派遣できる体制にあり、ご懇意には及ばないと考える。 3 家畜伝染性疾患や植物の病害虫の侵入を防止することは、全国の畜産業の基盤や国民の生命を守るために、国の重要な責務であるから、権限の移譲は適切でないと考える。 4 なお、諸外国等において新たな伝染性疾病等が発生した場合は、発生国政府や国際機関からその発生状況の速やかに情報収集し、緊急に輸入停止など、迅速な检疫体制の強化が求められる。また、輸出検査についても、輸出先国の輸出条件が変更された場合には、迅速な対応が求められる。したがって、国の直接指揮下にない地方公共団体職員については、こうした業務の円滑な遂行に支障が生じることが懸念される。	4【農林水産省】 (2)植物防疫法(昭25法151)及び家畜伝染病予防法(昭26法166) 国際ビジネス機の受け入れに伴い、出入国際に必要な税關、出入港管理、検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。	通知	平成27年2月2日	平成27年2月2日、佐賀空港担当CIO官署達名で、提案団体が求める臨機応変な対応を行なう内容の通知文(佐賀空港におけるビジネスシット就航に係るCIOの事前連絡について)を佐賀県に手交。		

管轄番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
131	林野庁以外が所管する国有保安林(重要流域の1号～3号保安林は除く)の指定解除権限の委託府県知事への移譲	国有所有者である保安林(国有保安林)(国有保安林)の指定の解除権限は農林水産大臣にあるが、都道府県知事は、国有保安林を解除する権限の委託府県知事への移譲	【制度改正の必要性】 農林水産省法第26条の2で解説できる民有保安林が、國が買収することにより国有化する場合、國への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することができる。結果として保安林解除申請手続きが所有権移転後となるため、毎年、国土交通省名義の国有保安林解除申請案件が発生している。 【現行規定期制による対応】 1.知事権限の場合 「申請一県で審査・県報に予定告示→(法定期間40日経過後)→直近の県報発行日に県が確定告示」 2.大臣権限の場合 「申請一県で審査・林野庁に提出一林野庁で審査・県に予定通知発出一県報に予定告示→(法定期間40日経過後)→林野庁で官報に確定告示」 【支障事例】 知事権限と比較した場合、大臣権限は解除の確定までに2ヶ月程度多く時間を要している。 (本県の事例数：H24.4件、H25.2件、H26.2件。計8件。) 【提案実現した場合の効果】 林野庁の審査が無になり、官報確定告示が県報確定告示となることから、2ヶ月程度手続きが短縮となる。	森林法第26条、第26条の2	農林水産省(林野庁)	岩手県	D 現行規定により対応可能	都道府県知事が解除権限を有する民有保安林を国に移管(国有保安林化)する場合、國への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することができる。結果として保安林解除申請手続きが所有権移転後となるため、毎年、国土交通省名義の国有保安林解除申請案件が発生している。 また、今後も用地買収を先行せざるを得ない場合が想定され、引き続き、第1次回答に記載された対応が困難な保安林解除が発生すると見込まれる。当該保安林(解除権限が知事であったものが、國(林野庁以外)の買収によって、農林水産大臣権限になつたもの)の解除に係る権限を県に委託しても、保安林制度に弊害が生じるものではないことから、解除手続きの期間短縮及び事務の簡素化・効率化のため、権限の委譲をお願いしたい。	第1次回答に記載されている「國への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)」であれば、都道府県知事の権限で当該保安林を解除できることは承知しているところであるが、買収される土地の所有者によつて早期の売買を望むことなどにより、結果として保安林解除申請手続きが所有権移転後となるため、毎年、国土交通省名義の国有保安林解除申請案件が発生している。 また、今後も用地買収を先行せざるを得ない場合が想定され、引き続き、第1次回答に記載された対応が困難な保安林解除が発生すると見込まれる。当該保安林(解除権限が知事であったものが、國(林野庁以外)の買収によって、農林水産大臣権限になつたもの)の解除に係る権限を県に委託しても、保安林制度に弊害が生じるものではないことから、解除手続きの期間短縮及び事務の簡素化・効率化のため、権限の委譲をお願いしたい。	林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定期制による対応が困難な場合は、大臣権限による対応が適切である。) また、所管省からの回答が「現行規定期制による対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			
228	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲	林野庁所管外の国有林について、民有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行ふこととされている一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行ふこととされている。 国有林のうち林野庁所管外の国有林は、國の公共事業実施に伴い民有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的に民有林と同様に國において管理されていることから、知事権限により指定解除を行ふことが合理的に事業者処理を行ふことができる。 また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続きに要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。 以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。	森林法第26条、第26条の2	農林水産省(林野庁)	宮城県	D 現行規定により対応可能	都道府県知事が解除権限を有する民有保安林を国に移管(国有保安林化)する場合、國への移管前(当該保安林が民有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することができる。結果として保安林解除申請が担保されていない以上、現行規定により対応可能とは言ひ切れない。 また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続きに要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。	確かに、民有保安林の段階であれば知事権限で解除が可能だが、用地買収により國所管となった後に保安林解除申請されるケースが多い現状であり、國への移管前の申請が担保されていない以上、現行規定により対応可能とは言ひ切れない。 また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続きに要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。	林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定期制による対応が困難な場合は、大臣権限による対応が適切である。) また、所管省からの回答が「現行規定期制による対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。				
613	保安林内作業(土地の形質の変更)許可の一部廃止	森林經營計画に基づいて整備される森林作業について、保安林内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉を芟く行為であつても、保安林内作業許可申請及び伐採規則は不要とする。	森林法第34条第2項	農林水産省(林野庁)	長崎県	C 対応不可	都道府県知事は、保安林の土地の形質を変更する行為等に関する許可(以下「作業許可」という。)を行つに当り、当該行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかという観点から、行為の具体的な内容やその影響、行為の確実性等を審査する必要がある。 このため、市町村長が森林法第11条第5項に規定する認定要件への適合の観点から審査し認定を行ふ森林經營計画に、森林作業道等の整備に関する事項が記載されていることをもって、作業許可を不要とすることは困難である。	都道府県知事は、保安林の土地の形質を変更する行為等に関する許可(以下「作業許可」という。)を行つに当り、当該行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかという観点から、行為の具体的な内容やその影響、行為の確実性等を審査する必要がある。 このため、市町村長が森林法第11条第5項に規定する認定要件への適合の観点から審査し認定を行ふ森林經營計画に、森林作業道等の整備に関する事項が記載されていることをもって、作業許可を不要とすることは困難である。					

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照会結果 (平26対応方針(平21.1.3開議決定)抜粋) ※平27対応方針(平21.12.22開議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20開議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし ※平29対応方針(平28.1.24開議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
131	【全国市長会】 事務処理の迅速化等が図られることから、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	O 國土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事業の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。 O 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程において面積の変更が生じるケースがあつたため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者の事前の連絡調整をより密なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。	【全国知事会、全国市長会、全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答に同じ。 なお、「民有保安林を國に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との第1次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。	4 【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (ii)国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定期に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手續を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。	要請	要請済み	2月27日に国土交通省に対し、開議決定内容を要請済み。	
228	【全国市長会】 事務処理の迅速化等が図られることから、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	O 國土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事業の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。 O 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程において面積の変更が生じるケースがあつたため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者の事前の連絡調整をより密なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。	【全国知事会、全国市長会、全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答に同じ。 なお、「民有保安林を國に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との第1次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。	[再掲] 4 【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (ii)国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定期に保安林が存在する場合には、事業着手の迅速化に資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた手續を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後に用地買収を行うよう事業実施者に対し要請する。	要請	要請済み	2月27日に国土交通省に対し、開議決定内容を要請済み。	
613	【全国市長会】 事務処理待所を活用し、当該事務を扱っている都市においても、事務の簡素化につながることから、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 併せて、森林經營計画に基づく施業についても保安林内立木伐採許可も不要とするよう求める。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見			
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料		
971-1	市町村が施行者となる公的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行な際に必要なと認められた保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)	添付資料:「求める制度改正の考え方」も参照 添付資料:「求める制度改正の詳解」 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、(1)(2)に於ける市町村の区域内の保有林において市町村が施行者となり事業を行なう場合のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除。などを加える。 また、規制緩和推進3か年計画にに基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2ヵ月」を追加するなどの措置を講じる。	農林水産省 (林野庁)	全国町村会	C 対応不可	森林法第26条第2項又は同法第26条の2第2項に規定する、いわゆる「公益上の理由」による解除に該当する場合として取り扱う場合は、市町村道の開設、改良をはじめ、土地使用法や賃業法等に基づき土地を収用されることはされている事業のほか、電気事業法第2条第1項第1号イに規定する電気供給事業者その他の事業者及び電気事業法第2条第1項第3号に規定する特定規模電気事業者が市町村の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いすべきである。	一の市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者などと異なり、市町村が、保安林における指定目的達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画的に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地使用法や賃業法等に基づき土地を収用されることはできない。電気事業法第2条第1項第1号イに規定する電気供給事業者その他の事業者及び電気事業法第2条第1項第3号に規定する特定規模電気事業者が市町村の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いすべきである。	—	—	—	—	
971-2	市町村が施行者となる公的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	一の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行な際に必要なと認められた保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)の改正	森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画」に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)	添付資料:「求める制度改正の考え方」も参照 添付資料:「求める制度改正の詳解」 森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、(1)(2)に「また、一の市町村の区域内の保有林において市町村が施行者となり事業を行なう場合のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除。などを加える。 また、規制緩和推進3か年計画にに基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2ヵ月」を追加するなどの措置を講じる。	農林水産省 (林野庁)	全国町村会	D 現行規定により対応可能	都道府県知事権限の保安林の指定の解除処分に係る標準処理期間について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)	都道府県知事権限の保安林の指定の解除処分に係る標準処理期間について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改定段階で部分的な標準衡量が行われていること(監査)、申請に係る都道府県事業の処理の迅速化を図ることとする。 また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の指定段階で、申請のうち、例えば「調査」「適否審査」について(監査)、標準処理期間を短縮することとする。 さらに理由による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。	自らの市町村域に存する保安林において市町村が特画する公的な事業について(監査)、申請3ヶ月以内に設定するよう要請しているところであり、当該標準処理期間については、都道府県知事の裁量で御提案にあるような期間を設定いただけ事は可能である。	—	—	—	—
625	国補助事業における事業主体要件を林業者2戸以上に緩和すること	国補助事業(森林・林業再生基盤づくり交付金等)における特用林振興施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等で組織する場合、5戸以上が要件となっているが、離島においてはこれを2戸以上に要件を緩和すること	【支障事例】 木原では、高齢化とともに若年労働者の流出が継続し、人口減少が加速しており、特に離島において顕著である。その事業主体が林業者等で組織する場合、5戸以上が要件となっているが、離島においてはこれを2戸以上に要件を緩和することにより、一定規模の生産回復化を進め、足腰の強いいいだん生産を目指したい。 平成18年から25年までの8年間で13の団体が新規事業体が参入していることから、2戸以上に規制緩和することで、2~3倍の参入が見込まれる。 【参考】 平成18年から25年までの8年間で、市開催の説明会で参画の意向を示したものの、5戸以上の要件に満たず断念した生産者は数は、年平均10名~20名いた。	森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱第2の2	農林水産省 (林野庁)	長崎県	C 対応不可	森林・林業再生基盤づくり交付金は森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全な発展と木材利用の推進に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。 地域の実情に即して必要と認められる場合は、受益範囲を2戸まで引き下げるこを可能としていますが、更に2戸まで引き下げるこは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。	今後推進している本県対馬市は、九州本土から140km離れた国領離島ですが、産業が少なく雇用が限られるため、青年層の島外流出が止まらず、人口減少が急速に進行している地域です。このため島内には隣界集落も多く、人口密度をても45人/kmと全国平均343人/kmの7倍にも達し、全国市町村別ランクでも1741町市のうち1392位に位置する過疎地域です。このような本島地域とは大きく異なる特殊事情により、対馬地域のみ受益範囲を2戸まで引き下げるこを提案するものです。なお、規制緩和が実現すれば新たな参入者が増加することが見込まれ、これら共同生産者のラスター的なまとまりによる事業効率も期待できます。	—	—	—	—		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置基準 (平26対北方針(平21.12開闢決定)抜粋) ※平27対北方針(平21.12.22開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対北方針(平28.1.20開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対北方針(平28.1.24開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし ※記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
971-1	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。 【全国町村会】 一の市町村内で完結する民有林であ り、かつ、民間の事業者などと異なり、 市町村が、保安林における指定目的 の達成と事業に伴う指定解除との間で 比較衡量を行い計画に明確に位置付 けた公の事業を象とすることから、 土地収用法や林業法等に基づき土地 を收用若しくは使用できることされて いる事業及び電子事業法第1条第1項 第8項規定による特定規制対象事業 者がそれを公の用に供する際の工作 物の設置する場合と同等の取扱いと すべきである。		C 対応不可	O 土国を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一 翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみ から、解除権限の移譲に賛成して議論することは適切ではないと考える。 ○ 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に開わず広域にわたることが あるため、市町村が実施した土地利用に関する計画に、市町村が実施する民有林の範 囲に伴い、申請者が申請の際に提出する書類が複数ある場合、手続の内済化に資するよう、「他に 当該理由の公益性を認めることは差別化に欠ける」ことから、保安林の解除 要件を緩和することも適切でない。さらに、保安林解除の申請者がかつ事業施行者の市町村が、保安 林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、公正・中立の観点から適切 でない。	6 【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)保安林の解除(26条1項及び2項、26条の2第1項 及び2項)について、市町村が実施した土地利用に関する計画に、市町村が実施する民有林の範 囲に伴い、申請者が申請の際に提出する書類が複数ある場合、手続の内済化に資するよう、「他に 当該理由の公益性を認めることは差別化に欠ける」ことから、保安林の解除 要件を緩和することも適切でない。さらに、保安林解除の申請者がかつ事業施行者の市町村が、保安 林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、公正・中立の観点から適切 でない。	通知	平成27年 2月25日	保安林解除に係る用地事情の考え方 について都道府県に通知(平成27年2 月25日付事務連絡)。		
971-2	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行規定 により対応可能」としているが、事実 開発について提案団体との間で十分 確認を行ってべきである。 【全国町村会】 自らの市町村域に存する保安林にお いて市町村が計画する公益的な事業 については、地元における保安林の配 備状況などを踏まえ、開拓する事 事を踏まえ、保安林の指定解除に関する 手続き上の迅速化・簡素化を図ること も、都道府県単位で差異が生じるこ とがないよう、国において統一的な標準 処理期間(2ヶ月)を定めるべきであ る。		C 対応不可	O 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に開わず広域にわたることが あり、事業者である市町村が計画を実施する場合も、当該区域の開拓の際に保安林の解除 を行っており、市町村が、保安林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量する ことは、影響範囲又は公的・私的立場点から適切でない。たがって、市町村が事業計画策定 の段階で十分な比較衡量を行うことで、申請に係る都道府県知事の処理すべき事務の一部を担 うことにはできないため、一の市町村内で完結する民有林を当該市町村が指定解除申請する場合 について、国において統一的な標準処理期間(2ヶ月)を定めるのは困難である。なお、地方自治法 第250条の3に基づき、保安林解除手続きに通常要すべき標準的な期間を定めるのは、当該条款 を行なう都道府県であるため、当該都道府県が現行でも期間の短縮が可能と判断した場合は、当該 都道府県においては可能となるものと考える。	【再掲】 6 【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (ii)保安林の解除(26条1項及び2項、26条の2第1項 及び2項)について、市町村が実施した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実 施に伴い行われる場合、手続の内済化に資するよう、「他に 当該理由の公益性を認めることは差別化に欠ける」ことから、保安林の解除 要件を緩和することも適切でない。さらに、保安林解除の申請者がかつ事業施行者の市町村が、保安 林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、公正・中立の観点から適切 でない。	通知	平成27年 2月25日	保安林解除に係る用地事情の考え方 について都道府県に通知(平成27年2 月25日付事務連絡)。		
625	【全国市長会】 離島に限らず、農山村地域の過疎化・ 高齢化が進んでおり、従来の要件では ハードルが高くなっていることから、要 件緩和に向けて積極的な検討を求める。		C 対応不 可	離島など事業実施地域が過疎地域であり、5戸以上の団体を組織することが不可能 と判断される場合にあつては、当該地域の事情を考慮して受益範囲を3戸まで引き 下げるこことを可能としているが、更に2戸まで引き下げるこことは共同利用施設等を整 備するという事業の性格上不適切と考える。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
926	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限を移譲し、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性】 制度改正の必要性について、都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない懸念があるばかりか、より多くの地方の適切な導入や二重行政の拡大につながるなど、地方分権を阻む恐れがある。 【対応不可】 林業の採算性が低迷する中、林業公社等が管理している分収林については、契約終了後の伐採跡地が土地所有者に返還された際に、分収益の不足等から造林が放棄され、森林の有する多面的機能の発揮に対する懸念がある。 このようであれば、分収林契約の削除又は変更を行ふことによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要がある。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めることである。 【参考移行する年月】 県の森林・林業指針及び森林公社支援策と密接な関係があるため、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。	分収林契約適正化事業実施要領	農林水産省 (林野庁)	C 対応不可	農林水産省の主な管理主体は、都道府県、市町村、森林整備法人(分収林の主な管理主体)を構成員とする「都道府県協議会」としている。 そこで、県の森林・林業施策及び農林水産大臣と密接な関係があるため、ここで実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に繋がる。 その他の森林・林業施策は、都道府県が実施するもので、都道府県から市町村や民間事業者が問題意識を共有したうえで連携しながら、分収林契約の解除又は賃借期間や非賃借施業の導入に向けた分収林契約の変更に取り組むことを支援している。 当該事業の実施主体については、都道府県、市町村、森林整備法人(分収林の主な管理主体)を構成員とする「都道府県協議会」としているところであり、当該協議会における合意形成の中で、都道府県の意向や地域の実情が反映される仕組みになっている。 このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に対して連携交付するところである。	都道府県が実施する林業事業との連携をより効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするのが、都道府県に付与すること。							
13	実態的に法令に基づき農政局協議を求めていた農政局の廃止	農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第6条の規定に基づき、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。)を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区において、転用申請が受け入れられる場合、都道府県知事は許可権限などについて、転用申請を受け入れる場合、都道府県は許可権限等について、農工法第5条第9項により県が結果に応じてうする場合との連絡調整を廃止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法第5条第8項、第9項 【改正の必要性】都道府県の実施計画を策定する場合や市町村からの協議に応じてうする場合、開拓地の利用規制との間に十分に調整を行っていることや地の状況については、開拓地が最も熟知していることなどから、農工法の適用を踏まえ、迅速な処理を図るうえでも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	別紙参照	農林水産省 (農業・農村省、国土交通省)	佐賀県	C 対応不可	農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導入基本計画の内容に則しているか、農業振興と農業整備等の土方政策との調和が図られているか、農地全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣の他の農地団塊はないか、当該耕地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行つたものである。 この連絡調整は、上記の観点から実施計画における不備等の意見や、無秩序な農地転用などを農工法の趣旨に反する事案の防止等にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっては、必要な以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。 いずれしても、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行なうことが適切であり、迅速な処理を図るうえでも、また地方自治法245条の2で規定されている閣僚法定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡調整通知は廃止すべきである。	国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体としての工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施計画策定にあたっては、国の通知も踏まえうえで県と関係市町村、各関係部局との間で十分に調整を行つてもらうことから、自ら体のみで可能である。 また、開拓地の転用申請が受け入れられる場合の農地全体として工業等の導入の規模は妥当か、近隣の他の農地団塊はないか、当該耕地の利用状況はどうか、等の観点から国が事務的な確認を行つたものである。					
73	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長	農地の法面や畦畔に太陽光発電パネルを設置する場合の許可期限の延長	【国の方針】 平成24年3月29日付け(23農振第2908号)農水省通知で、法面等に太陽光発電パネルを設置する場合は3年を最长とする一時転用許可が必要であるとしたところ、本件については、平成25年3月1日付け(24農振第2657号)農水省通知で、本地に支柱を立てて當農を継続しながら太陽光発電パネルを設置する場合は、同じ一時転用とするものの、當農継続が確認できれば延長が可能と示された。 【農家等の意見】 法面等に設置する場合は、本地に支柱を立てて発電パネルを設置する場合に比べ、本地の作物への影響は少ないと考えられるので、法面等から3年を最长に法面しなければならないことについては、延長して欲しいとの農家からの声が多い。 【要望事項】 法面等に太陽光発電パネルを設置することについては、農作業に影響がなければ、設置期間の延長は問題ないのではないかとの意見がある。	農地法第4条及び第25条(23農振第2508号)農水省通知、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通知	農林水産省	山梨県	E 提案の実現に向けた対応を検討	ご提案の法面等への太陽光発電設備の長期にわたる設置について ① 設備のメンテナンスのために本地の利用が制限されることや土砂流出が発生する可能性があるなど、本地と法面等の一体的な維持・管理の面から支障を及ぼすおそれがあること ② 設備が設置されていることで農業用機械による効率的な利用が困難となるなど、扱い手への農地の利用集積や堆壊整備などの施策の推進に支障を及ぼすおそれがあること等の問題があると考えられるが、先行事例における當農への影響等を検証しながら対応を検討したい。	① 土砂流出の発生や本地と法面等の一体的な維持・管理に支障がないよう、土砂流出の事案等により整備された強固な法面への設置に限る等、一定の許可範囲の内に設置する事を原則とする。 ② 相い手への農地転用については、隣接地との連続した農作業を行う際、法面を介して農業用機械が移動するとはしないと思われるが、面的な農地集積については、地域の集積計画との事前調整を行うなどの話し合いを行ふことが必要と考えられる。 ③ 平成24年3月20日付け農村振興局長通知(再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取り扱いについて)の2(太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取り扱い)の項について、改正をお願いしたい。 その場合、平成25年3月31日付け農村振興局長通知にて既に當農を農地転用(アグリゲーティング)については一時転用許可毎のパネル撤去は行わない取扱いをされており、同様の取り扱いをH24.3.28通知にも適切でないか検討いただきたい。 適応するに当たっては、撤去が不要な旨H24.3.28通知に明記する必要があると考える。					

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26.11.26提出決定)「(平27.1.12開議決定)抜粋」 平27対応方針(平27.1.12.22開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平28対応方針(平28.1.20開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平29対応方針(平28.1.26開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
926	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新た に加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行なうべきである。		C 対応不可	1 本事業のうち契約適正化対象森林選定活動は、前身事業等により都道府県協議 会が地域の合意を受けた作成した「非皆伐施業推進計画」を踏まえて、森林整備法人 等が管理している分収林のうち、契約対象木の成長が悪い森林や木材搬出が困 難な森林等を対象として、引き続き分収林として管理すべきか否かについて調査、分 析を行い、今後の取扱いを検討した上で、検討結果を「非皆伐施業推進計画」に反映さ せることを事業内容としており、今後の分収林の取扱いについて、地域の合意形成を 図ることを主な目的としている。 ※非皆伐施業推進計画：通常伐期による皆伐から間伐等を繰り返す非皆伐施業への 転換を円滑かつ確実に行なうため、目標とする森林の姿、分収方式の見直し等を内 容とする計画 2 現在、分収林には、都道府県、市町村、森林整備法人等の事業者が造林者となっ ているものがある。このため、都道府県単独が事業主体となって、市町村や民間事 業者等による個別の活動を支援する形態は適切ではなく、都道府県、市町村、森林 整備法人等の地域の関係者が対等な立場で参画する都道府県協議会を事業実施 主体とすることが必要である。 3 また、本事業のうち契約適正化推進活動は、上記の契約適正化対象森林選定活 動の成果を踏まえて、分収林の契約相手方（土地所有者等）に対して、長伐削除化や 複層造林などの推進の具体的な効果や意義を説明することにより、合意形成を図る ことを目的とするものであり、地域の合意に関する内容を契約相手方に説明する主 体としては、合意の形成に取り組んだ都道府県協議会することが必要である。 4 このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に対して直接交 付することが適当であると考えている。	平27対応方針(平27.1.12.22開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平28対応方針(平28.1.20開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平29対応方針(平28.1.26開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記						
13	【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画につ いて十分協調し、さらには近隣関係市 町村との協議調整を踏まえた上で計 画策定である場合、県との協議によ ることで支障はないものと考えるため、 提案団体の提案の実現に向けて、積 極的な検討を求める。		C 対応不可	当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道 府県が作成した実施計画について國に知らしめ（連絡）、國の立場から過不足がないかどうか確認 (調整)することで、並よい計画とするもの。 これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町 の住民、農業者も広く影響があることから、計画に瑕疵がないよう国も含めた様々な者が幅広い観 点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。 また、現在、新規実施計画の策定も重要な一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどう のよに埋めていくのかといった観点も重要なある。今般の事業では、近隣に利用が低調な農工団 地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事業が判明したこともあり、かかる場合は当該市町村の土地利用のあり方を考えた上で決して望ましいものではなく、連 絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料する。 以上により、本通知の廃止は困難であるが、今後関係省庁や様々な地方自治体の意見も伺なが ら、対応を検討してまいりたい。 なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法 245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのな いよう努めてまいりたい。	6 【農林水産省】 (1)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労 働省、経済産業省及び国土交通省と共管) (i)都道府県が、農村地域工業等導入実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変 更する場合(5条2項)において、人口5千人未満とする場合(5 条9の2項)、「農村地域工業等導入促進法の適用」(平 成63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立 地公審局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流 通局において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、 都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行 うこととされている事項については、廃止)。	通知	平成27年 3月31日	「農村地域工業導入等促進法の運用 について」の一部改正について(平成 27年3月31日付け2206号、 2015033100000000000000035 号、国官公物第154号)			
73	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		A 実施	先行事例における農業への影響等を検証しながら、今回いただいたい意見も参考としつつ、対応を 検討することとした。	6 【農林水産省】 (5)農地法(昭27法228) (5)「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置す る場所における耕種用許可制度の取扱いについて」は、先 行的な事例における當農への影響等を検証しつつ、一時 転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可 を行うことができるよう見直しを行つ。	通知	平成28年3月 31日	「太陽光発電設備を農地の法面又は畦 畔に設置する場合の取扱いについて」 (平成28年3月31日付け農村振興局長 通知)を廃止。なお、この通知の廃止に 伴い、「再生可能エネルギー発電設備 の設置に係る農地転用許可制度の取 扱いについて」(平24年3月28日付け農 村振興局長通知)は廃止。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
134	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業である」という要件について、農業生産法人の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。根拠法については、農林水産省告示通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業の売上高が事業全体の売上高の過半を占める」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促し雇用確保法による全額雇用率占めることによって、農林水産省告示通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業の売上高が事業全体の売上高の過半を占めること」としているが、中山間地域に限り、経営多角化を促すことで雇用確保法による全額雇用率占めることによって、農林水産省告示通知「農地法関係事務に係る処理基準」の当該箇所を撤廃する。	<概要> 「農業生産法人」の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。根拠法については、農林水産省告示通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業の売上高が事業全体の売上高の過半を占める」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促すことで雇用確保法による全額雇用率占めることによって、農林水産省告示通知「農地法関係事務に係る処理基準」の当該箇所を撤廃する。	農地法第3条第2項、農地法施行規則第2条、農地法第2条第3項の解釈基準によるもの。農林水産省告示通知「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付12構改B第404号)	農林水産省	長岡市	D 現行規定により対応可能	農業生産法人の「法人の主たる事業が農業であること」という要件(事業要件)における「農業」には、農業に関連する事業(販売・加工等)を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることができます。 また、法人の農業参入については、平成21年の農地法改正で「一方式に限り全額自己化され、リース方式の場合、事業要件はおりません」で、御提案にあるような複合的で多角的な経営を行う法人であっても、農業生産を行うことが可能ですので、同制度の御活用を御検討願います。	除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買物弱者サービスまでが農業の関連事業と解されるのかの疑問。 基盤が脆弱で、規模的にもコスト的にも条件不利な中山間地域では、農業生産法人の地域の農業を守るために、除雪の請負や給食・配食サービス、買物弱者サービスなど、多くの農業関連事業を行なう地域で取り組みながら、複数経営として複雑な発展を図っていく方が、より地域の実情にあっている。(農業法人は別に株式会社を設立するのではなくが大きい) このため既存の農業生産法人の経営発展という観点から、提案するものである。 あくまで、地域内に既に農業生産法人を営む者が多角的経営を行うことを前提とした提案である。	-	-	-	-	
596	遊休農地等の権利移動に係る許可要件の撤廃	遊休農地等の権利移動に際して、解除条件付き下限面積要件の撤廃	【制度改正の内容】 「権利移動の許可を受けるための、50アール以上の権利移動であることが必要(下限面積要件)」だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当敷地を除く場合には、許可要件である下限面積についでいる。そのため、そのようにして、要件の問題となる耕作放棄地対策を実施せざるを得ない。そこで、耕作放棄地対策を実施せざるを得ない場合は、耕作放棄地に対する権利移動を許可する場合に限り、下限面積の免除を求めるもの。(なお、「耕作のための合意のための利用の確保に対する支障を及ぼさないことを要件とする。」) 【支障事例・提案の必要性】 京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び引き受けの利用並びに新たな手づくりを目指す条例の制定を検討しているが、農業生産等にあり一定程度の農業技術を蓄積した者が、農村で空き家などと規模農地をせりで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるための制度の検討の際に、下限面積がトックりとなっていた。 【農業生産法人基礎強化促進法の問題】 なお、農業生産法人基礎強化促進法に基づく農用地利用集積計画を定めた場合、貸賃借契約に際して下限面積制限が適用されないこととなるが、貸賃借期間満了後返還されるときに組み入り、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の同意がない限り契約が解除されない農地法第3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。	農地法第3条第2項 農地法第5号、農地法施行規則第17条第2項	農林水産省	京都府	D 現行規定により対応可能	下限面積要件については、平成21年の農地法改正において、農業委員会が、新規就農を促進する親点から、地域の実情を踏まえて下限面積を設定できるよう権利移動許可に係る下限面積を設定可能とする制度下では、市町村全域で一律に行う必要ではなく、区域を区切って行うことの可能である。 この下限面積要件については、空き田畠の耕作放棄地が存する地域を中心に区域を設定し、その区域に小規模の別途の下限面積を定めることにより、現行制度での対応可能です。 就農希望者と空き田畠や農地の迅速なマッチングと新規就農希望者の受け入れを促進する上で、移住者等に限って、農業委員会毎に異なる下限面積統一的に引き下げる必要があるが、現行制度では多くの農業委員会の意合を経てこれが短期的には難しいことから、条例の円滑な運用に支障を及ぼすことがある。 なお、耕作放棄地に係る各市町村ごとの下限面積の定めがなくとも、制度の目的は損なうことなく、耕作放棄地解消にはより効果的と考える。	農地法の権利移動許可に係る下限面積要件は、生産性の高い農業經營によって効率的に利用されることを目的としているのであるが、農業委員会毎に下限面積を設定可能とする現行制度下では、新規就農地対策としての効果が發揮できていないため、本府では、緊急対策として条例を制定し、新たに就農希望者と空き田畠や農地の迅速なマッチングと新規就農希望者の受け入れを促進する上で、移住者等に限って、農業委員会毎に異なる下限面積統一的に引き下げる必要があるが、現行制度では多くの農業委員会の意合を経てこれが短期的には難しいことから、条例の円滑な運用に支障を及ぼすことがある。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間に十分確認を行なべきである。	-	-	-	-
712	市町村が農地を取得することについて	国または都道府県の場合には、この権利が認められており、その許可も不要とされている。これについて、農業法人は、農業生産法人の農地取扱い規制緩和の実現をめざして、現在の農地法では認められていない基礎自治体の農地の所有権取得及び利用の条件を緩和する許可を不要としていたいたい。 また、本件については、これから特有あるまじきの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。	これから農業の保全振興を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流等を見据えた様々な事業を展開しながら、活用を進めいくことは大変重要である。 また、長期的にはまちづくりや都市経営の親点から、基礎自治体の農地取得得するからこそ、現在の農地法では認められていない基礎自治体の農地の所有権取得及び利用の条件を緩和する許可を不要としていたいたい。 また、本件については、これから特有あるまじきの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。	農地法第3条第1項第5号 農地法第3条第2項第2号 農地法施行令第6条第1項第1号	農林水産省	近江八幡市	D 現行規定により対応可能	市町村による公用・公用の農地取得については、市町村自ら作成する農地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっており、現行制度でも対応可能です。	安定了農業経営と農地の保全及び地方創生に取り組む観点から、限られた土地資源を有効に活用することが必要不可欠である。農業の土地利用に加え、現行の農業基盤の整備状況や周辺の開発状況を踏まえながら、農家が多様な用途への土地活用を前提とした都市的土地利用に、農地を供することにより、これまであらわらなる農業投資へつながり、安定的・積極的な農業経営を実現しようとする。	農業生産法人基礎強化促進法の規定による農用地利用集積計画は、本市が提案する趣旨・目的異なることから、再度、農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び利用の要件を緩和し、許可不要とされることを望む。	-	-	-	-
76	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の補助要件の見直し	耕作放棄地再生利用緊急対策事業の助成措置における再生利用活動の区分において、土壤改良は2年目までとされているが、5年間に拡大いただいたい。	土づくりの最終目的は、農家が期待するような生産量又は品質を安定的に与えてくれる土壤をつくることである。 疲れた土壤を正常な状態に回復させるには、少なくとも3年間程度の期間が必要であり、本市の農地指導センターでは、農家から提出された耕作放棄地の土も含む年間200件程度の土壤分析を実施したことから、ほぼ全件について土壤改良のための助成を実施している。 例えば、土のpH値によって野菜や花などの栽培ができない場合、pHを調整する方法が土の中には浸透していく、表面に堆積すること、ホウレンソウなども作付け前に土に石灰を撒くため、土の中に浸透しないと、土のpH値にアカリ性にななり、土壌改良の必要性が高いことから、再生後2年目までの期間に制限せず、農業の根幹となる土づくりへの支援期間を手厚くすることで、これまで同事業に参画をしていた事業者が、安心して活用できる事業となり得るものと考える。 なお、5年間という期間は、同対策実施要領で、再生した農地において5年間の耕作状況の確認のみならず、指導、支援等が求められているため。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱 別紙1 第4助成指針の1 第1の1関係(1)	農林水産省	松山市	C 対応不可	土壤改良に対する国の支援は一般的に単年度で行われており、地力の状況に応じて、土壌改良材や有機資材を投正在している。 しかしながら、耕作放棄地は長期間放置されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、特例的に、2年目に土壌改良を行うことができるとしており、これより長い期間の土壌改良について支援するの図書である。 しかし、耕作放棄地の再生については、全国の自治体で大きな問題になってしまっていることや、農地の再生に取り組む農家の狙い手については、それぞれ栽培している作物に違いがあり、耕作しようとする土地の地力等の条件にも違いがあるため、地力の状況に応じた支援年数の延長が必要と考える。	農林水産省の回答のとおり、「耕作放棄地は長期間放置されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、特例的に、2年目に土壌改良を行うことができる」という現行の国における支援内容は、理解している。	-	-	-	-	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26対応方針(平21.12開催決定)抜粋) ※平27対応方針(平21.12.22開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平28.1.24開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし ※記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
134	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。		D 現行規定により対応可能	農業生産法人の「法人の主たる事業が農業であること」という要件(事業要件)における「農業」には、農業に関する事業(販売・加工等)を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることができます。 なお、地域内に既にある農業生産法人以外の法人(例えば建設会社)が、農地を借りて農業経営を行なうがら、除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買い物弱者サービスなどの多角的経営を行うことは可能です。	6 【農林水産省】 (5) 農地法(昭21法229) (iv) 農地等の権利移動の許可要件のうち下限面積要件(3条2項5号)については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体へ周知することによって実現することとしている事項について、都道府県において一律に規律することは、地方分権の趣旨にも逆行するものと考えています。 また、農地の賃貸借期間については、最長で50年まで設定可能であり、農用地利用集積計画を活用する場合でも長期に安定的に農地を利用することができますので、この制度を活用して新規就農を進めることも御検討ください。	通知	平成27年3月18日	農地法関係事務に係る処理基準の一部改正について平成27年3月18日付農林水産事務次官通知		
596	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。		D 現行規定により対応可能	御提案の内容は、前回回答のとおり、現行規定により対応することが可能ですので、判断権者たる農業委員会と調整願います。 なお、下限面積要件について、平成21年改正により耕作放棄地の軽減・発生防止など農地の有効利用の観点からより柔軟に下限面積を設定できるよう、設定期間について、都道府県知事が農業委員会に移譲した基準があります。少しづつ経験と経験で基礎自治体である市町村単位で監視される農業委員会において判断することとしている事項について、都道府県において一律に規律することは、地方分権の趣旨にも逆行するものと考えています。	6 【農林水産省】 (5) 農地法(昭21法229) (iv) 農地等の権利移動の許可要件のうち下限面積要件(3条2項5号)については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体へ周知することによって実現することとしている事項について、都道府県において一律に規律することは、地方分権の趣旨にも逆行するものと考えています。	周知	平成27年2月4日	各地方農政局等にメールにて周知するとともに、各地方農政局において担当者会議やメールにて地方公共団体へ周知した。		
712	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行われたい。		D 現行規定により対応可能	農地の利活用を目的とした市町村の農地取得については、市町村自ら作成する農用地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっており、現行制度でも対応可能です。 御提案のように、農業の振興(特に食育、地盤地消、都市と農村地域の交流)等を目的として、市町村が農業利用目的で農地を取得するものであれば、市町村が定めた農業経営基盤強化促進基本構想に反する内容でない限り、農用地利用集積計画を活用することは十分可能です。	6 【農林水産省】 (5) 農地法(昭21法229) (ii) 農地の利活用を目的とした市町村による農地の権利取得については、市町村が作成する農用地利用集積計画に基づいて権利の設定又は移転が行われる場合には、農地の権利移動に係る農業委員会の許可が不要である場合(3条1項7号)に該当することを、地方公共団体に周知する。	周知	平成27年2月4日	各地方農政局等にメールにて周知するとともに、各地方農政局において担当者会議やメールにて地方公共団体へ周知した。		
76	【全国市長会】 耕作放棄地では地力が低下していることが多く、安定した農業生産を行うためには土づくり等の期間を要する。農業生産の安定が図られる5年程度の助成による支援が必要であるところから、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		D 対応不可	耕作放棄地は長期間放置されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、土壤診断の結果等に基づき、特例的に2年目にも土壤改良を行うことができるとしている。 なお、作物や耕作しようとする土地の地力等については、現場条件等により様々なあることは理解するが、現在でも交付金の需要は多いため、土壌改良の支援年数を延長すれば、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
627	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金における簡易な基盤整備の緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、耕作放棄地に隣接する森林、原野等についても一括して基盤整備ができるよう制度の緩和を行うこと。	【支障事例】 本県では、生産基盤整備と農地の集積により、経営力の強化に取組んでいるところであり、耕作放棄地の活用による規模拡大の場合には、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を有効に活用しているところである。 耕作放棄地は、農地と周辺環境においては、單なる田の面積が大きいのみで、耕作放棄地と隣接地を一括的に再生し、耕作地として利用することが有効と考えられるが、隣接地が原野等農地以外の地目となっているケースが多く、一括的な取り扱いが困難な状況にある。 【制度改正の必要性】 小面積の耕作放棄地の解消を加速させるためにも、耕作放棄地を含む複数筆を一括して基盤整備する場合においては、原野等についても当該交付金の支援対象をしていただくよう、要件緩和を要望する。	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、保全管理が行われていないかった等により荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、周辺の原野等の取り込みで行う農地の造成は目的を超えるものである。 農山漁村における定住や都市との地域間交流等を促進するこことでより農山漁村の活性化を図ることを目的とした農山漁村活性化プロジェクト交付金においては、農地と原野等の一括的な整備も事業メニューとしているところであり、同事業の活用も検討されたい。	農林水産省	長崎県	C 対応不可							
754	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る交付手続の簡素化	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化することになっている。	【現行】 耕作放棄地を再生利用する活動への支援を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地政協議会を通じて申請される農業者等の事業計画を精査し承認することになっている。 【制度改正の必要性】 しかし、事業者等においては、各協議会において、構成員である農業委員会やJA等の各団体に認めが必要があるなど事務手続が煩雑であるため、事務手続を簡素化するにあたっては、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【改正による効果】 耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取組みなど、構成員である県や市町が主体に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に適応する県や地方機関による事業計画の立案が可能となる。また、単なる扶助金の交付ではなく、扶助金についての農業改良金等セクターによる、地域に根付いた農業者等による具体的な指導も可能となるなど、より総合的な事業効果を高めることができるようになる。さらに、協議会ではなく、都道府県、市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。 なお、改正後、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、協議会が事業を実施する方程式(都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会員となってい。市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となる)によって、これら多様な主体の連携によって、耕作放棄地を再生することができる。耕作放棄地再生利用緊急対策交付金にあたり、利用権設定や導入耕作地を再生する事業計画等にあっては、農業者等が総合的に支援できることによるものである。 したがって、協議会が事業を実施する方式は、都道府県や市町村単独で実施する方式に比べ、関係機関間での情報共有、連携が緊密に図られ、農業者を総合的に支援できるため、協議会方式の方が適当であると考えている。	農林水産省	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可							・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用などを含め、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること
911	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	空飛ぶ補助金のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性】 我が都道府県を介さずして市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権に対する懸念がある。 そのため、小規模な取り組みを行うなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助金の受け取り等の手間を減らすとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に適じたより効率の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものには、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 県の遊休農地対策や地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一括的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づく、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する。國の重要な政策手段として、耕作放棄地の再生を支援する事業である。 また、本交付金は、國の交付の仕方として地方の自主性や主体性を尊重するため、協議会等による事業計画を策定する方式(都道府県段階では、都道府県に加え、農業会議、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会員となってい。市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となる)によっており、これらの多様な主体の連携によって、耕作放棄地を再生し、當農業團体を中心に資源を有するにあたり、耕作放棄地の選定、再生作業の積算等に関する農業者等を総合的に支援することができる。 このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分に活用いただきたい。	農林水産省	埼玉県	C 対応不可							・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用などを含め、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること
111	中央卸売市場業務にかかる業務規程に關して、農林水産大臣の認可を一部の事項につき事後報告とすること	消費税法及び地方税法の改正に伴い、中央卸売市場業務にかかる業務規程及び同業務条例施行規則に規定する仙台市の中央卸売市場業務条例及び卸賣仕切り書類の記載事項の消費税率を100分の1から100分の8に改めた。この変更については農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。 【制度改正の必要性】 農業生産者等の利害関係者への見意聴取、条例の改正に係る議案の審議決定等の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やす了。 【制度改正の必要性】 消費税法の改正は国議で審議・議決され、また、法改正後、物価担当官会議を開催し、消費税の適正な転税率を関係府庁で申し合わせてることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更が明確に示されているものについては、大臣の認可報告に提出するにあたっては、事後報告に変更すべきである。	【支障事例】 本年4月の消費税率の5%から8%への引き上げに伴い、業務規程に相当する仙台市の中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則に規定する卸賣仕切り書類の記載事項の消費税率を100分の1から100分の8に改めた。この変更については農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。 【制度改正の必要性】 農業生産者等の利害関係者への見意聴取、条例の改正に係る議案の審議決定等の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やす了。 【制度改正の必要性】 消費税法の改正は国議で審議・議決され、また、法改正後、物価担当官会議を開催し、消費税の適正な転税率を関係府庁で申し合わせてることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更が明確に示されているものについては、大臣の認可報告に提出するにあたっては、事後報告に変更すべきである。	卸売市場法第9条、第11条 卸売市場法施行令第7条	農林水産省	仙台市	C 対応不可							意見なし

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平28対応方針(平27.12.22閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
627	【全国市長会】 効果的な耕作放棄地解消を図るためにも、農地以外の地目についても当該交付金の支給対象とするべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、現在でも交付金の需要は多いため、農地の造成ができることになるとすると、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。 また、鹿山渓谷活性化プロジェクト支援交付金については、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金よりも1地区当たりに多額の需要が必要となることから、所要の事後評価等を行う必要があることについては、ご理解いただきたい。							
754	【全国市長会】 各機関との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。		C 対応不可	耕作放棄地を再生し、當農再開をするに当たっては、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等の総合的な支援が必要であるため、都道府県、市町村、JA、農業委員会等関係機関が情報共有及び連携し、協議会方式で事業を実施することが適切である。 また、交付決定等事業の事務手続については、協議会の会話を決めて決まった事務局において行われている。事務局は、県段階では都道府県や農業委員会等、市町村段階では市町村や農業委員会等が担当しており、地域の実情に応じて、協議会の会話を決められていることから、会話に基づき、都道府県や市町村が事務局となることも可能である。							
911	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与と共に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		D 対応不可	耕作放棄地の再生利用に当たっては、都道府県や市町村に加え、農業委員会や農地中間管理事業を行う農業公社等が重要な役割を果していると考えられる。このため、地域の実情に応じて、これらの方を会員にすることができる協議会方式が適当である。 また、耕作放棄地の再生は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づき、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する、国の重要な政策課題であることから、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を財源移譲の対象とすることは困難である。							
1111	【全国市長会】 条例改正や認可申請を不要とするなど事務の簡素化を図るべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		D 現行規定 により対応可能	現在、中央卸売市場における取引に関しては、「譲税事業者と免税事業者を区別して取り扱うことを不要とし、効率的な運営を行う観点から、買受人に譲り受けた額の108分の100に相当する金額を提示させ、その8%に相当する額を上乗せした価格を卸売価格とする」、「中央卸売市場における業務運営について」(平成12年3月31日付け食流第746号経合食料局長通知)を発出し、指導を行っている。 この場合、やはりに係る価格は、卸売価格の108分の100に相当する金額となるが、これは免税事業者にとって、あくまで譲税事業者と同一の尺度で比較出来るようにするために用いる計算上の額であるため、現行の「中央卸売市場業務規程条例及び同業務条例施行規則の記載事項は、消費税と並ぶものであり、原則的に卸売価格を算出する際の問題となる」として規定されている。 一方、当該認可申請をする際に「農林水産大臣への業務規程の提出を求めているものの、業務規程の記載事項の一部について、条例以外の形式(規則等)により定めることでも卸売市場法上の問題はない旨、「中央卸売市場業務規程の作成について」(平成11年10月1日付け食流第3083号食品流通令通知、以下「中央卸売市場業務規程条例」とい)。を発出し、指導を行っているところで、自治体の裁量において、「卸売予定数量等の報告」及び「売買仕切書の記載事項」に係る規定の一部を規則等で定めることは可能である。 このため、今後消費税率の引上げの決定等により中央卸売市場業務規程例を一部改正する際には、必ずしも条例で制定する必要はない(規則等で定めておけば条例改正は不要となる)旨を周知し、自治体の事務の簡素化を図ってまいりたい。	6 【農林水産省】 ①卸売市場法(昭46法35) 中央卸売市場業務規程の記載事項(9条)の一部については、地方公共団体の判断により、条例以外の規則等で定めることができることを、以後の「中央卸売市場業務規程の作成について」(平11農林水産省食料産業局長通知)に合わせ、地方公共団体に通知する。	通知 平成27年3月25日	中央卸売市場業務規程例の一部改正について(平成27年3月25日付け26食産第4618号農林水産省食料産業局長通知)				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
166	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定について、適正価格を担保する年次決定することになっている。 また、学校給食用牛乳供給対策要領第21により、知事は供給価格及び供給事業者の決定に当たり、競争原理を機能させることが義務付けられている。 県の裁量に任され、県の裁量に任されるとともに、県の裁量に任されるとともに、競争価格を導入した場合において、県外事業者(県外牛乳)が供給事業者が決定生産者に供給できない状態が発生している。 本県では、県産牛乳の利用促進を図り、活力に満ちあふれ、県民が心豊かに安心して生活できる県の構築を目指した鳥取県産業振興条例を制定するとともに、地産地消を推進してきているが、今回の事態にこれに相反するものとなつた。 ついては、県内に県内生産牛乳を製造するメーカーが1社しかない場合においては、予定価格との見積もり合わせで適正価格を担保するなどにより、価格決定等を県の裁量により行なうことができるよう規制緩和が必要である。	学校給食用牛乳供給対策要領第2	農林水産省	鳥取県	D 現行規定により対応可能	酪農及び肉牛生産の振興に関する法律第24条の3の4により、県は、国内生産牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るために必要な措置を講じるものとされ、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として学校給食用牛乳供給対策要領等を各都道府県知事に提出するものとされています。 供給価格及び供給事業者の決定に任された場合は、各都道府県の事務は、自治事務に当たるものであり、技術的助言の内容を実施するか否かの判断は都道府県知事の裁量となることから、本提案事項に関して特段の規制緩和が必要となるものではありません。	県の裁量で通達による事務を実施しないことにより、学校給食用牛乳供給対策事業の補助の一部が受けられないことがないようにされたい。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なべきである。				
182	畜産公事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)の見直し	【見直しの必要性】 畜産公事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。 国では、本ガイドライン等に基いた事業費算定による算措置がなされているが、実施に際しては、実勢費用と予測の差額が増大し、度重なる入札不調に陥る。また、工事費の費用のかかり増しが発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	畜産公事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)	農林水産省	秋田県	D 現行規定により対応可能	畜産公事業は、平成21年春をもって終了。現在は、農山漁村地域整備交付金実績(平成22年4月1日付)を農振法第243号農林水産事業次官通知の表メニューとして草創産基盤整備を実施しているところです。 また、合意されました公事業については、交付決定通知により、公事業の品質確保に関する法律(平成17年法律第18号)に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた契約を行い、工事の品質を確保するよう通知しているところです。農山漁村地域整備交付金交付決定通知をご覧下さい。 また、公事業の労務単価については、国土交通省が昭和45年より農林水産省及び国土交通省における公工事の予定価格の精算に必要な計算労務単価を決定するため、公事業労務単価調査を実施。これを基に、公工事の予定価格の積算に必要な販売労務単価を、毎年年次公表のデータとして用いて公表しているところであり、参考には、これらの資料を参考に労務単価を決めてお使いください。	畜産公事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)について、畜産公事業終了後の現在においても、公事業の計画策定に係る畜舎整備の工事費単価のガイドラインとして使用されている実態にあるため、本上限価については明確に廃止すべき。 また、実勢価格を踏まえ新たな畜舎整備の工事費単価の基準を策定し定期的な見直しを行なべきである。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なべきである。				
293	農事組合法人の事業要件の緩和	農事組合法人の農業経営の安定化に向け、農事組合法人の形態のまま、他の者ができる生産する農畜産物を使用又は加工事業と規定されており、他者から仕入れた農畜産物や飼料等を使用する農家レストラン等での次産業については、農事組合法人の形態のままで実施することができるよう事業範囲の緩和がかかる。 【制度改正の必要性等】 6次産業は農業経営の安定化と地域の活性化に寄与すると考えられ、農事組合法人の事業範囲を緩和し、6次産業に参入しやすい環境を整える必要がある。 また、現在の制度では、株式会社への組織変更が想定されているが、譲渡権が出资割合に応じる株式会社よりも組合員一票の譲渡権である農事組合法人の方が6次産業を狙う集落営農に馴染みやすいこと、農事組合法人の方が法人税負担が軽いこと、設立手続きが容易であること等を踏まえると、農事組合法人における事業範囲の緩和が必要である。	農事組合法第72条の8第1項	農林水産省	三重県	D 現行規定により対応可能	農協法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行うことができるとしており、そのを行う農業に関連する農業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他の事業は、組合員が經營するものとされています。 この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストラン等を行うことも可能です。 なお、農事組合法人は、農業生産に関する初歩的、部分的な協業を開始するに当たっては、協力取扱きの特別な制度であり、その協業登録等の手続を踏むことになります。一方、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストラン等を行うことも可能です。 この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストラン等を行うことも可能です。 なお、農事組合法人は、農業生産に関する初歩的、部分的な協業を開始するに当たっては、協力取扱きの特別な制度であり、その協業登録等の手続を踏むことになります。一方、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストラン等を行うことも可能です。	○農事組合法人が取り組む6次産業化については、「自らが行う農業に関連する範囲でできる」と解されている。一方、自らが行う農業に関連する範囲を超えた場合は、組合員が經營するものとされています。 この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストラン等を行うことも可能です。 なお、農事組合法人は、農業生産に関する初歩的、部分的な協業を開始するに当たっては、協力取扱きの特別な制度であり、その協業登録等の手続を踏むことになります。一方、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストラン等を行うことも可能です。 この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストラン等を行うことも可能です。 なお、現行制度で対応可能であるのならば、その解説を示す通知を発出されたい。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なべきである。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平成28年方針(平27.12.22閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
166	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行ってある。 なお、供給事業者と給食実施者との間の契約により決定することができるような仕組みについても検討された。		D 現行規定により対応可能	前回お答えしたとおり、学校給食への牛乳供給については、学校給食用牛乳供給対策要綱等(以下「対策要綱等」という。)を技術的助言として通知し協力をお願いしているところであります。この内容を実施するか否かの判断は都道府県知事の裁量の範囲となります。しかしながら、学校給食用牛乳等供給推進事業のうち、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業については、供給価格に応じて補助金を算定する方式を探していることから、全額国費で負担している本事業を活用する上では、対策要綱等に基づき透明性の高い手法で適切に公正な供給価格及び供給事業者を選定する必要があることを、供給事業者と給食実施者との間で明確に示すことであります。	6 【農林水産省】 (17)学校給食用牛乳安定需要確保対策事業供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、透明性の高い手法を通して、適正にこれを決定することができるものである場合、競争入札によらずとも、学校給食用牛乳の供給価格をもたらす供給事業者を決定する必要があることを、地方公共団体に周知することを、地方公共団体に周知する。	周知	平成27年2月13日	平成27年2月13日に開催した学校給食用牛乳供給推進全国会議において周知を行った。		
182			D 現行規定により対応可能	工事費単価の上限(H11年3月)が、畜産公共事業終了後の現在もガイドラインとして使用されている実態にあるのですが、当該事業に代わり、現在は、農山漁村地域整備交付金基準要綱(平成22年4月1日付け)第2453号農林水産事務次官通達の事業メニューとして、上限の設定のない畜産基盤整備事業(以下「本事業」という。)を実施しており、そのような使用は不適当と考えています。	6 【農林水産省】 (20)農山漁村地域整備交付金現行の草地畜産基盤整備事業については、公共工事の品質確保の観点に関する法律(平成19年法律第16号)にのどり、経済効率化の観点から一括納入の手続を採用する。価格及び品質が既約的に決まることとしており、畜産公共事業(平成21年度で終了)に適用されていた畜産整備の工事費単価の上限は適用されないことを、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年2月17日	草地畜産基盤整備事業における工事費の積算について(平成27年2月17日付け事務連絡)		
293	【全国市長会】 農事組合法人の農業経営の安定化を図るために、事業範囲の緩和は必要である。 なお、農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行ってある。		D 現行規定により対応可能	第1次回答のとおり、農協法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行うことができるとしており、その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の他の農林水産会員で定めるものも含まれています。この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストランを行うことも可能です。このことについては、都道府県の農協及び農事組合法人の指導担当者を集めた農協指導・一齊調査担当者会議(平成25年4月22・23日開催)において、情報共有するとともに、農水省のホームページ上の資料「農事組合法人から株式会社への組織変更について(平成25年10月)」においても、農事組合法人が小規模な農家リストを作成することができるなどを明記しています。引き続き農事組合法人の制度の創設・目的、制度の概要(事業の範囲等)等について、各般の機会を捉え周知を進めてまいります。	6 【農林水産省】 (1)農業協同組合法(昭22法132) 農事組合法人は、自らが行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行うことができるとしており、その範囲内であれば、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物を原料又は材料として使用する農家レストランも行うことができることを、都道府県に通知する。	通知	平成27年3月18日	「農業協同組合・農業協同組合連合会・農業協同組合中央会及び農事組合法人に向けた総合的な監督指針(借用事業及び共済事業のみに係るものを除く)」の一部改正について(平成27年3月18日付農林水産省経営局通知)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等				根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
											区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
327	野菜価格安定対策事業の産地指定における共同出荷割合の見直し	野菜指定産地の基準について、野菜指定産地の付与面積要件は満たしていないものの、共同出荷割合要件を満たす重要な役割を担っている。野菜価格安定事業は、これまで大規模生産者を対象としたものであり、野菜指定産地の付与面積要件は定められていないものの、共同出荷割合が決めてあることから、野菜指定産地を除いた産地がある。指定野菜の安価的な供給を確保立や、セーフティネット機能の強化による新しい手の確保、規模拡大を進められ、共同出荷要件を廃止し、対象産地を拡大するに従えることとなるもの。	【改正の必要性】 国民の消費安全を維持するために必要な野菜を生産する野菜指定産地は、対象農家は安定的に出荷するための出荷計画を立て、新規ハリストスを維持する重要な役割を担っている。野菜価格安定事業は、これまで大規模生産者を対象としたものであり、野菜指定産地の付与面積要件は定められていないものの、共同出荷割合が決めてあることから、野菜指定産地を除いた産地がある。共同出荷割合が決めてあることから、野菜指定産地を除いた産地がある。指定野菜の安価的な供給を確保立や、セーフティネット機能の強化による新しい手の確保、規模拡大を進められ、共同出荷要件を廃止し、対象産地を拡大するに従えることとなるもの。	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	農林水産省	大分県、長崎県	C 対応不可	野菜指定産地は、消費者への指定野菜の安定供給を図るために一定の生産地域を指定していますが、具体的には、面積要件のほか、一定のまとまりをもったロットを出荷するとともに計画出荷による需給の安定が図られるよう、共同出荷割合2/3以上との要件を設定しています。 一方、流通の多様化からJA系統出荷だけでなく多様なチャネルを持つ生産者が図られながら、価格が乱高下するおそれがあることから、共同出荷割合要件を廃止することは困難です。 なお、指定産地になった後、(独)農畜産業振興機構への登録を行った大規模生産者が市場に出荷する野菜の数量を共同出荷割合にカウントすることは可能であるため、こうした農家の制度加入促進についても御検討ください。	大分県では、多くの産地で高齢化が進んでおり、産地規模の縮小と生産の不安定さが増している状況にあるため、大規模農家の生産規模(出荷ロット)と生産技術が安定供給に果たす役割は今後、ますます大きくなると考えています。 一方、流通の多様化からJA系統出荷だけでなく多様なチャネルを持つ生産者が図られながら、価格が乱高下するおそれがあることから、共同出荷割合要件を廃止することは困難です。 なお、指定産地になった後、(独)農畜産業振興機構への登録は、指定産地の区域内に生産されることが必要であり、新たな産地の指定時にはカウントできません。 新規就農者や規模拡大するする農家にとって価格安定制度がセーフティネットとしてインセンティブとなることから新たなスキームとして検討願いたい。							
358	野菜価格安定対策事業における共同出荷割合の見直し	中山間地域や条件不利地域の野菜産地に適用した独自の制度設計による価格保証が行えるよう、共同出荷割合に係る同一の一律の要件を導入化する。	指定野菜価格安定事業の対象については、野菜生産出荷安定法第4条に基づき、種類、面積、共同出荷割合(協約等)の共同出荷組織による出荷数量の全出荷数に対する割合2/3又は1/2が設定されているが、本県の野菜の多くは、急傾斜地や中山間地域で生産されており、一律のまとまり要件を満たすことが難しく、指定産地数は、平成15年度26产地あったが、26年度には24产地となり、生産量も減少している。また、たまねぎの2産地では、共同出荷割合が1/2を下回ることが懸念される。 これは、平成26年3月31日付けで面積要件を緩和したが、共同出荷割合は見直しがなかったため、一律要件の弹性化(中山間地域や条件不利地域では共同出荷割合を1/3とするなど)が必要である。 これにより、地域の立地条件や気象条件に適した独自性を有する野菜生産地拡大維持を図ることができる。	野菜生産出荷安定法施行規則第2条	農林水産省	愛媛県	C 対応不可	野菜指定産地は、消費者への指定野菜の安定供給を図るために一定の生産地域を指定していますが、具体的には、面積要件のほか、一定のまとまりをもったロットを出荷するとともに計画出荷による需給の安定が図られるよう、共同出荷割合2/3以上との要件を設定しています。 一方、(独)農畜産業振興機構への登録を行った大規模生産者を市場に出荷する際には、共同出荷割合を大きく下げるおそれがあることから、共同出荷割合要件を大幅に引き下げる原因是困難です。 なお、作付面積の小さい中山間地域向けには、特定期の野菜の対象産地(特定指定産地)として、共同出荷割合要件を原則1/2としていますので、当該事業の活用も御検討ください。	本県における、指定産地数は、平成15年度26产地あったが、26年度には17产地と大幅に減少し、出荷量も9年間で23%減少している。出荷量を確保し、需給の安定を図るためにには、共同出荷割合の要件を緩和し、指定産地数を拡大することが必要である。							
611	野菜生産出荷安定法施行令の対象出荷期間の緩和	野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている野菜価格暴落時に価格差補填給付金を交付することにより、野菜農業経営を安定させ、再生産を促し、消費者への安定供給を図っているところであるが、野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間と実情に合わせて設定できるようにすること。 (具体例) 春だいこん 4月1日～6月30日 → 3月1日～6月30日 春だいこんの集荷については、3月に全体比率の3割を占めており、比重が高いため、集荷期間の延長が必要である。	【支障・制度改正の必要性】 野菜生産出荷安定事業において、野菜価格暴落時に価格差補填給付金を交付することにより、野菜農業経営を安定させ、再生産を促し、消費者への安定供給を図っているところであるが、野菜生産出荷安定法施行令第1条で定められている出荷期間と実情に合わせて設定できるようにすること。 (具体例) 春だいこん 4月1日～6月30日 → 3月1日～6月30日 春だいこんの集荷については、3月に全体比率の3割を占めており、比重が高いため、集荷期間の延長が必要である。	野菜生産出荷安定法施行令第1条	農林水産省	長崎県	C 対応不可	野菜価格安定対策事業の対象出荷期間は、その期間の生産量の水準、需給のバランス、価格形成の実態等を国的にかかつ総合的に判断し、より適切な価格差補てんが行われるように定められています。 一方に、特定地域の実情に合わせて見直しを行った場合、保証基準額(補てん基準)の算定の基準となる販売市場の平均価格に影響し、他の春だいこん産地の出荷期間や保証基準額にも影響を及ぼすこととなるため、対応は困難と考えます。	価格安定制度の目的は、生産者の経営安定と消費者への安定供給である。 全国の野菜の生産量が減少している中、産地としてこれまでに価格安定制度の対象となっていたかった時期が対象となることで産地としてのロットの増加につながり、産地の維持が図られるものと考える。 生産者の経営安定と消費者への安定供給のためも全国一律ではなく産地の実情に応じた細やかな対応をお願いします。							
393	農業青年給付金の年齢要件の緩和	農業青年給付金の年齢要件の引き上げ(年齢要件:原則45歳未満→55歳未満)を求めるもの。	【改正の必要性】 大分県では、農業就業人口が平成17年から22年の5年間で約1万1千人(19.6%)減少していることから、県内外での就農セミナー、相談会などの取り組みにより、新規就農者の確保・育成に積極的に取り組んでいる。平成21～25年度の新規就農者数は884名であり、うち就農時年齢45～54歳の者は105名(自営就農者1名、雇用就農者104名)、55歳以上の者は13、60歳以上を占めている。地域の活性化に伴い手で育てる新規就農者のうち55歳以上の割合は、67.4%と高齢化が進んでいるが、45～54歳はまだ若手であり、大分県の基幹的農業従事者の平均年齢は68.6歳であるとから55歳で就農しても10年以上農業経営に從事し、地域農業の振興を担うことができる。 このようならずから、新規就農者の確保に向けて、青年就農給付金について、廃止された就農支援資金(研修資金)の中高年と同様の「55歳未満」への年齢要件の緩和を要望する。 なお、青年等就農資金については、新規就農時の施設等整備にかかる設備投資に対して、既存された制度の中高年はある程度自己資金を有するものの、研修時の生活を支援する制度が必要と考える。 【現行要件】原則45歳未満→改定案:55歳未満	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱	農林水産省	九州地方知事会	C 対応不可	現在、基幹的農業に從事する者は174万人いますが、このうち65歳以上が約6割を占め、40代以下は約1割となっています。こうした中、持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外から新規就農者を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要です。 このため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成25年12月)において、「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後(40代以下)の農業従事者を40万人に拡大」することを目標に位置づけています。この目標を達成するため、青年就農給付金等の事業を実施していますが、新規就農者が経営を確立し、定着するためには5年程度必要であることを踏まえ、原則45歳未満で就農する者を対象としているところです。	これまで国は、「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法(平成7年2月15日法律第2号)」により、中高年(40歳以上)の就農開始前の研修期を融資制度により支援していましたが、制度廃止後は国の支援制度がない状況である。 地域農業の振興を担う新規就農者の確保には、45歳以上の就農希望者への支援も必要であることを踏まえて検討願いたい。							

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26.11.21.13開議決定)抜粋 平27対応方針(平27.12.22開議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平28対応方針(平28.12.20開議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平29対応方針(平29.12.26開議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし て記述	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
327	【全国市長会】 野菜価格安定対策においては、共同出荷のものに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものと考える。野菜生産者に対しては、共同出荷量をつかなければ、価格安定対策としての差額補てんが出来なくなる懸念もある。 一方で、生産者がスーパー・マーケットなどと直接契約を行う例が増えており、共同出荷要件を満たすことが難しくなっている状況もある。 地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。		C 対応不可	指定期制導入しているのは、より供給能力が高く(面積要件)、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い(共同出荷割合要件)。産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷するためです。そのため、共同出荷割合要件を廃止すれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給の効果が十分得られないなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を廃止することは困難であることをご理解下さい。						
858	【全国市長会】 野菜価格安定対策においては、共同出荷のものに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものと考える。 一方で、生産者がスーパー・マーケットなどと直接契約を行う例が増えしており、共同出荷要件を満たすことが難しくなっている状況もある。 地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。		C 対応不可	指定期制導入しているのは、より供給能力が高く(面積要件)、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い(共同出荷割合要件)。産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷する目的であります。 このため、共同出荷割合要件を大幅に引き下げれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給の効果が十分得られないなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を大幅に引き下げるることは困難であることをご理解下さい。						
611			C 対応不可	野菜生産出荷安定法施行令において、野菜を「主な出荷時期」で区分しているのは、出荷時期等により作型等があり、それに応じて価格形成が異なるためです。一方、指定野菜は、消費量が多く全般的な流通が行われていることから、同施行令における主な出荷時期は、特定の一部の産地ではなく、全国での生産・出荷動向により定められるべきものです。 このため、特定期制導入の状況のみに応じて、同施行令で定める主な出荷時期を変更すること、例えば、春だいこんの出荷時期を「春(3月~6月)」から「春(3月~7月)」とする、同様に、同じごく産地の価格形成に影響を及ぼすのみでなく、秋冬だいこん産地の出荷時期を変更(10月~翌3月)、翌4月)する必要が生じることとなるため、秋冬だいこん産地に影響を及ぼすこととなります。 したがって、同施行令を変更して、主な出荷時期を見直すことは困難であることをご理解下さい。						
393			C 対応不可	青年就農給付金は「農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改定)」において位置づけられた「新規就農し定着する農業者を倍増し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大!」するという政策目標を達成するために実施していることから、新規就農者が経営を確立し、定着するためには5年程度必要であることを踏まえ、原則45歳未満で就農する者を対象としているところです。 御指摘の中高年の支援については、これまで就農支援資金の「農業研修資金」を含めて支援措置を講じてきましたが、この就農研修資金については、近年ニーズが減少し、貸付実績が少なくなってきたことから、今後の制度改正では機械の整備等を支援する「施設等資金」に重点化し、中高年への貸付上限額を2700万円から3700万円まで引き上げるなど内容の拡充を図ったところです。 このように中高年の研修支援のニーズは限定されていると考えられ、政策目標を踏まえたより一層の高い支援措置に重点化して支援してまいります。						

管轄番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
641	青年就農給付金の要件緩和	【支障・制度改正の必要性】 離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少があり、早急な定住及び人口減少抑制策が必要である。また、給付期間中に新規参入者がいる場合、新規参入者と既存の農業従事者との競争による生産物の販売等に影響があること、一方、青年就農給付金(経営開始割)における対象者要件は、「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同様の經營リスクを負って經營を開始する経営開始割)であると市町村長に認められることを離島に認めておられる」とあります。	新規就農・經營継承結合支援事業実施要綱	農林水産省	長崎県	C 対応不可	青年就農給付金(経営開始型)は、就農直後の経営が不安定であることから、定着するよう支援しているものであり、新規参入者のままで、農家子弟が継承の經營を継承する場合であっても、給付期間中に新規参入者の導入、経営の多角化等経営発展に向けて取組を行いつゝ、新規参入者と同様の經營リスクを負って経営を開始する経営開始割であると市町村長に認められた場合に、支援しているところです。	「具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記入しているように、離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制策が必要となっています。 国境の組みを推進する地方創生・人口減少克服についても、離島地域は最もその組みが必要となっている地域です。 また、国境離島の保全、管理及び振興上においても、青年就農給付金制度の活用により離島の定住者が増加することは国益から見て也有益であると考えます。 上記の視点を踏まえ、営農上、離島地域という地理的条件の不利は当然考慮されるべきものと考えます。 なお、条件不利地域については、中山間地等直接支払制度によって既に是正がなされているものの方のようですが、離島全域での適用には至っておらず、かつ就農・定着の動機付けとしては離島地域の条件不利については是正されている状況ではないと想ります。						
420	農用地区域における開発行為の許可権限の移譲	【権限移譲の必要性】 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県・市町村行舎などを新設する場合などが想定される。当該事務権限は指定都市に移譲されることにより、農用地の実情に応じたより柔軟な土木工事が迅速に行なうことが可能となる。 当該可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則の下で、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	農林水産省	指定都市市長会	C 対応不可	本事務は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的・法的な運用は、ガイドライン等により、開発行為の許可権限を担当の考え方から、都道府県知事が行うのが適当である。	農業法第15条の2に規定される農用地区域における開発行為について、法令に基づく客観的な運用は、ガイドライン等により、開発行為の許可権限を担当の考え方から、都道府県知事が行うのが適当である。 農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成26年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事務の実施主体の在り方・農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	O「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の扱い等について市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確立など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。					
716	農振農用地区域からの除外への対応	①～④を満たす場合は都道府県事務の届出により除外とする。 ①②未満の農用地区域に半以上を占めている。加えて現状では、再生可能なエネルギー施設は同意しかねる除外理由であり、事業申請者が発行できない状況になっている。 ②現状が遊休農地又は荒廃農地。 ③転用目的が再生可能なエネルギー施設設置。 ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る)。 また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の隣接農用地域にいても④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。	【支障事例】 農振法で農地の合理的な利用を利用の目的のひとつとしているが、現状が遊休農地又は荒廃農地であったとしても第13条第4項により、都道府県知事との協議に半年以上必要である。加えて現状では、再生可能なエネルギー施設は同意しかねる除外理由であり、事業申請者が発行できない状況になっている。 【制度改正】 再生可能なエネルギー基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能なエネルギー施設の設置に伴う農用地区域からの除外については、設置する必要性、他の土地をもって代えることが困難であることが明確であるなど、除外の要件を全て満たすと判断されれば、他の目的による農地転用に可能である。 【懸念の解消】 都道府県知事との協議・同意をすることで、市町村間の隣接農用地域の効用が損なわれる懸念が想定されるが、届出により県に調整役として関与してもらうことで補填できることから懸念は解消される。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項・第13条第2項・第4項	農林水産省	聖籠町	C 対応不可	農用地区域からの除外については、国民への食料安定供給等の基盤である農地の確保という観点から、除外要件に即し厳正に判断する必要があり、現場の開発行為と一定の距離を置いて都道府県との協議・同意が必要である。	なお、再生可能なエネルギー施設の設置に伴う農用地区域からの除外については、設置する必要性、他の土地をもって代えることが困難であることが明確であるなど、除外の要件を全て満たすと判断されれば、他の目的による農地転用に可能である。	O「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の扱い等について市町村が担うことができるべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確立など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平成27年方針(平27.12.22閣議決定)抜粋) 平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
641	【全国市長会】 離島の農業振興や農業の継承のため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	青年就農者の確保は、確かに離島地域で大きな課題となっていますが、本土地域においても、中山間地域を中心に離島地域と同程度に課題となっているところは多数あります。 このようのことから、青年就農給付金については全国一律の要件としているところであり、特定の要件について、離島のみを適用除外することは適切でないと考えます。 なお、新規参入者と同等の経営リスクを負っている分については、市町村長が判断することとしており、市町村において、所得向上に向けた前向きな取組を促しながら、地域の実情に応じて柔軟に判断していただければと考えます。							
420	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整備確保の仕組みを構築して、農地転用許可制度の実用化区域の認定・実施について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。	農地・農村部会において検討中		農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成22年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	4 【農林水産省】 (4)農地法(昭27法229)及び農業振興地域の整備に関する法律(昭27法230)に基づき、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。	法律、政令、省令、通知	施行日： 公布日(平成27年6月26日)、 平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第5号)			
716	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の整備確保の仕組みを構築して、農地転用許可制度の実用化区域の認定・実施について市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。							

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見			全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
750	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地帯における要配慮施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく津波避難促進事業に係る要配慮施設等移転に係る法律施行規則第4条の4の規定に該当項目とすること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地帯における要配慮施設等移転に係る法律施行規則による「赤浜・アラカマ海岸津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく津波避難促進事業に係る要配慮施設等移転に係る法律施行規則第4条の4の規定に該当項目とすること。 また、最大で15メートル以上の津波が押し寄ると予測される太平洋側に、約80キロメートルの海岸線にわたり、重要な要配慮施設の移転促進を図る必要があります。本市においては、市街地区域内に購入可能な程度までとった土地が少ないため、近傍の市町村へ移転する必要があります。しかし、このように要件が適用されるものと考えています。 このような事例に限っては、早急に実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。 【制度改正の内容】 津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。	農業振興地域の整備に関する法律第10条、農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4	農林水産省 豊橋市	C 対応不可	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地帯における要配慮施設等の単独移転を准ずる制度改正に閑闋する提案	市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施するため、農地転用許可を受けるうする場合には、市町村の農業振興地域整備基盤整備計画との整合性の確保を図る観点等も踏まえ、農業の健全な発展に支障を及ぼすそれがいか等を判断することとしているが、津波避難対策緊急事業計画等の検討段階から市町村の農業関係当局や道府県と調整を行うことで、円滑かつ迅速な実施を行うことが可能と考えている。	意見なし					
877	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設を更新するため、灌がい排水施設更新事業に係る農振除外の要件緩和に係る要件緩和のための事業である。灌がい排水施設更新事業により、企業等が用地を規模縮小などして、農業の生産性を5%以上向上させられるのではないかと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業に係る灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数多く実施され、その地域一体には半永久的に8年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への利用が不可能となるためである。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農業農地区域を集落原さぎぎりよび地元農業者等は、社員の賃借農地により、企業等が用地を規模縮小などして、農業の生産性を5%以上向上させられるのではないかと解せられるため、8年未経過の対象となる土地改良事業に係る灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数多く実施され、その地域一体には半永久的に8年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への利用が不可能となるためである。	・農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項第2号に該当する農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3、農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)	農林水産省 近江八幡市	C 対応不可	農業公共投資が行われた土地は、園芸の税金が投入されていることから、一定期間、農業上の利用を確保する必要がありますが、事業完了後間もない土地を農耕区域から除外することは不適当と考える。	本市では、琵琶湖からの揚水により市街地にまで伸びるハイラインが通つてから、一定期間、農業上の利用を確保する必要がありますが、事業完了後間もない土地を農耕区域から除外することは不適当と考える。	・本市では、琵琶湖からの揚水により市街地にまで伸びるハイラインが通つてから、一定期間、農業上の利用を確保する必要がありますが、事業完了後間もない土地を農耕区域から除外することは不適当と考える。	この回答に、ある、公用投資による費用対効果という点は十分理解しており、両者の整備を実施するのであれば今後8年間の農地としての利用を確約することも妥当であると思われる。しかし、その8年を超過して後に灌がい排水施設の一部の更新を行な場合にも同様に8年未経過の要件を掛けることは、社会・経済情勢も変化している中において適切ではないと考える。よって、灌がい排水施設の更新の場合は、補助金の返還及び財源処分に係る費用負担を負うことでの除かれることを許可されたい。	また、市街化権について、国は、低炭素社会の実現に向けてコンパクト化という考え方を示されているが、そのうちの中において市街化区域の拡大という手法は本当に認めていただけたのか。	更に、26号の2計画についても、市街化区域に隣接する地域では策定することが出来ないとの指導を受けおり、仮に、計画策定が可能な地域であつたとしても、一般住宅地の整備や企業の進出及び規模拡大を行うことは26号の2計画の制度に該当しないとの指導もあった。	こうしたことから、8年未経過の要件を緩和されない限り、現制度下において農用地を農業に資するもの以外へ転用することは実質的には不可能ではないかと思われる。	
431	鳥獣被害防止総合対策交付金要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合に、受益戸数が3戸以上であると要件とされているが、これを1戸でも複数で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	【具体的な支障事例】 農地の集約化が進む中、一団の農地を1人の組合手が耕作する場合は、本件に対する対象外となります。一方で集約化されずに3戸以上の組合手が耕作する場合は、受益戸数が3戸以上であると要件とされていますが、これを1戸でも複数で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1	農林水産省 立山町	C 対応不可	農林水産省においては効率的な被害防止策を推進する観点から、地域全体を取り組んだ防護の設置に対する支援を行っています。 当該交付金の3戸要件とは、耕作の組合手が3戸ということではなく、自給的農家や畜産農家も含め、侵入防止柵の設置等による受益する農家が3戸以上あれば良いとしています。 なお、当該交付金の活用が困難な場合、市町村が策定した被害防止計画に基づいて実施する取組による経費のうち、駆除等経費については、市町村が負担し、経費が特別交付税で措置されるので、これの活用も検討していただきたいです。	3戸要件の受益する農家の定義についてご教説願います。						
609	強い農業づくり交付金事業(国庫補助事業)の要件の明確化	強い農業づくり交付金事業の実施要件を実現するための要件緩和等を行う。 新規ハウス改修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。	【制度改正の必要性】 「経営資源有効活用の推進」ニーズにおける、新規ハウス改修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。	強い農業づくり交付金実施要綱別表1の1のメニューの構成の4	農林水産省 長崎県	C 対応不可	農林水産省において、行政財政の合理化、効率化の観点から、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点から「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月1日付)を第40号令「農林水産省農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月1日付)を定め、補助対象をより細分化する基準を定めています。 上記通知において、農業用施設がモバイルハイロードの附な物等特別の事由があるものに限り、補助対象としており、耐風性等の観点から、低コスト耐候性ハウスは、補助対象としていますが、当該施設のうち温室等の個人経営になじむ施設については、補助対象としないこととしており、対応は困難です。	「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」欄に記入しているように、長崎県内で増加傾向にある離農農家の農家や後継者不在の農家が有する經營資源を、なるべく既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に効果的に活用したい、新規参入者の導入が農業活性化につながるのを目的としたものであります。しかし、これまでのところ、このニーズは長崎県ののならず全国で高まってくるものと思われます。本支援メニューが現状のままの取扱いであれば長崎県で取り組まることは難しく、有効な支援策が実現されないかもしれません。	眞に本メニューの趣旨を実現させるため、補助対象とする範囲の基準により対応が困難であるのであれば、その「農業用機械施設補助の整理合理化について」の基準の適用外とするよう希望します。					

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26対応方針(平21.12.22閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.1.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平29.1.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て登記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
750	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えてい る。							
877	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	一般的に、農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業への利用を確保する必要があり、事業完了後も土地を農用地区域から除外することは不適当と考えている。 農業用排水施設の從前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業についても、既存の老朽化した施設が更新され、耐用年数が長期のものとなり、受益地全体の農業の生産性の向上に貢 献するものとの考え方から、事業完了後8年を経過しない場合には、農用地区域から除外できないと してきたところである。 住宅地の整備や企業の進出等のまちづくりを行うのであれば、市街化区域編入により対応するこ とが適切であると考えている。また、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項 第26号の2に基づく計画については、市街化区域に隣接する地域では策定できないとの要件はない。 市街化区域への編入、同第26号の2に基づく計画策定の検討に当たっては、関係省庁と連携し つつ、市からの相談に応じてまいりたい。 なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用 許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知して いる。							
431	【全国市長会】 鳥獣被害防止施設を必要とする地域 は山間部の小さな農地が点在する場 所であることが多く、「3戸以上」という 条件に合致しない場合が多い。このた め、耕作者数が少ない農地にも対応 するための面積要件や被害状況要件 などについて検討を求める。 【全国町村会】 3戸要件の受益する農家の定義につ いて明示いただきたい。		D 現行規定 により対応可 能	受益する農家とは、鳥獣被害防止対策を実施することにより何らかの益を受ける農林漁業者のこと です。地域の相い手に耕作を依頼している場合であっても、人・農地・プランの協定等に基づいて 水路や農道等の管理を行っている者や畜産農家についても受益農家になり得ると考えます。 なお、地形等の理由から連続した柵の設置が困難な場合は、集落などの各整備地区において受 益農家等により一休に他の維持管理を行われ、被害を防止する上で効果的・効率的であることを 前提として、3戸以上の受益農家が離れているため適用しない柵となった場合であっても、整備地区 全体として受益戸数3戸以上の要件を充たしているものとみなします。 上記のような受益農家の3戸要件の考え方について、地方農政局等を通じて周知することとします。	6 【農林水産省】 (19) 鳥獣被害防止総合対策交付金 戸数要件については、侵入防止柵設置等の鳥獣被害防 止対策の実施により受益する農家の範囲について、地 方公共団体に通知する。	通知	平成27年 2月12日	地方農政局等に対して「鳥獣被害防止 総合対策交付金における受益戸数要 件について(平成27年2月12日付行 事 務連絡)」を発送。平成27年2月12日に 開催された地方農政局等担当者会議に おいて各都道府県への周知を依頼。			
609	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューについて、平成27年度概算要求に盛 り込んでおらず、対応は困難です。							

管轄番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
618	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては要件を緩和できるとする。	【支障事例】 強い農業づくり交付金においては、取組に係る品目毎に面積要件が設定されおり、中山間地域等については要件緩和されているものの、露地野菜、施設野菜等の大きな分類であるため、インゲンマメやサナップエンドウ等の労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく設定しているところであり、更に下限面積を小さくすることは不適切と考えます。 【制度改正の必要性】 離島や中山間地域等を多く有する長崎県の地理的条件に適した農業振興を図る上では、経営規模が期待でできる労働集約的な品目の推進が必要であることから、受益戸数や下限面積費と同様、面積要件についても、都道府県知事が実情により必要と認めた場合にあっては、要件を緩和できるよう規制緩和を行うことで、離島や中山間地域等における農業振興と活性化につながることができる。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、効果的な事業実施が可能となるよう、作物毎に事業実施の下限面積を設けています。 労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく設定しているところであり、更に下限面積を小さくすることは不適切と考えます。	種の中山間地での下限面積10haを考えると、知事が特に必要と認める場合に限りサイインゲンやサヤエンドウ等の下限面積を引き下げるることは、当該品目の産地としての位置づけを考えると不適切ではないと考えます。			
619	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあっては3戸とすることができる、離島においては担い手が限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある。	【支障事例】 強い農業づくり交付金の受益戸数要件の5戸については担い手が限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合に限っては、離島における農業振興を図ることができる。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。 地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げる可能是としていますが、更に2戸まで引き下げるには共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。	離島に限る措置であり、離島振興の観点を踏まえた上で、受益戸数要件を2戸へ緩和したい。 また、現在も要件を満たせば3戸未満であっても事業主体として認められていることから、一定の条件を付することで対応することは可能と考えます。			
659	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和	強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3戸以上の集団でないと利用できない。1戸でもある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用ができるようにする。	近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休農地を利用して、農場開設をして旨い旨の希望があり、耕作放棄地対策の一助になる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け入れ体制を整備したい意向がある。当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた県産農畜産物の安定供給体制の構築を目的に、産地としての持続可能な農業生産の向上に資するための取り組み等を推進することとなり、この趣旨には合意のうえ、事業採択要件に該当しないため、事業を活用して農業支援ができない。 このような農業参入企業や大規模法人は、栽培面積の拡大や新規就農者の受け入れ先等、産地の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支援が必要である。 また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	愛媛県	C 対応不可	強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。 地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げる可能是としていますが、1戸の農家のほうが活用する施設を助成対象とすることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。	現在、畜産物輸出や「盛みのある産地育成」に向けた体制整備を行う場合に限って認められている一部要件の緩和について、強い農業づくり交付金の産地競争力の強化にも適用拡大をお願いいたします。			
621	強い農業づくり交付金における農業用機械の補助対象化	強い農業づくり交付金において、農業用機械を補助対象とする。	【支障事例】 中間管理機器等を活用した担い手への農地集積・規模拡大や加工・業務用野菜の促進等を図っていく上で、農業用機械の導入は必須であるが、強い農業づくり交付金においては、平成22年度以降、共同利用機械整備が補助対象から除外されている。現在、機械の導入が可能な国庫補助事業として、経営体育成支援事業、農業生産性向上化支援事業、スマート支給交付金等があるが、経営体育成支援事業は事業の対象地域が狭くされており、農山漁村活性化プロジェクト支給交付金での機器の整備においては、最も活用が想定される農業者が組織する団体等での取り組みができない。 【制度改正の必要性】 長崎県においては、今後、大規模經營を行なう担い手の育成や加工・業務用野菜の推進等を図っていくこととしており、強い農業づくり交付金において共同利用機械が補助対象となれ、取組が促進されると考える。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	強い農業づくり交付金は、従来は一定の要件を満たす農業用機械を補助対象としていましたが、平成21年度の予算要求から公債発行対象経費であることを踏まえて、耐用年数が7年程度と短い農業用機械を補助対象から除外したことである。再度、農業用機械を補助対象とすることは不適切と考えます。 なお、農作物生産力向上化支援機器等による農業経営の体質改善に活用される機器等の開発、実用化引き継ぎ等を主とし、おり、農業機械等緊急助農事業(祭式事業)において、耐久性やメンテナンス性を向上させたコバインや、省力化の要望が強い畦畔等の除草機の開発を行っているところでです。今後とも、現場の声を丁寧に伺しながら、農業機械メーカーと連携して、担い手のニーズに対応した機械の開発・供給を推進していくかと考えています。	強い農業づくり交付金においては、概ね5年以上のものが補助対象となされており、7年の耐用年数が短いとは判断できないと考えます。 また、堅ブロ事業等で開発された有用な機械の導入を促進し、強い農業用機械を実践していくためにも、強い農業づくり交付金の対象となることが望ましいと考えます。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26.3.1方針(平21.1.1閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
618	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	前回お答えしたように、労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく規制しているところであり、更に下限面積を小さくした場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる産地として位置付けることが難しくなると考えております。 なお、複数の品目を取り扱う集出荷施設等を整備する場合については、取り扱う品目の作付面積の総計が下限面積を超える場合は事業の対象としているところです。						
619	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	前回お答えしたように、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げるなどを可能としていますが、さらに2戸まで引き下げる場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる実施者として位置付けることが難しくなると考えております。 なお、優先枠として配分を受けた交付金の範囲内で輸出に出向き組合等などについては予め設定した優先枠の範囲内に限り、事業参加者が3戸未満でも事業実施主体として認めているところですが、受益戸数についても原則5戸以上の要件を設けているところです。						
859	【全国市長会】 地域農業への波及効果、担い手の経営基盤強化等を条件とすれば、政策目的との整合性は確保されるものと思われる。農業生産投入の方法については、特生産業者扶助、労働者派遣など多様化する中で、受益戸数の設定がなかなか多いものが多く存在していることから、規模要件など別の採択要件を含めて検討することを求める。		C 対応不可	「農畜産物輸出」や「詰みのある産地育成」に向けた体制整備については、政策的な必要性が高く、取組のリスクも高いことから、優先枠を設けて積極的に支援しているところであり、この一環として、公益性の確保を前提とした上で、事業参加者数の特例を設けているところです。 本事業は施設整備を支援するものであり、資産形成に助成を行うものであることから、事業の要件緩和については慎重に行う必要がありますことをご理解いただきますようお願いいたします。 なお、大規模法人のうち、一定の要件を満たす農業生産法人は事業の対象としているところです。						
621	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		C 対応不可	耐用年数が7年である農業用機械を補助対象から除外したのは、公債の償還期間等を踏まえて判断したものです。 農業用機械に関しては、産地活性化総合対策事業等によりリース導入を支援しており、これらの活用を検討願います。 なお、耐用年数が長期間となっている施設と一緒に整備を行う内部機械については、概ね5年以上の耐用年数のものを補助対象としているところです。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
643	肉用牛施設整備事業における要件の緩和	強い農業づくり交付金事業における、施設の分散設置を認めること。	【支障・制度改正の必要性】 強い農業づくり交付金事業を活用した牛舎整備については、同一敷地内での一体的な施設整備が要件となっているが、本県は中山間地が多く、まとまった施設用地の確保が困難であることから、本事業の実用が困難な状況にある。 ヨコスラバックスの共同利用に係る要件と同様に、地域の立地条件等を考慮して、朝料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置ができるよう、実施要領の補助対象基準の見直しをお願いしたい。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	D 現行規定により対応可能	強い農業づくり交付金は、畜産产品的品質化・高付加価値化、低コスト化等を推進するため、農業機械の共同利用等による必要な施設整備について支援するものである。今般の改正では、畜産資源の供給地としての立地条件等を考慮して、朝料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置ができるよう、実施要領により対応可能である。 ヨコスラバックスの共同利用に係る要件と同様に、1施設用地(地形又は構造によって複数の施設を含むもの)に2頭以上に分けて整備することができるものとする。 (a)同一畜産用地における当該施設の複数の各施設の規模(建物面積、容積限額等)は、以下のとおりである。 i)当該畜産用地に整備される家畜の種類及び畜産資源体系が同一であること。 ii)事業者が加害において、家畜排せつ物の共同処理、飲料用水等の共同利用等が図らざる。 iii)申請するうえ畜産用地に整備する放牧場及び飲料開拓等の施設は、畜舎等に近接して整備することができるものとし、土地の権利制限、自然条件等からこれが困難な場合は、日本の洞門管理に支障を来さない範囲内にて、現行規定により対応可能である。 強制施設を分けて設置する場合にかかる費用は、甲2年度概算要求で計上されている畜産収益力強化対策の畜産競争力強化整備事業において同様の対応が可能となるよう、事業内容の組合立をお願いしたい。	現行の規定では、付帯施設や事務所についてのみ、地形等自然条件を踏まえて分散設置が可能となっており、畜舎そのものの分散設置は認められない状況であるため、引き続き地域の立地条件等を考慮して、朝料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置ができるよう、実施要領により対応可能である。			
620	「農業用機械施設補助の整理合理化について」等の見直し	補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械施設補助の整理合理化について」等を見直し、都道府県が策定しているもとで、農業用機械施設導入計画に則った機械等について、補助対象とするよう規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57第401号農林水産事務次官依頼通知)等において、補助対象とする範囲の基準が示されているが、傾斜地が多く圃面積が狭いといった長崎県の圃場条件や、葉菜類における半自動移植機の方が適する等、品目毎の栽培特性による機械等の選択が困難な状況があるため、機械等の選択が困難なため、地域の実情に合わせて都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則った機械等については、補助対象とするよう規制緩和を行うことで、効果的な生産振興につながる。	「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57第401号農林水産事務次官依頼通知)等		農林水産省	長崎県	C 対応不可	「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付け57第401号農林水産事務次官依頼通知、以下「整理合理化通知」という。)は、農業用機械の合理化、効率化の見地から、「技術改革に関する基本方針」(昭和56年8月25日閣議決定)を踏まえ制定されたものである。 整理合理化通知においては、農業用機械の補助対象について、汎用作業機械の個別経営にならぬ機械について補助対象外とするとともに、その他の機械については、普及促進等を考慮して開拓局庁の長が別に定める共同利用機械に限定するなど、補助対象を重点化している。 一方、都道府県が定める特定高性能農業機械導入計画には、個別経営・共同利用の別を問わず、農業経営の改善のため、農業機械の導入を計画的に行ったための条件等が定められており、その中には、補助事業の対象ではなく、農業者自ら直面すべき農業機械も含まれている。 このようなことから、特定高性能農業機械導入計画に定められたとしても、それをもって、汎用作業機械等の個別経営にならぬ農業機械を、整理合理化通知の対象とはするに困難である。	特定高性能農業機械導入計画による補助対象化が困難であれば、必要に応じて整理合理化通知の内容が改正できるよう、都道府県への意見聴取等をお願いしたい。			
642	経営転換協力金の交付要件の緩和	農地以外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協力金の交付要件としていたきたい。	農地中間管理事業において、リタイヤする農家等に対し、機械への農地貸出しを推進するため、経営転換協力金を交付する制度が平成26年度から始まっているが、当該農家等が遊休農地を所持している場合は、その農地が農地域外であっても協力金の交付対象外となっている。 一方、農地中間管理事業は、農地地域内の農地とされており、農地地域外の農地は中間管理導入率を1%再生利用の推進ができない。本県の場合、経農家数3千戸のうち47%の1,400戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、運用が困難な状況にある。 扱い手の農地集積をさらに進めるために、農地地域外のみに遊休農地を所有している場合には、経営転換協力金の対象とするよう、要件を緩和していただきたい。	農地集積・集約化対策事業実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付け25年経営第313号農林水産事務次官依頼通知)の機構集積協力金交付事業における「経営転換協力金交付事業」は、農地中間管理機械による農地を10年以上貸付することにより、経営転換やリタイアする農地所有者は、農地を適正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を果たしていない者であるから、本協力金の支払の対象とした。	遊休農地(耕作放棄地)の解消に当たっては、国の「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」の活用を推進しているが、本事業の対象は農振農用地、また、農用地域外で栽培作物等を作付ける場合とされおり、活用できな農地も存在する。また、中山間地が多い長崎県において、賃借が条件的に不可能な農地も存在するため、高齢化した農地の所有者に遊休農地を解消する手段が存在しない場合がある。一部の遊休農地を持ちリタイアする所有者に、その後の後農地を機構に預けもらうには、要件の緩和が必要と考える。			
719	六次産業化・地産地消法に基づく融合事業計画の認定	現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	本法に基づく地域の農林水産物の利用促進計画の策定は都道府県で行っており、本計画の認定に当たっての十分な見解を都道府県が有しているところ。一方、申請者にとっては、本計画の認定について国(農政局)において認定を受けるという点については、一定の時間を要することから、農業の成長産業化に向けて、円滑な事業実施を行つたためにも、本計画の認定を、地域の実情にあわせた都道府県が実施するににより、認定件数の増加につけて、地域農業の活性化にならざることが出来る。また、併せて、開発済商品の生産拡大及び機械化による省力化を対象とするよう、認定要件を緩和する。	地域資源を活用した農林漁業者等による農林水産物の利用促進に関する法律第5条		農林水産省	徳島県、兵庫県	C 対応不可	1. 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について 農林漁業者等による農林水産物の利用促進のための新規事業の改善を図るために、六次産業化・地産地消法では、農林漁業者が農林水産業の改善のための活動を展開するにとどめたものとされています(第3条)。将来の農業生産方式の構造化においては、農林漁業者が複数の都道府県において流動して販売する場合等においては、そのような農業の計画的内容を評議して認定を受けることは、一つの都道府県内における生産、流通及び消費の事業に精通するのみでは足りないところから、国が行うことが適当である。 2. 総合化事業の対象の拡大について 農林漁業者が総合化事業を行うために、農林水産物の生産のみならず、消費需要等を抱き、農林水産物に関する新規品を開拓することができるよう、流通及び消費の事業に精通するのみでは足りないところから、国が行うことが適当である。 また、総合化事業は、それに伴つて創造される農林水産物の価値の向上を農林漁業経営に取り込むことを意図したものである(第3条第3項)。開発済商品はすでに開拓済みのものと見做すことができるが、開拓済商品の開拓済商品の原産地などから、このような商品を担当する者を少ないと、農林漁業者が開拓済商品の開拓を受けることができるよう、開拓済商品の開拓を認定する。しかし、これらのような商品を担当する者を少ないと、農林漁業者が開拓済商品の開拓を受けることができるよう、開拓済商品の開拓を認定する。総合化事業に円滑に着手することができるよう、開拓済商品の開拓を認定する。また、六次産業化・地産地消法によると特例開拓等を用いて開拓するに必要な開拓の象徴的な新規品と認定しているものは、その主旨を体たるものである。 また、総合化事業は、それに伴つて創造される農林水産物の価値の向上を農林漁業経営に取り込むことを意図したものである(第3条第3項)。開発済商品はすでに開拓済みのものと見做すことができるが、開拓済商品の開拓済商品の原産地などから、このような商品を担当する者を少ないと、農林漁業者が開拓済商品の開拓を受けることができるよう、開拓済商品の開拓を認定する。このため、開拓済商品の生産拡大及び機械化による省力化を総合化事業の対象に加えることは困難である。	1. 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について 農事権限の移譲を前提として、国において、都道府県が事務処理を行う上に大きな負担がかかるとの見解を踏まえ、農事権限の移譲を認めた上で、都道府県へ移譲するといった手法を検討するにとどめられたおり(第3条)。将来の農業生産方式の構造化においては、農林漁業者が複数の都道府県においては、そのような農業の計画的内容を評議して認定を受けることは、一つの都道府県内における生産、流通及び消費の事業に精通するのみでは足りないところから、国が行うことが適当である。 2. 総合化事業の対象拡大について 6次産業化は、取り組み当初から、大規模に行なうこと、リスクが伴う上に、開拓済商品の生産量拡大及び省力化の取り組みは、農林漁業者の経営の改善、ひいては地域の活性化を図る目的に合致しており、支援制度が活用できるよう検討願いたい。	・手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平26対応方針(平21.1.1閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
643			E 提案の実現に向けて 対応を検討	全国知事会からのご意見も踏まえ、提案団体との間で事実関係の確認を行います。また、ご提案いただいたいる畜舎の分設設置については、27年度概算要求において対応を検討しているところです。	6 【農林水産省】 (25)畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業 畜舎の分設設置については、施設の立地条件よりも地域の中心的な畜産経営体等に着目した畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業の創設により、新たに助成対象とする。	予算措置	平成27年2月 3日予算成立	畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業については、平成26年度補正予算において、措置済み。		
620	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		E 提案の実現に向けて 対応を検討	農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、都道府県から寄せられた意見や地域の栽培条件、品目ごとの栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らして必要な措置について検討することとしてまいりたい。	6 【農林水産省】 (26)農業機械の導入に係る支援施策に関する事務 農業機械の導入に係る支援施策の検討に当たっては、地方の意見や地域の栽培条件、品目ごとの栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らし必要な措置について検討を進める。	措置済み	平成27年中	平成28年度予算の編成過程において、生産現場の要望等を踏まえた上で、農業機械の導入に係る支援施策を検討し、必要な予算を計上。		
642			D 対応不可	経営転換協力金の交付要件の一つとして、遊休農地の所有者はこれを解消することを規定しています(遊休農地とは、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地)。これは、農地法において、農地所有者には、農地を公正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を果たしていない者であることから、本協力金の支援の対象外としたものであり、モラルハザードのおそれもあることから、例外を認めることは適当でないと考えています。						
719	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		D 対応不可	1 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について 6次産業化について、「日本再興戦略」(平成5年6月14日閣議決定)において、その市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にするとの数値目標が掲げられたところであり、その実現のために、国は、予算補助や農林水産業成長産業化ファンドによる出資等の各種施策を総合的に講じているところである。 このようにあって、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は、国として望ましいと考える6次産業化事業体の取組を具体的に示す機能を有している。このような取組を各種施策により育成した上で、全国で幅広く展開を図り、10兆円目標の達成を目指すものであるが、総合化事業計画の認定はその礎となるものであり、全国的に見れば、立場が引き続き実施すべきであるものとさえられる。 また、すでに回答したとおり、実務上も総合化事業は複数の都道府県にまたがって生産される新商品等が複数の都道府県において流通、消費されることが見込まれる事実であつて、そのような事業の計画的内容を評価して認定を与えるには、一つの都道府県内における生産、流通及び消費の事情に精通するのみでは十分とはいえないものと考えられ、この点からも引き続き国が認定を行うことが適当であるものと考えられる。 2 総合化事業の対象拡大について 6次産業化・地産地消法は、農林漁業者等が、関連産業と連携しつつ、自ら生産した農林水産物やその副産物を活用した新商品の開発、生産又は需要の開拓、新たな販売方式の導入等により付加価値を向上させる取組を支援する制度である。 そのため、開発済商品の単なる生産拡大や作業の省力化だけでは、農林水産物等の付加価値を向上させる取組とは言いかがく、御希望にお応えすることは困難である。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
727	大豆・麦等生産体制緊急整備事業の簡素化	都道府県が構成員として間接的に携わっている協議会から、都道府県に直接交付するよう交付先を見直すことで、事務手続を簡素化する。	都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、現状の「協議会」に參画している団体等に対しては、事業実施に際して、その意見を聞くことができる、というように制度改革を行う。このことにより、「協議会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・安全に管理することが出来る。	大豆・麦等生産体制緊急整備事業実施要綱		農林水産省	徳島県	C 対応不可	本事業は、平成24年度補正より、平成25年度末までを事業実施期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施しているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了することとしています。	提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大胆な改正・緩和を望むものである		・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、今後同様の事業を行ふ場合は、事務の簡素化や交付期間の短縮を実現するため、自程度をできるだけめぐらしくして、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	
736	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)の上限単価の見直し	【見直しの必要性】 たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)による工事費単価の上限が、現在の工事費単価の実情と乖離したものとなっている。 国内では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされているが、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調や事業実施延期や完工期延滞のリスクが増加したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	たい肥舎等建築コストガイドライン(H19年2月)			農林水産省	秋田県	D 現行規定により対応可能	「堆肥舎等建築コストガイドライン」は、必要最小限のコストで最大限の効果を得るものとして単価設定を行っているが、あくまでガイドラインであることから、必要に応じて過大な施設整備とならないよう施設等が示されれば、国の補助事業等でガイドラインで示す単価を超える施設整備の実施は可能となっています。 異議申し立て (1) 強い農業づくり交付金では、都道府県知事の特認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能です。(強い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付け)16生産第8262号農林水産省国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長連盟通知第2号の(3)のただし書き。) (2) 農畜産業振興機構が助成している畜産業振興事業のうち畜産高度化支援リース事業については、基準内での事業の実施が困難な場合は、基準内の実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を所定の様式に記載して提出すれば、申請の審査を添付し、承認が得られれば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能です。(畜産振興事業の実施について(平成15年10月1日付け)15畜畜振第48号。)の(2)のイ。) なお、ガイドラインの制定時から状況は変化してきているので、現状を調査した上で、ガイドラインの見直しを含め検討をしてまいります。	実勢価格と乖離したガイドラインを基準としていることにより、計画策定に係る国との協議等において、特別な事情がないにもかからず、上限単価を超過することに対する詳細な説明や根拠の提示を求められることから、事務作業の負担が大変大きくなっています。 円滑な事業の推進のため、基準となるガイドラインを実勢価格に即した内容に見直した上で特認等を設けるべきであり、特別な事情がないにもかかわらず特認の手続きを要する様な状況は早急に解消されるべきである。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なべきである。		
753	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続の簡素化	攻めの農業実践緊急対策事業に係る補助金交付事務手続を簡素化する。 協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。	【現行】 効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低成本・高収益な生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ助成金を交付し、地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することによって実現される。 【制度改正の必要性】 上記の事業手続については、非常に複雑になっているため、事務手続を簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 【改正による効果】 地域農業再生協議会の事務局は市町村が執行している場合が多く、技術的指導が困難であるため、事務手續の見直しにより、地域事情に精通し広域的な観点を有する都道府県が関与することになるため、農業者等に対する指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めることができようとなる。 さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。	攻めの農業実践緊急対策事業実施要綱		農林水産省	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可	本事業については、機械利用体系の効率化や施設の再編合理化等を推進するものであり、事業実用に際し、地域での十分な合意形成を図った上で取組んでいただくこととしています。 都道府県農業再生協議会については、都道府県のほか、農業者団体、市町村、農業生産者団体等が構成員となっており、地域での合意形成に向け取組むことを推進することが可能であることを。 なお、本事業については、補正予算による基幹事業であり、基幹の造成先を変更することは制度上困難であることをご理解いただけますようお願いいたします。	・取組主体によってその形態は様々で、必ずしも広範囲な合意形成が必要としない事例が多い。 ・また、合意が必要である場合は、地域の実情を熟知している都道府県が、他の施策との連携に配慮しながら、関係者との調整を行い、合意形成を図ることは可能である。	・都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること		
817	農業委員の選挙制度を廃止し、市町村長による選任制度に一元化	農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されているが、後者(市町村長による選任制度)に一元化すること。	【現行】 農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が併用されている。 選任委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦された者や市町村議会から字謙経験者として推薦された者で構成されている。 【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の創意工夫を引き出すことによる選見を有する者等、幅広い分野からの参画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な運行を図ができるとともに、より実務的に機能する者を選任することができる。	農業委員会法第7条～第17条		農林水産省	兵庫県	E 提案の実現に向けて対応を検討	農業委員の選挙・選任方法については、現規改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、選挙制度を廃止するとともに、議会推進・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化することとされ、次期通常国会に閣議決定の提出を目指すこととなっています。	・実現に向けて検討に對応されたい。	・「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て記載	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
727			C 対応不可	本事業は、平成24年度補正により、平成25年度末まで事業実施期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施しているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了することとしています。 なお、今後の同種の基金事業における適正な基金の管理のあり方にについては、御提案の趣旨を最大限踏まえ、各事業の内容や予算成立のタイミングで都道府県が基金の管理主体となるたまには基金の手続きが必要だとお知りしています。なども踏まえ、個別に最も適切な仕組みを採用していくべきものと考えています。						
736			A 実施	堆肥等建築コストガイドラインは、平成19年2月に改定してから7年近く経過しています。その間に鉄骨等建築資材や原油価格の高騰など、堆肥等整備をめぐる情勢は大きく変化していることから、「家畜ふん尿処理施設に関する実態調査について」(平成26年9月1日付け2016生畜第708号生産企画課長通知)により、地方農政局を通じて、都道府県へ調査をお願いしているところです。この調査により、既存のガイドラインで示すコストの妥当性を判断するための基礎資料を入手し、必要に応じガイドラインの見直しを検討します。	6【農林水産省】 (18)たい肥等建築コストガイドライン 「(18)たい肥等建築コストガイドラインについて」(平成26年9月1日付け2016生畜第708号生産企画課長通知)により、地方農政局を通じて、都道府県へ調査をお願いしているところです。この調査により、既存のガイドラインで示すコストの妥当性を判断するための基礎資料を入手し、必要に応じガイドラインの見直しを検討します。	通知	平成27年 2月27日	コストガイドラインの見直し(調査結果に基づく実勢価格への改訂)を行い、畜産企画課長通知を2月27日付けで発出し。また、畜産競争力強化整備事業実施要領に定める上限単価に反映させた。		
753	【全国市長会】 各機関との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。		C 対応不可	前回お答えしましたように、本事業については、補正予算による基金事業であり、既に予算を支出し基金を造成していることから、造成先を変更することは制度上できることをご理解いただけますようお願いいたします。						
817	【全国市長会】 農業委員会の役割・機能を十全に發揮させるためには、公選制と同様な地域農業者の代表制が確保される仕組みが必要である。 法案の作成に当っては、市町村農業委員会の機能・役割・業務等に十分配慮すること。 【全国町村会】 「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。		A 実施	農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、選挙制度を廃止するども、議会推薦・団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要とする市町村長の選任委員に一元化することとされています。なお、委員の選任に当たっては、事前に地域からの推薦・公募等を行えるようにすることとされています。 これらの内容については、次期通常国会に閣議法案の提出を目指すこととなっており、そのための対応を進めてまいります。	6【農林水産省】 (3)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、農業委員の選挙制度(7条)及び議会推薦・団体推薦による選任制度(12条)を廃止し、市町村議会の同意を要とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行うことができるこことする。	法律	施行日:平成 28年4月1日	平成27年通常国会において、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が成立。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平28対応方針(平27.12.22閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て登記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
920	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行なうべきである。		C 対応不可	前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。また、限られた基金を効率良く各都道府県（以下「各県」という。）に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考える。このため、引き続き基金においては国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に対して交付をすることが効率的である。 上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望調査に基づき造成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。 また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。							
921	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行なうべきである。		C 対応不可	前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。また、限られた基金を効率良く各都道府県（以下「各県」という。）に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望調査と実際に申請のあった額とでは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考える。このため、引き続き基金においては国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に対して交付をすることが効率的である。 上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望調査に基づき造成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。 また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。							
924	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行なうべきである。		C 対応不可	前回お答えしましたように、花きの需要拡大に向けて、花きの日持ちは向等、消費者ニーズに対応するためには、产地から流通・小売に至るまでの関係者が緊密に連携した体制を作ることが重要です。このため、本事業は、地域の生産、流通、販売の関係者により構成される協議会を実施主体とすることで、関係者が一丸となってより地域の実情に応じた取組を行うことができるものとしております。 また、本事業は都道府県を協議会の構成員とすることを必須要件としており、現行制度においても、都道府県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能です。							
738	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		A 実施	前回回答のとおり、一部現行規定により対応可能であるものの、ご提案を踏まえ、ボランティアなどによる小規模な防除が推進されるよう、運用の改善について検討を進めているところ。	6【農林水産省】 (14)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平16法78)(環境省と共管) 特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティアによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来生物の植物を防除する場合に、逃出しないことが確実であって逃れを目的として移動させる行為は、禁止される違法行為に該当しないとする見直しせぎ行。	通知	平成27年1月9日	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規制に係る運用(植物の運搬及び保管)について(平成27年1月9日付け環自野発第1501091号)			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	各府省からの第1次回答								各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見			全国知事会からの意見		
			根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	区分	回答		意見	補足資料	意見	補足資料			
								具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	回答							
10	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用(「畜産用水等」)について、変更・新規取得手続を、目的外利用申請の手続を緩和する。併せて補助金の支給を不要とするよう制度改正を要望する。	本市南側にはカルスト地形の大地下水が広がっており、河川・地下水上に乏しい市は、県が国庫補助で整備した畠地かんがい施設により、農家のかんがいを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済み灌漑面積に余剰が発生しており、将来に当該施設の維持管理が困難となる恐れがある。そこで、市は、現行の制度改正による緩和を要望する。また、当該施設は農業加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するに当該施設や農業加工施設などを新設された場合、かんがい施設を利用することによって、水の供給が不足するため、県が行う変更・新規取得手続・目的外利用申請に相当の時間を要するに至る。このため、余剰範囲内で用度の定めない取扱量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続等になるよう制度改正を行なうことを要望する。	河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増加を図るために整備した施設の廃止の処理に関する年次計画について(平成20年5月3日付第385号農林水産省大臣官房経理課長通達)第4条	国土交通省、農林水産省	新見市	C 対応不可	農林水産省では、補助事業により整備した施設について、「補助事業等により取得し、又は効用の増加を図るために整備した施設の廃止の処理に関する年次計画について(平成20年5月3日付第385号農林水産省大臣官房経理課長通達)以下「承認基準」として)」(平成20年5月23日付第39号農林水産省大臣官房経理課長通達)第4条	高齢化・後継者不足による耕作放棄地の増加により、灌漑面積が減少傾向にあることから、今後農業の更なる衰退が見込まれ、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。畜産施設及び農業加工施設による目的外利用を行うことができるよう緩和する。原則として、施設の残存価値に応じた国庫納付の額を算出し、それをもとに、承認基準の対象となる収益について改めて算出する。本件の事例については、平成21年1月「地方自治法から同様の規定があり、余剰範囲内で用度の定めない取扱量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続等になるよう制度改正を行なうことを要望する。また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が認められる他のかんがい用水受益者と同様に使用料を負担するため、合意による國庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効性を考慮して承認基準の緩和を要望する。目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合意させて制度改正を要望する。	「目的外利用申請の簡素化」は、利水と治水の調整がしっかりと図られるよう制度設計を構築する必要がある。						
170	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公事業(農業・漁業の適正化等)及び整備交付金の手続に関する事務の委任	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公事業のうち、林野庁及び水産庁が所管する「岩美広域の適正化等」の手続に関する事務の委任は、都道府県知事又は知事の指定する職員に委託すること。	縫越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の撤廃等の手続を見直し改善が行われている。「縫越制度の一層の活用に向けた取組について」(平成22年1月15日財務省)	・令計法第48条「農林水産業開拓補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省	鳥取県、京都府、徳島県	C 対応不可	事業の交付決定権者は地方農政局長等であり、決算に当たっては縫越確定的情報は不可欠であるが、委任により地方農政局が隨時、直接に把握できなくなり、事業管理における混乱や予算要求による影響が生じかねないため対応が困難である。	既に縫越事務委任されている農山漁村地域整備交付金の場合、年度末に縫越確定的情報は不可欠であるが、委任により地方農政局が提出して審査を受けており、同様に対応すれば地方農政局においても縫越確定額の把握は可能と考えられる。	提案団体の提案に沿って農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公事業の縫越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委託するすべきである。						
549	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公事業(農業・漁業の適正化等)及び整備交付金の手続に関する事務の委任	農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公事業のうち、林野庁及び水産庁が所管する「岩美広域の適正化等」の手続に関する事務の委任は、都道府県知事又は知事の指定する職員に委託すること。	縫越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の撤廃等の手続を見直し改善が行われている。「縫越制度の一層の活用に向けた取組について」(平成22年1月15日財務省)	・令計法第48条「農林水産業開拓補助金等交付規則第3条第2号	農林水産省	中国地方知事会	C 対応不可	事業の交付決定権者は地方農政局長等であり、決算に当たっては縫越確定的情報は不可欠であるが、委任により地方農政局が隨時、直接に把握できなくなり、事業管理における混乱や予算要求による影響が生じかねないため対応が困難である。	既に縫越事務委任されている農山漁村地域整備交付金の場合、年度末に縫越確定額の情報は不可欠であるが、委任により地方農政局が提出して審査を受けており、同様に対応すれば地方農政局においても縫越確定額の把握は可能と考えられる。	提案団体の提案に沿って農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公事業の縫越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委託するべきである。						
608	水産基盤整備事業の実施要領の改正による計画変更事務の簡素化	【支障事例】 水産基盤整備事業の事業基本計画において、「各計画種目ごとの計画数量の変更であって20%以上の増減がある場合」は、国の承認が必要となっており、その承認が必要であるにこなっているが、この20%以上の増減を30%以上の増・緩和すること。	平成21年3月27日20水港第2607号水産庁長官水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について	農林水産省(水産庁)	長崎県	C 対応不可	国は事業基本計画に基づき事業実施主体に補助することから、事業基本計画が漁港整備基本方針に適合しているものであることを確認する必要があります。一方で、補助目的が効率的かつ効果的に達成され得るものであることを確認する必要があります。また、水産基盤整備基本方針における計画数量の変更であっても20%以上の増減が生じた場合、国の承認を得てから補助金の支給を受け、工事着手が次年度へずれ込んだ。	国は事業基本計画に基づき事業実施主体に補助することから、事業基本計画が漁港整備基本方針に適合しているものであることを確認する必要があります。一方で、補助目的が効率的かつ効果的に達成され得るものであることを確認する必要があります。また、水産基盤整備基本方針における計画数量の変更であっても20%以上の増減が生じた場合、国の承認を得てから補助金の支給を受け、工事着手が次年度へずれ込んだ。	事業実施への影響を少なくするため、計画変更手続きの円滑化をお願いする。	提案団体の提案に沿って農林水産省(林野庁及び水産庁を除く)が所管する農山漁村地域整備交付金以外の補助公事業の縫越事務を都道府県知事又は知事の指定する職員に委託するべきである。						

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置基準 (平26対応方針(平21.12開議決定)抜粋) ※平27対応方針(平21.12.22開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし ※記述	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
10	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。		C 対応不可	地方公共団体等の補助事業者は、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金返還を要しない。 補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、御要望のような承認基準の改正を行うことは困難である。						
170	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		E 提案の実現に向けて 対応を検討	都府県への縦越事務の委任に当たっては、 ①補助金等の交付決定権者である地方農政局長は、補助金等の執行状況を把握する必要があるが、縦越事務を都府県に委任した場合には、地方農政局が会計システム(ADAMS)で縦越内容について把握できなくなるため、縦越関係書類を地方財務局へ協議する段階や協議を了しに段階で地方農政局にも提出する等、都府県と地方農政局との間で縦密な情報共有が必要となる。 また、縦越事務の委任について全都府県の意向が揃わなければ、地方農政局において統一した事務処理ができる効率的な事務処理が困難となるので、縦越事務の都府県への委任は全都府県の意向が揃うことが必要となる。 以上について、全ての都府県の意向等を確認した上で対応を検討することとした。	6 【農林水産省】 (27) 農林水産省が所管する補助公共事業に係る縦越し(笠置)の手続に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る縦越し(笠置)の手続に関する事務(財政法(昭22法34)14条の3項及び「40条(付)」(書)) 農林水産省が所管する補助公共事業に係る縦越し(笠置)の手続に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)49条(1項)ことについては、実現に向けて予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に規定する手続を進める。	通知 平成27年7月10日	会計法(昭22法35)48条(1項)、予算決算及び会計令(昭22勅令165)第140条※予算決算及び会計令(昭22勅令165)に基づく縦越事務が所管する補助事務の範囲の変更について(通知)を平成27年7月10日に発出(26経第1643号)。			
949	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		E 提案の実現に向けて 対応を検討	都府県への縦越事務の委任に当たっては、 ①補助金等の交付決定権者である地方農政局長は、補助金等の執行状況を把握する必要があるが、縦越事務を都府県に委任した場合には、地方農政局が会計システム(ADAMS)で縦越内容について把握できなくなるため、縦越関係書類を地方財務局へ協議する段階や協議を了しに段階で地方農政局にも提出する等、都府県と地方農政局との間で縦密な情報共有が必要となる。 ②また、縦越事務の委任について全都府県の意向が揃わなければ、地方農政局において統一した事務処理ができる効率的な事務処理が困難となるので、縦越事務の都府県への委任は全都府県の意向が揃うことが必要となる。 以上について、全ての都府県の意向等を確認した上で対応を検討することとした。	[再掲] 6 【農林水産省】 (27) 農林水産省が所管する補助公共事業に係る縦越し(笠置)の手続に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る縦越し(笠置)の手續(会計法(昭22法34)14条の3項及び「40条(付)」(書)) 及び縦越明細計算に係る事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)49条(1項)ことについては、実現に向けて予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に規定する手続を進める。	通知 平成27年7月10日	会計法(昭22法35)48条(1項)、予算決算及び会計令(昭22勅令165)第140条※予算決算及び会計令(昭22勅令165)に基づく縦越事務が所管する補助事務の範囲の変更について(通知)を平成27年7月10日に発出(26経第1643号)。			
608			E 提案の実現に向けて 対応を検討	事業実施上支障が生じないよう、引き続き計画変更手続きについて、円滑に進むよう努める。	6 【農林水産省】 (16) 水産生産供給基盤整備事業 事業基本計画の変更に係る水産庁長官の承認について、計画変更手続が円滑に進むよう、承認申請に当たつて特に留意すべき事項などに関して、地方公共団体に改めて情報提供を行。	通知 平成27年2月27日	水産基盤整備事業の事業計画の変更に当たつて留意事項について(平成27年2月27日付26水港第3434号)			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26対応方針(平21.12開催決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.1.22開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平29.1.24開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
612			D 現行規定 により対応可 能	中山間地域型は、水田地帯を対象としたものであるため、水田を含む必要があり、50%以上を基準としているが、これに満たない場合には、地区的状況を踏まえて判断することとしている。 畠地の農地整備については、農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業等）において、条件次第で10ha以上からの実施を可能しており、これらを活用願いたい。	6【農林水産省】 (23)農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業のうち中山間地域型については、水田地帯を対象とするものであるため、水田の面積が50%以上の地区を対象としている。これに満たない場合においても、地区的状況を踏まえて判断することとしている旨を、地方公共団体に周知する。	周知	平成27年 2月20日	農業競争力強化基盤整備事業 農地整 備事業(中山間地域型)の対象地域に ついて(平成27年2月20日付け事務連 絡)		
623			C 対応不可	本事業制度は、効率的・効果的な排水対策のためには基幹から末端の排水施設の一体的な整備が必要であることから、一般的県営かんがい排水事業が益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上のところを、受益面積20ha以上、末端支配面積5haと要件を緩和しているところである。 農業用排水施設の新設、変更等を行う土地改良事業は、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が役割分担して事業を実施することとしていることから、本事業においては5haの末端支配面積の要件を緩和しているところであり、要件の変更是困難である。						
615			D 現行規定 により対応可 能	補助治山事業の全体計画額等に係る採択基準は、国と都道府県との適切な役割分担を踏まえて設定されたものである。なお、補助治山事業では、1・2級河川上流地域は全域が対象となるほか、その他の地域においても、人家のみならず、公共施設、道路、農地、私道も含む避難経路等が保全対象に含まれる場合には要件を満たすこととされており、地域の実情に応じて、適切な事業メニューを選択して頂きたい。						
622			D 現行規定 により対応可 能	農林水産省では、補助事業により整備した財産について、補助事業者が、処分割限期間内に目的外使用する場合、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準につ いて」(平成20年5月23日20経385号大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。)に基づき 処分している。 当該承認基準に基づき、かんがい排水事業(補助事業)で整備した農業用ダムの貯水の營農飲 用水等への活用は可能と考えている。 なお、地方公共団体等の補助事業者は、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により地方公 共団体等に収益が生じない限り、補助金の返還を要しない。	6【農林水産省】 (22)農業生産基盤整備事業(かんがい排水事業) かんがい排水事業で整備した農業用ダムの貯水の使 用について、營農飲用水など補助対象財産の本来の 目的の外であっても、地域活性化に資する目的での使 用であって、地方公共団体等に収益が生じない限り、補 助金の返還を伴わないことを、地方公共団体に通知す る。	通知	平成27年 2月2日	平成26年地方分権改革に関する提案 への対応について(平成27年2月2日 付け事務連絡)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見			
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料		
644	土地改良事業にかかる農用地の編入要件緩和	【支障事例】 基盤整備事業の地区設定において、非農用地についても、農用地化の規制拡大意向に沿えない場合がある。現状では、地区の集合化などに必要な場合に限り割合以内であれども、耕種地の投入が認められているものの、農用地周辺のまとまった山林や原野を農地として整備することが出来ない。 【年度改正の必要性】 「その規摸は、施工面積の3割以内とする。(土地改良法の一部を改正する法律の施行について)の要件を緩和し、周辺の森林・原野等を取り込んだ区域一帯を整備可能とする。」	中山間地域や傾斜地の基盤整備において、農用地のみの整備では区域が狭いと、効率的な区画配りや狙い手の規制拡大意向に沿えない場合がある。現状では、地区の集合化などに必要な場合に限り割合以内であれども、耕種地の投入が認められているものの、農用地周辺のまとまった山林や原野を農地として整備することが出来ない。	農林水産省	長崎県	D 現行規定により対応可能 土地改良法第8条第5項 土地改良法の一部を改正する法律の施行による法律の認可 昭和48年2月8日昭和48年2月8日49号改 白第21号農林 事務次官)第21 (3)工			土地改良法上、農用地を整備する際、周辺の山林や原野を事業実施区域に取り込んで一體的に整備して効率的な区画整理を行い、経営規模の拡大を図ることとは、同法第2条第2項に基づく土地改良事業(第2号)の基盤整備に則して、行う農用地の造成又は第3号の農用地の造成」として認定している。	この場合、同法第1条第4項の非農用地区域は、当該土地改良事業において定める非農用地区域を指すものであり、開拓して農地とするような山林や原野については該当しないため、昭和48年の農林事務次官依命通知における「非農用地区域の規模は、土地改良事業の施行区域の面積の3割を超えない」という「非農用地区域」にも当たらない。	このため、御提案のような地区については、現行制度により事業を実施すること可能である。	※出典:H15農業農村整備事業計画作成便覧、H17経営育成基盤整備事業便覧 「第3号の農用地の造成(農用地造成事業)」については、3割の限界は適用外のことであるが、本提案は、区画整理事業においても「30%を限度とする運用」の改正を求めるものである。	【提案の理由(追加)】 農用地造成事業をする場合は、法律に登録者全員の同意が必要であり、農業改良前の農地既得権だけで膨大な労力と時間を要するため、現実的には農地既得権者に対して、区画整理事業を実施する場合に2~3以上の同意で事業開始が可能となっており、準備手続きが簡略化できる。なお、現行規定により対応可能であれば、その解説を示した通知の発出を求める。		
695	都市部における小規模集団農地の生産基盤整備に係る支援	【制度改正の経緯】 農業振興地帯内の耕ね5ha以上の集団農地においても、都道府県が中心となり、府道府県が中心となり、府県条例で指定した農地は、その公益的機能の低下が府民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本法では、平成20年4月に制定された農業振興地帯の範囲及び農地の保全と活用に関する条例を施行する条件に、「ほ場整備をはじめとした生産基盤整備が実施可能となるよう『農業基盤整備促進事業実施要綱』第3事業の実施区域」の改正を求める。	農業振興地帯内の耕ね5ha以上の集団農地においても、都道府県が中心となり、府道府県が中心となり、府県条例で指定した農地は、その公益的機能の低下が府民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本法では、平成20年4月に制定された農業振興地帯の範囲及び農地の保全と活用に関する条例を施行する条件に、「ほ場整備をはじめとした生産基盤整備が実施可能となるよう『農業基盤整備促進事業実施要綱』第3事業の実施区域」の改正を求める。	農林水産省	大阪府、兵庫県	C 対応不可 農業基盤整備促進事業の実施区域		府道府県において農用地等として利用すべき土地については、農業振興地帯においても、農業振興地帯内に、府道府県が中心となり、府県条例で指定した農地は、その公益的機能の低下が府民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本法では、平成20年4月に制定された農業振興地帯の範囲及び農地の保全と活用に関する条例を施行する条件に、「ほ場整備をはじめとした生産基盤整備が実施可能となるよう『農業基盤整備促進事業実施要綱』第3事業の実施区域」の改正を求める。	大阪府では、農業振興地帯内外の耕ね5ha以上の集団農地についても、農業振興地帯においては、農業振興地帯の農業振興地帯制度の認定を受けます。農業基盤整備促進事業をはじめとした農業振興地帯の認定を受けます。農業基盤整備事業においては、若者が農業の競争力の強化や優良農地の確保等の観点から、農業振興地帯内の農用地区域(農業振興地帯)を対象として実施しているのである。このため、農業振興地帯以外の地域において農業基盤整備促進事業を実施することを考えていません。	都市部である大阪府における優良農地として位置付けている「農空間保全地域」を今後も保全していくためにには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備など當農条件の改善を図る必要がある。	現在、政府と党内で議論されている「都市農業振興基本法案(仮称)」においても、都市農業においてこれまでの考え方を抜本的に見直し、国としても都市農業の振興と、このことを通じた都市農地の保全にしっかりと取り組んでいく必要があります。				
97	沿岸漁業改善資金に係る支払猶予契約等の適用等の条件の緩和	沿岸漁業改善資金の支払猶予契約の減免について、次のとり措置を請求する。 沿岸漁業改善資金助成法第11条に「ただし、災害その他命令で定まるやむを得ない理由により違約金の支払猶予契約が成立する場合に、違約金の支払を減免することができる」と記載がある場合に、「支払猶予契約の減免」の規定が適用する。 同法施行令第6条の「やむを得ない理由」に「社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化」を追加し、同法第11条についてもこれを適用する。	沿岸漁業改善資金は、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入を促進するために、無利息で貸付ける資金である。本資金の借受人はおいて、その償還義務を負担するが、償還の期限は長期化する傾向があり、借受人の経営を圧迫し、場合によっては事業継続を断念せざるを得ない事態も生じている。 また、沿岸漁業改善資金助成法第11条に「支払猶予契約の減免」の規定が適用する場合において、「補助金等に係る計算の執行に関する法律改正法」(第17条)「漁業建設に対する交付決定の取り扱い」、第22条「財政処分制度」等を遵守することにより、目的外使用や受益地の転用防止が図られる。	沿岸漁業改善資金助成法第11条、同法施行令第6条	農林水産省(水産庁)	岡山県	C 対応不可	沿岸漁業改善資金については、さわめて政策的な資金として、特例的・無料貸付で貸付けるものであり、すべての借受者が制度に賃を支払う。その償還金を農業原資にして他の借受者に回転して貸付けていかなければならぬとの趣旨から出来るだけ償還を確保することを旨として制度全体が設計されているのである。 このため、支払い猶予については、災害その他命令で規定された、「やむを得ない理由」のある場合に限定しているところであり、社会情勢の変化に伴う漁業経営の悪化を「やむを得ない理由」とすることは困難である。	運営金は「回転して貸し付け」には関係せず、水産庁の回答は違約金の支払い減免に対する回答となっていない。						

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照会結果 (平26対応方針(平21.1.1閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
644			D 現行規定 により対応可 能	区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成の工事に關し再度意見のあった30%の取扱いについては、当該規定の制定の趣旨を示したもので、規制ではない。 (参考) 「区画整理に附帯して施行することを相当とすること農用地造成の工事」の制定の趣旨 ①その工事を付帯して施行することにより地域の農業経営の合理化に寄与することが明らかであること ②その附帯して施行する工事の施行区域が從来の区画整理事業の施行区域に介在又は隣接していること ③その附帯して施行する工事の施行区域の面積が一體として施行する区域の面積の3割を超えないこと なお、提案の理由(追加)において、農用地造成事業であれば資格者全員の同意が必要であるが、区画整理に附帯して施行すれば2~3箇同意で足りらるとしているが、農用地造成事業は、土地の現況を踏まえ、その主たる用途を変換するところから、特に農用地以外の土地についての事業参加資格者全員の同意としているものである。区画整理に附帯する農用地造成事業は、農地の3割以内の同意で足りるとする理由は、上記②にあるように区画整理事業の施行区域に農用地以外の土地が介在又は隣接する場合には、それと附帯して事業を実施する場合、区画整理の効果が著しく減殺されることから、全員同意の例外として認められているものである。 このことから、区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地造成工事に係る資格者の同意手続については、開発権利者の権利利益に留意して適切に対応する必要がある。 また、当方からの第1次回答に対する全国知事会からの意見も踏まえ、貴県において支障事例等としている事業について、個別に相談したい。	6 【農林水産省】 (15)農業生産基盤整備事業(区画整理事業) 区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成との工事の面積の割合については、地形、土地利用状況等を勘案し、設定することができる、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年 2月27日	区画整理事業に附帯して施行する農用地造成工事について(平成27年2月 27日付け事務連絡)		
695			C 対応不可	待來的に農用地等として利用すべき土地については、農業振興地域制度において、市町村が農用地区域に認定している。 農業振興地域制度の宗旨を踏まえ、農業生産基盤整備事業をはじめとした農業農村整備事業においては、我が国農業の競争力の強化や優良農地の確保等の観点から、農業振興地域内の農用地区域(農振農用地区域)を対象として実施しているものである。このため、農振農用地区域以外の区域において農業生産基盤整備事業を実施することは困難である。 府として、農地の保全を推進するために必要な判断される区域については、農振農用地区域として設定されるよう、市町村に調整願いたい。						
97			C 対応不可	本資金は償還金を新たな融資に充当する回転型の貸付制度であり、償還が計画どおり確実に実行されることは制度存立の大前提である。 本資金は沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは漁業状態又は生活の改善を図ることを目的に無利子で融資をおこなうものであるところ、仮に經營悪化を理由とする償還金の支払い猶予、違約金減免を行うなど安易な支払遅滞(モラルハーバード)を誘発することとなり、その結果、本制度の存続に重大な悪影響が生じることとなる。 このため、「やむを得ない理由」を災害等に限定していることについては、無利子であるがゆえに生じられないモラルハーバードを抑止するという合理的な理由があり、經營悪化を「やむを得ない理由」とすることは困難である。						

管轄番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
88	産地水産業強化支援事業における施設の改設に係る便益の算定方法(強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領)の見直し	「強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領」において、施設を改築する場合の便益算定方法が明確化され、施設改築による効果全体を算出し、算出結果をもとに次のとおり見直しを行います。 同要領に「『改築』について、費用対効果(B/C)について、費用対効果(B/C=1)の算出は、施設の新設と同様、施設の導入によってたらされる効果全体を便益として算定できること」と記述されています。 この算出は、施設の新設と同様、施設の導入によってたらされる効果全体を便益として算定できることと規定されています。	産地水産業強化支援事業は、水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、荷さき施設や獲獲物加工処理施設等の整備を実施する事業である。 本事業において既存施設の機能向上等で図られた新たな施設整備は「改築」として扱われるが、既存施設と比較して、「改築」後に増加する効果の算出を含めている。 一方、効率化率等が盛んな漁港において、むき身処理施設の「改築」を計画したが、漁港計画上、大幅な生産量の増大は見込めない。そこで、「改築」後に増加する便益をペントコバード式施設によるカキ吊揚げ時間の短縮など労働時間の短縮、これに伴う燃料費削減、単価の高い時期に集中出荷することによる生産額の増大などに限定された。 これらの理由により、本県における当交付金を活用した「改築」事業は、平成17年以降、1件しか執行できていない状況である。 よって、施設改築による便益の算定にあたっては、施設整備による効果全体を算出し、算出結果をもとに次のとおり便益分析要領を適用して算定できる」と規定されています。	強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領		農林水産省(水産庁)	岡山県	C 対応不可	補助事業により整備した共同利用施設の「改築」に関しては、補助事業の原則として、補助目的を達成するため適正に管理、使用する必要がある。 このため、当初施設を整備した事業計画に係るB/Cが1以上確保されていること(加え、改築)に係るB/Cも当初の施設整備にかかるB/Cと見直し1以上が必要である。	水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドラインでは、例えば、以前に整備された防波堤に統合して波除けを整備する場合、新たな施設の建設費用と既存施設の残存価値を費用とし、新たな施設を含めた防波堤全体で便益を算定している。			
378	水産多面的機能発揮対策交付金事業の年度及び手続きの見直し	年度当初から活動できるよう、事業の事前着手を認める指針を講じることになっている。併せて、海域の状況や地場の事情に応じてタイミングでの活動が実施できるように、年度内に申請枠を設け、申請枠内に概算払いをお願いしたい。	本交付金には、交付決定前の事前着手の規定がなく、年度ごとに交付決定と実績報告を行い、残金は全て返済されることになっている。併せて、国交付金の概算払いについて、年度内に申請枠を設け、申請枠内に概算払いをお願いしたい。	水産多面的機能発揮対策事業交付要綱		農林水産省	九州地方知事会	C 対応不可	事業実施可能時期については、本年度においては、4月1日付けて交付決定を行ったため、速やかな事業実施ができるようになったところである。事前着手については、個々の緊急性・公益性を踏まえて判断すべきと考える。 国交付金の概算払いについては、会計法第2条の規定により例外的な現金支給の場合は、交付決定及び会計令(予決令)第56条第4項の規定によりその範囲及び条件は毎年度農林水産大臣が財務大臣と協議して決めることとしている。 本交付金についても、農林水産大臣と財務大臣との協議のための手続き期間が必要であることから、4月中の概算払いは困難である。ただし、ご要望を踏まえ、可能な限り早期に概算払いができるよう努力して参りたい。	平成27年度においても、今年度と同様に4月1日付けて交付決定していたとき、速やかな事業実施ができるようご配慮いただきたい。 概算払いについては、可能な限り早期にお願いしたい。			
379	漁業近代化資金の償還期限の延長	【支障事例】 漁船建造等の償還期限を「15年」と定めているが、「20年に延長する。」 漁船業者では、魚価の低迷や燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業に從事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.3%を占めるなど、法定耐用年数を超えて運航している。 本県では、約23年前の約88%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の向上やランニングコストの増大によって収益性の更なる悪化を招き、生産構造が脆弱化することが懸念されている。 一方、漁業近代化資金で漁船を建造する場合、漁業近代化資金通法第2条及び同法施行令第2条で償還期限が15年内とされているが、収益性の悪化により、資金の償還が負担となっている。 漁業近代化資金については、平成17年度の税源移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。 漁業者等が金融機関から融資を受けた場合、漁業信用基金協会が行う債務整理制度を利用しているが、都道府県が各自に法令で定めた償還期限を越える債務整理措置を行うときも、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金通法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。 一般資金の保証料は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増えてしまう。 【制度改正の必要性】 法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。	漁業近代化資金融通法施行令第2条【支障事例】 漁船業者では、魚価の低迷や燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業に從事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.3%を占めるなど、法定耐用年数を超えて運航している。 本県では、約23年前の約88%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の向上やランニングコストの増大によって収益性の更なる悪化を招き、生産構造が脆弱化することが懸念されている。 一方、漁業近代化資金で漁船を建造する場合、漁業近代化資金通法第2条及び同法施行令第2条で償還期限が15年内とされているが、収益性の悪化により、資金の償還が負担となっている。 漁業近代化資金については、平成17年度の税源移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。 漁業者等が金融機関から融資を受けた場合、漁業信用基金協会が行う債務整理制度を利用しているが、都道府県が各自に法令で定めた償還期限を越える債務整理措置を行うときも、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金通法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。 一般資金の保証料は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増えてしまう。 【制度改正の必要性】 法令で定める償還期限を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。	漁業近代化資金融通法施行令第2条 長崎県提案分別紙あり ・全国漁業協同組合連合会から農林水産大臣への要望書 ※08		農林水産省	九州地方知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	御要望については、漁船の取扱価格や実耐用年数等の必要なデータを精査の上、関係部局との調整等対応を検討してまいりたい。	漁業者が経営環境の悪化に対応できるよう、具体的なスケジュールをご提示のうえ、早期実現を望みます。			
818	都道府県資源管理指針の策定・変更の際の基本方針に対する水産庁長官への協議の廃止	【現行】 資源管理指針・資源管理計画作成要領では、資源管理指針は国及び都道府県がそれぞれの管理する漁業に関連する水産資源にかかる管理方針及びこれを踏まえた魚種又は漁業種類ごとの具体的な方針として策定することとする。各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととする。 【支障事例】 この水産庁との協議が必要なことにより、事務が複雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。 【制度改正の必要性】 国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することなく、また、漁業内海におけるサワフのように知事が管理する漁業が利用する資源のうち都道府県の範囲を超えた広域な管理を要するものについて、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したものとなっているため、改めて協議する必要はないものと考える。	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)の水産庁との協議について、我が国周辺資源の資源管理として体系化されるのであることから、各都道府県が指針を策定するに際しては、水産庁長官との協議を行うことなどしており、協議の際には、①内容が本要領や指針と異なるか、②他の都道府県漁業者等を不当に差別していないか、③指針内に、各都道府県指針との整合性がとれているかの点を着眼点としている。 なお、協議が終わらない場合には、当該指針は、資源管理・收入安定対策による公的支援の前提となる資源管理指針とならない旨に留意するとしている。	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)及び(4)		農林水産省(水産庁)	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	C 対応不可	資源管理指針・資源管理計画作成要領第2の3(3)の水産庁との協議について、我が国周辺資源の資源管理として体系化されるのであることから、各都道府県が指針を策定するに際しては、水産庁長官との協議を行うことなどしており、協議の際には、①内容が本要領や指針と異なるか、②他の都道府県漁業者等を不当に差別していないか、③指針内に、各都道府県指針との整合性がとれているかの点を着眼点としている。 なお、協議が終わらない場合には、当該指針は、資源管理・收入安定対策による公的支援の前提となる資源管理指針とならない旨に留意するとしている。	・要領は、都道府県指針に記載すべき事項を詳細に定めており、これに沿わない指針は作成しない。 ・広域的な資源管理の調整は、広域漁業調整委員会の他、広域漁業者協議会、試験研究機関、行政担当者の会議等様々な段階で定期的に議論され十分な調整が行われており、各指針は当然にその議論の対象になっている。 ・また、都道府県指針は、各都道府県が管理する漁業に関して定めるものであり、それ以外のものに効果を及ぼし得るものではない。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26対応方針(平21.1.3閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平21.12.22閣議決定)に記載があるものは当該指針を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該指針を<平28>とし ※平29対応方針(平28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該指針を<平29>とし て参照	対応方針の措置(検討)状況					
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
98			C 対応不可		公共事業である漁港整備は、施設の総合としての機能が求められているため、個々の施設ごとに整備効果を期待するものではない。一方、非公共事業である産地水産業強化支援事業で整備する施設は、個々の施設ごとに整備効果を期待するものである。 このように、公共事業と非公共事業では事業の性格や目的が違うため、公共事業の算定方法を非公共事業に適用することは適切でない。また、漁港整備は、資源の有効活用を目的とした行政の施設整備を行う際の便益算定方法については、新規として取り扱われていることを、地方公共団体に通知する。	6【農林水産省】 (21)産地水産業強化支援事業 「強い水産業づくり交付金(経営構造改善目標)費用・便益分析要領」(平22水産庁漁政課、漁港漁場整備部)に 準拠して算定する。 (B/C)の算定上も公共事業と非公共事業では取扱いが異なり、例えば維持管理費用の取扱いについては、公共事業では広く(既に)整備効果が享受されるものとして、耐用年数期間中の便益が維持されるようC(コスト)として計上されるが、非公共事業では、直接の受益者が本来は維持管理費用を支弁する原則からB/C(コスト)への計上はしない。)	通知	平成27年 2月25日	産地水産業強化支援事業に係る費用・便益分析について(平成27年2月25日付)17水港第3407号			
378	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。		E 提案の実現に向けて 対応を検討		ご要望の趣旨を十分に踏まえ、平成27年度においても、今年度と同様、早期に交付決定できるよう事務手続きを進め、速やかな事業実施ができるようご努力してまいりたい。 また、概算払いについても、可能な限り早期に支払うが可能となるよう財務省と協議してまいりたい。	6【農林水産省】 (24)水産多面的機会発揮対策交付金 事業の速やかな実施を行う観点から、毎年可能な限り早期に交付決定及び概算払いを実施する。	事務連絡	平成27年度	交付申請のあった地域協議会及び道府県には速やかに交付決定を行った。 また、概算払いについても速やかに処理を行うよう努めているところ。			
379			E 提案の実現に向けて 対応を検討		御要望については、平成27年度からの実施を目標として、現在、漁船の取得価格や実耐用年数等の必要なデータの精査や関係省庁・部局との調整等を行っているところである。	6【農林水産省】 (8)漁業近代化資金金融通法(昭44法52) 漁船の建造等に必要な資金の償還期限の上限(施行令2条)を現行の15年から20年に延長するため、政令改正を行い、平成27年4月から施行する。	政令	平成27年 4月1日	漁業近代化資金金融通法施行令の一部 を改正する政令(平成27年政令第45号)			
818			D 対応不可		資源管理指針が資源管理・收入安定対策による公的支援の前提となっていることから、当該指針が間違なく要領に基づいて作成されたものであるか、水産庁が確認する必要がある。広域的な資源管理の調整については、関係者の議論内容が反映された指針となっているか、水産庁が確認する必要がある。 また、都道府県の範囲を超えて広域に回遊する魚種については、国と都道府県が管轄する漁業及びその利用する資源がお互いに重複することから、国の指針及び都道府県の指針との整合がとれていなければならぬ。							

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
607	漁船登録事務にかかる水産庁報告の簡素化	都道府県が行っているる漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月10日より後1ヶ月の期間で、漁船登録等の報告書の提出を義務化している。この報告書は、本県では約2万4千隻の漁船が登録されており、本庁及び4地方機関で行っている漁船登録等にかかる事務処理件数は約1万3千件(平成25年度)にのぼることから、根拠法令を改正し、事務の簡素化を実現している。また、漁船登録等の報告書の提出は、漁船登録等の業務を複数の機関で扱われるが、例えば「漁船の登録・引揚・廃船等の委託申請」では結果無捕獲・漁獲確認等の回数を年1回報告で問題ないと考えるが、漁船原簿副本の提出については、都道府県において適切に管理を行えば、水産庁への報告は不要と考える。	【支障事例】 本県には約2万4千隻の漁船が登録されており、本庁及び4地方機関で行っている漁船登録等にかかる事務処理件数は約1万3千件(平成25年度)にのぼることから、根拠法令を改正し、事務の簡素化を実現している。 【制度改正の必要性】 毎月の報告や漁船原簿副本の提出を廃止し、年1回の報告とすることで、事務の簡素化が図られるとともに、集計作業等を行つべき時期を、他業務の状況に合わせて調整であることから、業務の効率化につながる。	漁船法施行規則第14条第1項		農林水産省 (水産庁)	長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県、山口県	A 対応	漁船法施行規則(昭和25年8月12日農林省令第95号)第14条第1項の規定の一部改正を行うこととし、同項に規定されている毎月の漁船の登録等の報告書の提出については、年1回とし、毎月の登録した総トン数15トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出については、廃止することとする。	意見なし				
927	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	空飛ぶ補助金(うち水産多面的機能発揮対策事業交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度となること	【制度改正の必要性等】 我が国が都道府県を介さずして市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特許出願料の減免やまちづくりなどの施策は、都道府県の担を強め、補助対象、補助金率等地方の裁量で決定するとともに、都道府県等で実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一括的に実施した方が効果が期待できる。	水産多面的機能発揮対策交付金実施要領		農林水産省 (水産庁)	埼玉県	C 対応不可	本交付金は、地域の実情に応じた水産多面的機能発揮に資する取組に対して支援することとしており、交付先である地域協議会は、都道府県内の地域特性を反映した効果的な事業の推進が可能な地域を単位とし、都道府県、関係市町村、漁業者団体、学識経験者及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとしている。 そこで、類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一括的に実施した方が効果が期待できる。 そのため、本交付金は、地方の実情が反映される運用となっているものである。 また、水産基本法(平成13年法律第89号)第32条において、水産多面的機能に関する施策は国が講ずるものと位置づけられている。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。	本交付金の交付先である地域協議会は、都道府県内の地域特性を反映した効果的な事業の推進が可能な地域を単位とし、都道府県、関係市町村、漁業者団体、学識経験者及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとしている。 そこで、類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一括的に実施した方が効果が期待できる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。	水産業・漁村への多面的機能発揮支援は、都道府県の開拓を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができます。 國から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する水産業・漁村の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平26対応方針(平21.1.10閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.1.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平29.1.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
607			A 実施	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答でご納得いただいたものと考えています。	6【農林水産省】 (2)漁船法(昭25法178) 漁船の登録等の報告書の提出(施行規則14条1項)については、毎月から年1回に変更するとともに、登録した総トン数15トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出(同項)については、廃止する。	省令	平成27年 4月11日	漁船法施行規則(昭25農林省令95)の 一部改正(14条1項の改正)		
927	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行へべきである。		C 対応不可	地域の関係者において構成される協議会を実施主体とすることで、より地域の実情に応じた取組を行うことができる。 また、本事業は都道府県を協議会の構成員とすることを必須要件としており、現行制度においても、既に、都道府県の意向を十分反映させた上で、柔軟に地域協議会から各活動組織に交付されている。 このことから、申請の実質的負担を減らし、地域の特性を考えて多面的機能の発揮を図る必要があることから、水産基本法の趣旨を踏まえ、国が講じることが必要であり、都道府県へ財源・権限を移譲することは妥当ではない。 なお、全国市長会からは、申請に係る事務手続きの増加等への懸念もあり、慎重に検討を行うべきとの意見をいただいており、そのことも念頭に置く必要がある。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
168	保安林解除に係る国への協議の廃止	保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安解除に係る国への協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。 前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっては県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに行い、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。 ※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防護保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路(山陰道)の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。 ※なお、本県の保安林は重要流域内にあたり、同項第1号は該当しない。	森林法第26条の2第4項		農林水産省(林野庁)	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養等は災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。	都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区的指定、解除等の取扱いについて」最終改正:平成25年4月1日付け24林野第2742号、林野庁長官から各都道府県(通知)に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。 また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すこと、県(前記と同時に)適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除にあたっての国への協議、同意を廃止するべきである。		
194	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の廃止に係る農林水産大臣への協議(同意)の廃止	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の廃止に係る農林水産大臣への協議(同意)の廃止する。 しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。 また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等を要する期間(標準処理期間30日)が無くなることになり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の廃除に当たっては、指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同項第2項)については5ha以上の場合は農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務) 森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の発展をともに進歩するための重要な役割を果すものである。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の廃除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。	森林法第26条の2第4項、森林法施行令第3の3		農林水産省(林野庁)	和歌山県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の発展をともに進歩するための重要な役割を果すものである。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の廃除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。	都道府県の(重要流域以外)の指定の廃除については、現行でも一定の面積要件を下回る案件については農林水産大臣協議は不要とされており、面積の違いにより取扱いを分けることは合理性がないと考える。 大臣協議の廃止により、協議に要する期間が無くなれば、より一層事務の簡素化及び迅速化が図られる。申請者の負担軽減につながる。 答申番号193「重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲」に関連する見直し(権限移譲)と併せて廃止すべき。	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除にあたっての国への協議、同意を廃止するべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
229	保安林の指定解除に係る国との協議の廃止	知事権限となつてゐる保安林の指定解除について、知事権限とされている保安林の指定解除について、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るために、国との同意協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が命令で定める規模以上の保安林及び治山事業等の施行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。 国との協議には1~2ヶ月を要し、その間、事業着手を遅らせることになることから、事務の迅速化を図るために、国との同意及び協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項		農林水産省(林野庁)	宮城県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の発展をともに進歩するための重要な役割を果すものである。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の廃除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。 また、保安施設事業等の山地災害の危険が高い箇所等、重要な機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。そのため、保安施設事業等を実施した保安林の解説にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国との同意を要する協議が必要である。	これまでにも知事権限に係る保安林廃止については、法定受託事務又は自治事務として国の通知(平成12年4月27日付け12林野第790号農林水産事務次官通知、昭和45年6月2日付け5号野治第921号長官通知)に基づき適正に処理しているところであり、国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点から慎重に検討する必要があるとのことであれば、その判断基準を記の通知等で示していただすことにより、国の同意を不要とできるのではないか。	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除にあたっての国への協議、同意を廃止するべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置場所 (平成28北方針(平28.12.22開催決定)抜粋) 平27対応方針(平27.12.22開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平28対応方針(平28.12.20開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平29対応方針(平29.12.24開催決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし 併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方針 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
168			<p>○ 1号～3号保安装林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本邦における事務執行体制に鑑みても、現状から離れてはいるが、一方で、国が都道府県による異なる点で実質的な審査を行つるのは困難であると考えられることがある。地方法治に基づく是正の指示書を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 4号～11号保安装林の保安施設事業施行地における保安装林の解消(自回事務)については、是の要求等の一般的な関与に足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	c 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安装林はその一翼を担っており、また、保安装施設事業は保安装機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。</p> <p>○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮する場合に保安装施設事業を実施する場合である。農林水産大臣がその重要性を判断する必要がある。そのためには、農林水産大臣の親点を把握する協議が規定されているのであって、「流域保全の親点を技術的な助言として都道府県に示す」として、國の協議は廃止すべきとの県の意見は受け入れられない。</p> <p>（別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）</p>	<p><平27> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安装林のうち、その全部又は一部が保安施設事業の施行に係る土地の区域内にある保安装林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意をしない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p><平28> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安装林のうち、その全部又は一部が保安施設事業の施行に係る土地の区域内にある保安装林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意をしない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p><平29> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安装林のうち、その全部又は一部が保安施設事業の施行に係る土地の区域内にある保安装林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意をしない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p>	法律及び通知 平成28年5月20日	<p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために閣僚法規の整備に関する法律(平成28年法律第47号)</p> <p>・森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付112-21林野厅治山課長通知)を改正</p>		
194			<p>○ 1号～3号保安装林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本邦における事務執行体制に鑑みても、現状から離れてはいるが、一方で、国が都道府県による異なる点で実質的な審査を行つのは困難であると考えられることがある。地方法治に基づく是正の指示書を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 4号～11号保安装林の保安施設事業施行地における保安装林の解消(自回事務)については、是の要求等の一般的な関与に足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	c 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安装林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解消手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。</p> <p>○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が増すとするとの調査結果があり、一定面積以上の保安装林解除を国への同意を要する協議としていることは合理的であると考える。</p> <p>（別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）</p>	<p>[再掲] <平27> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安装林のうち、その全部又は一部が保安施設事業の施行に係る土地の区域内にある保安装林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意をしない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p><平28> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安装林のうち、その全部又は一部が保安施設事業の施行に係る土地の区域内にある保安装林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意をしない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p><平29> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安装林のうち、その全部又は一部が保安施設事業の施行に係る土地の区域内にある保安装林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意をしない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p>	法律及び通知 平成28年5月20日	<p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために閣僚法規の整備に関する法律(平成28年法律第47号)</p> <p>・森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付112-21林野厅治山課長通知)を改正</p>		
229			<p>○ 1号～3号保安装林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本邦における事務執行体制に鑑みても、現場から離れてはいるが、一方で、国が都道府県による異なる点で実質的な審査を行つのが困難であると考えられることがある。地方法治に基づく是正の指示書を適切に活用することとし、同意協議を存続するルール化に該当であると考えられることがある。同様協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 4号～11号保安装林の保安施設事業施行地における保安装林の解消(自回事務)については、是の要求等の一般的な関与に足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	c 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安装林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解消手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。</p> <p>○ 1～3号保安装林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安装施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い個所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安装林を解消する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのためには、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「国土保全上の実効的な解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)」については、制度の運用実態を調査しつつ、同意をしない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p>（別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。）</p>	<p>[再掲] <平28> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安装林のうち、その全部又は一部が保安施設事業の施行に係る土地の区域内にある保安装林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意をしない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p><平29> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安装林のうち、その全部又は一部が保安施設事業の施行に係る土地の区域内にある保安装林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意をしない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p>	法律及び通知 平成28年5月20日	<p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために閣僚法規の整備に関する法律(平成28年法律第47号)</p> <p>・森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付112-21林野厅治山課長通知)を改正</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
245	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 公共事業等に伴う保安林の解除においては、国への協議を廃止することにより、事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき、地域住民の生活の利便性向上等が期待できる。 【現行】 この協議の廃止について は、現行の森林法の第26条の3の規定による法定受託事務として、森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ヨコハママツ」としての意義を有している。また、保安林は流域の生態系や水資源を広く影響するものである。そこで、保安林の指定は、流域の自然環境につき県知事が法定受託事務としてその指定・解消に関する権限を有する保安林であっても、流域以上の保安林の指定の解除については、国土を要する協議を行ふことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。 【制度改正の理由】 協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。	森林法第26条の2第4項		農林水産省 (林野庁)	広島県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ヨコハママツ」としての意義を有している。また、保安林は流域の生態系や水資源を広く影響するものである。そこで、保安林の指定は、流域の自然環境につき県知事が法定受託事務としてその指定・解消に関する権限を有する保安林であっても、流域以上の保安林の指定の解除については、国土を要する協議を行ふことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。 【現行】 これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が國の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。 このため、大臣協議の必要な案件にあっても、地方自治法第250条の3第1項第7項の規定の範囲内では、都道府県知事が法定受託事務として保安林の指定を解除する場合、農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれをもとに審査を行ふ形式的な補正作業はあっても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。 【制度改正の必要性】 都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないと想い、上記の同意基準があつたため問題ではなく、仮に同意があるとすれば、同意基準の内容充実で対応できる。 大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間と合わせると廃止により一層の業務の簡素化が図れる。 これまでの実績から協議を廃止しても何ら支障は生じないと考える。			流域の保全に広く影響を及ぼすものや、流域保全の観点を含めた慎重に検討する必要がある場合においても、都道府県を跨がない流域については、都道府県単位において慎重な検討が可能であり、都道府県のみの審査でも国土保全上の実効性や保安林の機能の維持は担保されると考える。 保安林解除に係る國の同意については、同じ審査基準を用いて審査しておらず、都道府県と国とで二重に審査することなどない。 地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっては國への協議、同意を廃止すべきである。それ以外においても提案団体の意見の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
819	知事権限による保安林(重要流域における法第25条第1項第1号から第3号に跨る区域)に際しての大臣協議の廃止	知事権限による保安林(重要流域における法第25条第1項第1号から第3号に跨る区域)に際しての大臣協議の廃止	【現行】 これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が國の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。 このため、大臣協議の必要な案件にあっても、地方自治法第250条の3第1項第7項の規定の範囲内では、都道府県知事が法定受託事務として保安林の指定を解除する場合、農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれをもとに審査を行ふ形式的な補正作業はあっても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。 【制度改正の必要性】 都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないと想い、上記の同意基準があつたため問題ではなく、仮に同意があるとすれば、同意基準の内容充実で対応できる。 大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間と合わせると廃止により一層の業務の簡素化が図れる。 これまでの実績から協議を廃止しても何ら支障は生じないと考える。	森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3		農林水産省 (林野庁)	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ヨコハママツ」としての意義を有している。また、保安林は流域の生態系や水資源を広く影響するものである。そこで、保安林の指定の解除については、国土を要する協議を行ふことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。 これまで都道府県知事は、大規模解除について、法定受託事務として慎重かつ厳格な対応を行っており、支障を及ぼす事態が発生したことがない。 大規模解除について、国において影響を懸念されるのであれば、法定受託事務に基づく処理基準等を強化し、地域の実情に精通した都道府県知事が責任をもって対応することで担保は可能である。					

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照会結果 (平成28北方針(平28.12.22開闢決定)抜粲) ※平27対北方針(平27.12.22開闢決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし ※平28対北方針(平28.12.20開闢決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし ※平29対北方針(平28.12.26開闢決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし ※別記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
245			<p>○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に業務を執行しており、かつ、本州における業務実績体制が整っており、現状からいっては、保安林の解消は困難であると言えられる。一方で、国が森林水産大臣による要請等の審査を行つては困難であると言えられる。しかし、地方自治法では、「補助金等による予算の執行の適正性」に関する法律の問題ではない。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、是正の要求等の一般的な関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	C 対応不可	<p>○ 國土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが國の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは過当ではない。</p> <p>○ 1～3号保安林の大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすからである。そこで、森林法第26条の第4項に基づく同意を要する協議が実施されるべきである。一方で、現状からいっては、保安林の解消は困難であると言えられる。しかし、地方自治法では、「補助金等による予算の執行の適正性」に関する法律の問題ではない。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、是正の要求等の一般的な関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	<p>[再掲] <平26> 6. [農林水産省] (4) 森林法(昭26.法248) 法25 条1項の4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林 のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある 保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議 第26条の第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、同意を要する協議を行つては、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p><平27> <平26> 6. [農林水産省] (4) 森林法(昭26.法249) 法25 条1項の4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林 のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある 保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議 第26条の第4項に基づく同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議とする。</p> <p>[再掲] <平26> 6. [農林水産省] (4) 森林法(昭26.法248) 法25 条1項の4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林 のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある 保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議 第26条の2第4項に基づく同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、同意を要しない協議とする。</p>	法律及び通知 平成28年5月20日	<p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第4号)</p> <p>・森林法第26条の第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付け12-21林野厅治山課長通知)を改正</p>		
819			<p>○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に業務を執行しており、かつ、本州における業務実績体制が整っており、現状からいっては、保安林の解消は困難であると言えられる。一方で、現状からいっては、保安林の大規模解除を行つては困難であると言えられる。しかし、地方自治法では、「補助金等による予算の執行の適正性」に関する法律の問題ではない。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、是正の要求等の一般的な関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	C 対応不可	<p>○ 國土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが國の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは過当ではない。</p> <p>○ 1～3号保安林の大規模解除を行つた場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすからである。そこで、森林法第26条の第4項に基づく同意を要する協議が実施されるべきである。一方で、現状からいっては、保安林の解消は困難であると言えられる。しかし、地方自治法では、「補助金等による予算の執行の適正性」に関する法律の問題ではない。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、是正の要求等の一般的な関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	<p>[再掲] <平26> 6. [農林水産省] (4) 森林法(昭26.法248) 法25 条1項の4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林 のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある 保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議 第26条の2第4項に基づく同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p><平27> <平26> 6. [農林水産省] (4) 森林法(昭26.法249) 法25 条1項の4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林 のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある 保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議 第26条の2第4項に基づく同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議とする。</p> <p>[再掲] <平26> 6. [農林水産省] (4) 森林法(昭26.法248) 法25 条1項の4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林 のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある 保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議 第26条の2第4項に基づく同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、同意を要しない協議とする。</p>	法律及び通知 平成28年5月20日	<p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第4号)</p> <p>・森林法第26条の第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付け12-21林野厅治山課長通知)を改正</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
964	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく「保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林」の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を要されなければならないとされている。 前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解消にあたっても県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考える。国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかにを行い、事業進捗を図ることが可能となる。(國の権限処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。	森林法第26条の2第4項		農林水産省 (林野庁)	中国地方知事会	C 対応不可	保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養等または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国との同意を要する協議が必要である。	都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定・解除等の取扱いについて」(最終改正:平成25年4月1日付24林整治第274号、林野庁長官から各都道府県(令和元年通知)に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な執行を行っている。 また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能である上から、国への協議は廃止すべき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっての国への協議、同意を廃止るべきである。		
193	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に関する事務・権限の移譲	重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更については、都道府県に移譲する。 ※重要流域とは、2以上の都府県の区域にわたる河川流域	保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分権化法施行(平成12年)により農林水産大臣からかかわる都道府県知事、農林水産省の所管事務となり、(1)砂質の流出防備等の土砂流出防備の重要流域内は農林水産大臣(直接執行事務)、①②の重要流域以外は都道府県知事(法定受託事務)、それ以外の保安林は都道府県知事(自治事務)となっている。 また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更を農林水産大臣に申請する場合には、その森林に所在する都道府県知事は遼遠なく多くの申請者を農林水産大臣に連絡しなければならないことになっている。 上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の権限を都道府県に移譲する事務・権限は、國の申請から申請してから予定通知の提出までの期間(標準受理期間約10日)がかかることとなり、申請から指定までに要する期間は大幅に延縮されるものと考えられる。 また、現行でも県経由の際、県においても同じく同様の審査をいたうえで申請書の進過を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を遼遠なく実施することは可能である。	森林法第25条、第25条の2、第26条、第26条の2、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条の第1項、第2項、第3項、第32条の第1項、第2項、第3項、第33条の第2項、第33条の3第44条		農林水産省 (林野庁)	和歌山県、大阪府	C 対応不可	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全する一方での経済活動の発展をもたらすものである。このため、保安林の維持・強化は、このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、從来どおり国の直接事務とすることが適当であると考える。	御意念の「ナショナルミニマム」の達成については、國が法令等で重要流域に関する指定期等の「基準」を示すことにより、都道府県の事務実施について一定の手本を立つことは可能ではないか。 なお、現行でも、重要流域の1～3号保安林以外の保安林の指定等については都道府県知事権限となっており同一の基準で審査しており、重要流域の1～3号保安林についても同様に都道府県知事の権限としたとしても、直ちに事務実施に支障が生じるとは考えられない。よって、國が法令等で重要流域に関する指定期等に関する「基準」を新たに示すことで重要流域の1～3号保安林の指定等事務・権限を都道府県が行うことは十分可能である。	重要流域における1号～3号民有林保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照会結果 (平成28年方針(平27.12.22照会結果決定)抜粋) 平27対応方針(平27.12.22照会結果決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平28対応方針(平28.1.20照会結果決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平29対応方針(平28.12.26照会結果決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て記載	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
964			<p>○ 市長会・全国町村会からの意見について、提案募集検討専門会から指摘された主な再検討の視点</p> <p>○ 対応不可</p> <p>○ 土木工事を実施するにあたり、農林水産大臣が「農林水産大臣はその一貫を押しており、また、保安装施設事業は保安装施設能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、業務の簡素化の観点のみから、議論することは適切ではない」と述べたことから、農林水産大臣は、限られた人材で、日本が世界に競争する上位企業的な審査を行うには困難であると言えられる。そのため、「農林水産大臣は、農林水産大臣がその審査を判断する必要がある。そのため、森林法第26条の2第4項第2号(に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の觀点を技術的な助言として都道府県に示す」とにより、國への協議は廃止すべき」との意見は受け入れられない。一方で、各々の保安装施設は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解消した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの周辺評議にて協議していく面がある。このため、統一・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的みて困難である。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>○ 土木工事を実施するにあたり、農林水産大臣が「農林水産大臣はその一貫を押しており、また、保安装施設事業は保安装施設能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、業務の簡素化の観点のみから、議論することは適切ではない」と述べたことから、農林水産大臣は、限られた人材で、日本が世界に競争する上位企業的な審査を行うには困難である。そのため、「農林水産大臣は、農林水産大臣がその審査を判断する必要がある。そのため、森林法第26条の2第4項第2号(に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の觀点を技術的な助言として都道府県に示す」とにより、國への協議は廃止すべき」との意見は受け入れられない。一方で、各々の保安装施設は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解消した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの周辺評議にて協議していく面がある。このため、統一・全国的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的みて困難である。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>[再掲] 6.【農林水産省】 (4)森林法(昭26.6月24日) 法25. 具1項の(4)から(1)号に掲げる目的を達成するために指定される保安装施設のうち、その全部又は一部が保安装施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安装施設を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項第2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年内に結論を得る。 [再掲] 6.【農林水産省】 (4)森林法(昭26.6月24日) 法25. 具1項の(4)から(1)号に掲げる目的を達成するために指定される保安装施設のうち、その全部又は一部が保安装施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安装施設の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項第2号)については、同意を要しない協議とする。</p>	<p>法律及び通知 平成28年5月20日</p>	<p>・地域の自立性及び自立性を高めるための改革の推進を目的とした閣議決定(平成28年法律第4号)</p> <p>・森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付1712-21林野庁治山課長通知)を改正</p>				
193			<p>○ 市長会・全国町村会からの意見について、提案募集検討専門会から指摘された主な再検討の視点</p> <p>○ 対応不可</p> <p>○ 1~3号保安装施設は水源の涵養や砂の流出・崩壊防除を目的として、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルニッセイ」として森林の責任を負うことになる。この点を踏まえ、事業の簡素化の観点の点から、指定・解除権限の譲渡について議論することは適切ではない。</p> <p>○ 駐河による保安装施設の解除については、解消基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している一方で、各々の保安装施設は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解消した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の流域を対象が発生した場合の周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このようのことから、統一的・全国的な視点に立って解消基準の詳細化を図ることは現実的みて困難である。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>○ 1~3号保安装施設は水源の涵養や砂の流出・崩壊防除を目的として、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルニッセイ」として森林の責任を負うことになる。この点を踏まえ、事業の簡素化の観点の点から、指定・解除権限の譲渡について議論することは適切ではない。</p> <p>○ 駐河による保安装施設の解除については、解消基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している一方で、各々の保安装施設は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解消した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の流域を対象が発生した場合の周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの裁量判断に委ねている面がある。このようのことから、統一的・全国的な視点に立って解消基準の詳細化を図ることは現実的みて困難である。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>4.【農林水産省】 (4)森林法(昭26.6月24日) (3)農業法(昭26.6月24日) (1)農業地帯の指定・削除について: 一つの都道府県内に完結する一級水系の一つの河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合には、一级河川を横跨する重要な流域においては、当該流域の全ての黒川から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことになり、当該流域の保安装施設の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、隣接する市町村の意見を十分に聽取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多く発生している状況も踏まえ、法25条の1項1号から3号までに掲げる保安装施設の指定の趣旨に鑑み、権限譲渡後においても保安装施設の適正配備がなされるよう留意する。</p>	<p>告示 平成28年3月31日</p>	<p>森林法第26条第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件(平成28年農林水産省告示第283号)の改正(平成28年3月31日付け農林水産省告示第890号)</p>				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
198	保安林の指定、解除等の権限の移譲	大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続があり、指定・解除等に規定に相当の期間を要すること。 ・手続は、保安林の指定、解除等の手続処理については、迅速な手続きが求められている。 ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。 ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着手することが可能となる。 【具体的な効果】 ・指定の確定告示までの期間: ・大臣権限(実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日 ・解禁告示までの期間: ・大臣権限(実績平均)約1年→知事権限(H25実績平均)約6ヶ月 ・指定施業要件の変更の確定告示までの期間: ・大臣権限(実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日 【制度改正における問題の有無】 ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進連しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準には差違はない。 ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林についても、手続権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1号～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。	森林法第25条第1項、第26条第1項、第30条の2第1項、第196条の2	農林水産省(林野庁)	奈良県	C 対応不可	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミミーム」としての意義を有する。 このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の特部分をなすことから、従来どおり国の直接事務として、知事権限で保安林の指定、解除等を行っているが、適正な整備が損なわれることはない。 ・1～3号における権限を知事に移譲しても、そのことにより、水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の適正な整備が損なわれるとは、考え難い。 ・権限委譲を行うことにより、手続きの迅速化が図れるため、国民に対してメリットが生じることとなる。 ・以上により、従来どおり国の直接事務とするのではなく、都道府県知事に権限委譲することが適当であると考える。	現在、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の特部分をなすことから國が直接事務を行っているが、その国の審査については、県が内容審査し進連しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準には差違はない。 ・大臣権限で保安林の指定、解除等を行っているが、適正な整備が損なわれることはない。 ・1～3号における権限を知事に移譲しても、そのことにより、水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の適正な整備が損なわれるとは、考え難い。 ・権限委譲を行うことにより、手続きの迅速化が図れるため、国民に対してメリットが生じることとなる。 ・以上により、従来どおり国の直接事務とするのではなく、都道府県知事に権限委譲することが適当であると考える。	重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定委託事務として都道府県に移譲するべきである。				
206	民有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	国に事務・権限がある重要な流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。 (1) 現状 重要流域における第1～3号民有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。 (2) 支障事例 イ 指定 ・申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が林業所有者に課せられるにあからず、決定告示まで投法上の僵遇措置が受けられないと、県民への行政サービスの低下を招いている。 イ 解除 ・予定告示まで申請地の用地活用が困難なため、県民への行政サービスの低下を招いている。 <手続きの流れ> 申請(知事)→適合審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事)→決定告示(大臣) (3) 期望内容 重要流域のうち、2以上の都道府県にわたる流域における第1～3号民有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」では、「一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」としていることから、現行の地方分権に係る整理に基づき対応可能。	森林法第25、26条	農林水産省(林野庁)	青森県	D 現行規定により対応可能	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミミーム」としての意義を有する。 このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の特部分をなすことから、従来どおり国の直接事務として、知事権限で保安林の指定、解除等を行っているが、適正な整備が損なわれることはない。 一方で、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」では、「一級河川の全区間の都道府県への移管に合わせて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」としていることから、現行の地方分権に係る整理に基づき対応可能。	変更なし。	重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定委託事務として都道府県に移譲するべきである。なお、所管省からの回答者が「現行規定により不可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行るべきである。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照会結果 (平28対応方針(平27.12.22閣議決定)抜粋) 平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし て記載	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
198	<p>○ 重要流域の～3号保安装林について、「ナショナルミーティング」を実施する必要性があるとして、河川管理者が河川管理者として必要な措置を取ればよいのではないか。</p> <p>○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであった。年間400～500件の申請案件に対し、職員一人一担当で年間80～100件程度の申請を行っていると考えられる。審査は審査員による現地査定と郵送査定とが行われる。</p> <p>○ 保安林の指定・削除が、河川管理者関わるとしても、河川管理者が河川管理者として必要な措置を取ればよいのではないか。</p> <p>○ 同上として、河川管理者は河川管理者として、河川管理者として必要な措置を取ればよいのではないか。</p> <p>○ 少なくとも、「公益上の理由による解除のうち、例えば一般的な解消理由である林道開設については、各都道府県において審査が積み重ねられる」とあることから、河川管理者は河川管理者として必要な措置を取ればよいのではないか。</p> <p>○ 現行法上、幅員4m以下の林道開設等は、如事務官で河川保安林内作業許可で行うことである。保安林内作業許可は保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるといえ、立て札を立てる手続である。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 二級河川については、現行法上は河川管理者は都道府県で立つおり、2つの都道府県にまたがる場合は、2つの都道府県にまたがる。この場合、河川管理者は河川管理者として、河川の種類の特性による解消理由についても考慮するべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p>	C 対応不可	<p>○ 1～3号保安装林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には慎重な判断が必要である。この点を考慮せしめ、事務の簡素化の観点から、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。</p> <p>○ 1～3号保安装林の箇所での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解消される等の事案の発生が懸念される。</p> <p>○ 都道府県ごとの判断に差異が生じるという懸念があることは、解消権限が確実化することで対応できるのではないか。</p> <p>○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであり、年間400～500件の大臣解消案件に対して、職員一人一担当で年間80～100件程度の申請を行っていると考えられる。審査は審査員による現地査定と郵送査定とが行われる。</p> <p>○ 保安林の指定・削除が、河川管理者として必要な措置を取ればよいのではないか。</p> <p>○ 少なくとも、「公益上の理由による解除のうち、例えば一般的な解消理由である林道開設については、各都道府県において審査が積み重ねられる」とあることから、河川管理者は河川管理者として必要な措置を取ればよいのではないか。</p> <p>○ 現行法上、幅員4m以下の林道開設等は、如事務官で河川保安林内作業許可で行うことである。保安林内作業許可は保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるといえ、立て札を立てる手続である。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 二級河川については、現行法上は河川管理者は都道府県で立つおり、2つの都道府県にまたがる場合は、2つの都道府県にまたがる。この場合、河川管理者は河川管理者として、河川の種類の特性による解消理由についても考慮するべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 保安林の指定・削除が、河川管理者と関わることなく、都道府県が河川管理者として必要な措置を取ればよいのではないか。</p> <p>○ 少なくとも、「公益上の理由による解除のうち、例えば一般的な解消理由である林道開設等は、如事務官で河川保安林内作業許可で行うことである。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるといえ、立て札を立てる手続である。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 現行法上、幅員4m以下の林道開設等は、如事務官で河川保安林内作業許可で行うことである。保安林内作業許可は保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるといえ、立て札を立てる手続である。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p>	再掲	<p>4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (i)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系の一級河川の全区間に都道府県の移譲が行われた場合には加上され、趣旨を擁する重要な流域においては、都道府県の合意による協議があるときに、国と当該流域の県が協議を経て協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。 協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聽取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多く発している状況を踏まえ、法25条1項「号から3号までに掲げる保安林の指定の建蔽に限り、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。」</p>	告示	平成28年3月31日	森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件(平成12年農林水産省告示第283号)の改正(平成28年3月31日付け農林水産省告示890号)			
206	<p>○ 重要流域の～3号保安装林について、「ナショナルミーティング」を保つ必要性があるとしても、河川管理者が河川管理者として必要な措置を取ればよいのではないか。</p> <p>○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであり、年間400～500件の申請案件に対して、職員一人一担当で年間80～100件程度の申請を行っていると考えられる。審査は審査員による現地査定など、実質的に審査を行はる場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 保安林の指定・削除が、河川管理者と関わることなく、都道府県が河川管理者として必要な措置を取ればよいのではないか。</p> <p>○ 少なくとも、「公益上の理由による解除のうち、例えば一般的な解消理由である林道開設等は、如事務官で河川保安林内作業許可で行うことである。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるといえ、立て札を立てる手續である。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 二級河川については、現行法上は河川管理者は都道府県で立つおり、2つの都道府県にまたがる場合は、2つの都道府県にまたがる。この場合、河川管理者は河川管理者として、河川の種類の特性による解消理由についても考慮するべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p>	D 現行規定	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。	<p>[再掲] 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (i)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系の一級河川の全区間に都道府県の移譲が行われた場合には加上され、趣旨を擁する重要な流域においては、都道府県の合意による協議があるときに、国と当該流域の県が協議を経て協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。 協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聽取るとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多く発している状況を踏まえ、法25条1項「号から3号までに掲げる保安林の指定の建蔽に限り、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。」</p>	告示	平成28年3月31日	森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件(平成12年農林水産省告示第283号)の改正(平成28年3月31日付け農林水産省告示890号)				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
333	保安林の指定・解除の一部移譲	既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上によるものであり、保安林の解消は問題ないが、保安林の解消に伴う権限を知事に移譲すべき。	①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の民有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上によるものであり、保安林の解消は問題ないが、保安林の解消に伴う権限を知事に移譲すべき。	森林法第25条、第26条		農林水産省 (林野庁)	群馬県	C 対応不可	既開設道路の改良工事であっても、隣接する保安林を恒久的に道路の一部とする場合には、その面積にかかわらず保安林の指定を解除する必要がある。なお、車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要な最小限の範囲を除いて、道路の一部として取り扱うものに、作業許可の対象としているものである。 保安林の一部として取り扱うものには、保安林の構成要素であることをもって国(林野庁)による保安林解除が必要となる。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容(規制)と大差なく、黒で勘理することにより、工期の短縮等が図られ、県民の利便性向上につながる。 ③下流域への影響を考えた場合、職員や道路の属性による差異は關係なく、解除する側の面倒の方がより重要な要素である。 ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地震温帯化対策における国の責任の範囲から直接執行が必要とする料金を提出している。この理由は、既開設道路の改良工事によるもので、費用を負担した場合は、負担する側である。	①車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要な最小限の範囲を除いて、道路の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているが、実際には、提案募集検討専門部会の共済県提出資料にある通り、要解除面積でいう「4haを超えるような大規模なものも含まれている。 保安林の解消は問題ないが、保安林の解消に伴う権限を知事に移譲すべきである。(重要流域の1号～3号保安林は、請受託係として都道府県知事に移譲) http://www.caog.jp/bunkenshiken/1-4-teisan/bukui05suiryou04_1.pdf	林野庁以外が所管する国有保安林及び重要流域における1号～3号民有保安林の指定の解除権限については、手書き方により都道府県に知事に移譲すべきである。(重要流域の1号～3号保安林は、請受託係として都道府県知事に移譲)		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 （平成28年方針（平27.12.22閣議決定）抜粋） ※平27対応方針（平27.12.22閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし ※平28対応方針（平28.12.20閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし ※平29対応方針（平29.12.26閣議決定）に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし て併記	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法（検討状況）	実施（予定）時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
333	<p>○ 重要な流域の1～3号保育林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事業の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。</p> <p>○ 1～3号保育林内に設けられた橋の改修工事は、都道府県の管理上必要な施設であり、他の道路と一緒に扱いを行わないといふ合理的な理由を有していると考える。</p> <p>○ 二審見の中で「事業が重なると國の審査が遅延する傾向になる」と述べられているが、貴県の場合、過去3年間で全ての案件が20日以下での審査を実現している。</p> <p>○ 都道府県知事の判断により、保育林の解禁手続を待たずに災害復旧工事を行うことや、解除告示後40日経過すれば、一定の手続をとることにより工事着手が可能であることから、貴県側でもこれら制度の効果的な運用についてご検討いただきたい。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見・専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	C 対応不可	<p>○ 1～3号保育林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事業の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。</p> <p>○ 1～3号保育林内に設けられた橋の改修工事は、都道府県の管理上必要な施設であり、他の道路と一緒に扱いを行わないといふ合理的な理由を有していると考える。</p> <p>○ 二審見の中で「事業が重なると國の審査が遅延する傾向になる」と述べられているが、貴県の場合、過去3年間で全ての案件が20日以下での審査を実現している。</p> <p>○ 都道府県知事の判断により、保育林の解禁手続を待たずに災害復旧工事を行うことや、解除告示後40日経過すれば、一定の手続をとることにより工事着手が可能であることから、貴県側でもこれら制度の効果的な運用についてご検討いただきたい。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見・専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	[再掲] 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法240) ((1)保育林の指定・解除については、一の都道府県内に跨る場合、該都道府県の管轄する区域の各河川の全区域の都道府県の移譲を行なうといふ合理的な理由を有する場合に加え、一般河川を管轄する重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合に、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保育林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聽取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多く発生している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保育林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保育林の適正配備がなされるよう留意する。	告示	平成28年3月31日	森林法第25条第1項の規定に基づき 森林水産大臣の指定する重要流域を 指定する件(平成28年農林水産省告示 第269号)の改正(平成29年3月31日付 け農林水産省告示890号)			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見				
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料			
809	大臣権限による保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限による保安林(重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のため必要がある)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	【現行】 重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防備のため必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。 【制度改正の必要性】 実際にには、これまで大臣権限の保安林の指定及び指定解除について、都道府県知事が国の委託を受けており、指定・解除に必要な専門的知識を有している。 大臣権限と知事権限で指定及び解除の基準に差異はない。 【支障事例】 指定・解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野官)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月となっているが、国に進出して以降、都道府県知事に予定通知の施行まで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6ヶ月の事例)を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。 【改正による効果】 このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。 地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問や懸念の声があるとは考えられず、国土保全の根幹を握るがすことなく都道府県知事が重要流域も含めて一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	森林法第25条、第26条		農林水産省 (林野庁)	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可	水源の潤養、土砂の流出の防護等を目的とする保安林の受養範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基盤をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。 このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の保全又は維持向上の重要な流域については、水源の潤養、土砂の流出の防護等の根幹部をなすこれら、從来どおりの直接事務とすることが適切であると考える。 ・これまで保安林の解除を原因とした国土保全上の支障が発生したことなく、2以上の都道府県の区域にわたる流域での解除であっても、該当都道府県との間で調整することで対応可能である。			重要流域における1号～3号民有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲るべきである。				
37	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野官が算出した割当量を都道府県に強いインストラムとなっており、県が森林計画区の実情に基づく計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。	森林法第6条第5項		農林水産省 (林野庁)	愛知県	C 対応不可	地球温暖化の防止や水源の潤養、山地災害の防止、林木の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば復元に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な森林資源の供給と同時に森林生態系を維持し森林資源を保全していく必要があります。 このため、全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な伐採立木材積等の計画量を定めた全国森林計画を、都道府県知事の意見を踏まえて決定している。 都道府県知事が決定する地域森林計画については、この全国森林計画と整合したものとする必要があること、伐採等にかかる勧告・命令や森林經營計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る國との協議・同意を廃止することはできない。 また、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の進展も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定しているところ。			森林經營計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律等について全国一定の水準を保つことは必要であると考えるが、地域森林計画を変更する場合において対象とする森林の区域や「林道の開設及び改良に関する計画」の変更是、「森林施業や保護の方法の規律等の変更是行わない極めて経済的な内容であるので、協議の対象から除外すべきである。また、同意対象事項を要する場合においても、その計画量の変更が、あらかじめ示されている大臣協議同意基準を満たす範囲内であれば、同様に軽易な変更と考えられるので、同意対象から除外すべきである。			地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備と保全の目標を個別に定めることで、伐採立木材積その他の森林の整備と保全の目標を明確化する。 伐採立木材積その他の森林の伐採に関する事項(間伐)に関する事項を除く)、造林面積その他の造林に関する事項、間伐立木材積その他の間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要なある森林の所在及び搬出方法その他の林木の搬出に関する事項(保安林の整備、第四十二条の森林施設事業に関する事項)その他の保安施設に関する事項に係る部分は踏襲とし、他の部分は廃止るべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置種別 (平28対応方針(平27.12.22閣議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.12.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平29.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況					
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
809	<p>○ 重要流域の1~3号保育林について、「保育」が何であるかを明確にし、その役割を明確化する。 ○ 都道府県が河川管理者として、河川の維持管理を行うことにより、法務大臣は許可したことによって、河川の保育林を設けることにより、国の関係を指揮することには、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○ 本件における権限移譲件では、職員が5~6人いることであったが、年間40~500件の申請解除件に対して、職員一人当たりで申請80~100件を扱っていると見えられる。書類検査による現地調査など、実質的な検査を行うのが困難ではないか。</p> <p>○ 保育林の指定・解除が、河川管理者と関わるとしても、都道府県が河川管理者となる分の権限を認めることはできない。 また、実質として、個々の判断の当たり、河川管理者の監査を行っているのか、実質としてつづらうのであるが、河川の健全性や保育林の指定・解除に対する主権を一貫させが必要ではないか。</p> <p>○ 少なくとも、「公益上の理由による開墾のうち、例えば一般的な開墾行為であらぬ路開墾については、各都道府県においても審査を積み重ねられ、ノハハクを積まれていると考えらるることから、権限移譲すべきではないか。」の場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 現行法律上、幅員4m以下の林道開設等は、知事が可とする保育林内作業許可で行なうことができる。保育林内作業許可と保育林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、木立伐採するという点では、治山行政の目的が一致する。そのため、わざわざ流域ごとに保育林を設け、流域ごとに、流域ごとに保育林を設けるよりも、一定の範囲以下の小規模な事業や一定の種類の軽微以下に保育林を設けるといいのではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 二級河川については、現行制度上も河川管理者は都道府県で行なっており、2つの都府県にまたがる二級河川の主要流域については、流域の都道府県が開いて手を挙げれば流域の指定を出し、保育林の指定・解除を設けることができる。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p>	O 対応不可	<p>○ 1~3号保育林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルニミティ」として機能が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点から、指定・解除権限の移譲について議論することは過当ではない。</p> <p>○ 二級河川の保育林の指定・解除については、一の都道府県内に完結する流域の区域内に、一般河川の全区域の都道府県の移譲が行われた場合に加え、一般河川を横跨する重要な流域においては、都道府県の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が終った場合、重要な流域の指定を外すことにより、当該流域の保育林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、開発する市町村の意見を十分に聽取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多い状況を踏まえ、法25条1項「局から3号までに掲げる保育林の指定の権限に隣接する権限移譲後においても保育林の適正配分がなされるよう留意する。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>告示 平成28年3月31日</p> <p>森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する権限を有する都道府県の令(平成28年農林水産省告示第26号)の改正(平成29年3月31日付け農林水産省告示890号)</p>								
37	<p>○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち、森林の有する機能別に森林の整備及び保全に関する目標その他の森林の整備及び保全に関する基本的な事項 伐採立木材等その他森林の立木竹の伐採等に関する事項(間に開ける事項を除く) 森林面積その他造林に関する事項 間伐立木材等その他間伐及び保育に関する事項 保育林の整備 に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は協議を容認するルールマニュアル非該当されていることから、それれに同意する場合は、原則として承認すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 特に、現在の國の同意協議が必要とされている伐採立木材積積、保育林の整備について、国が定める整備的な具体的な基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式による20年後の森林の増減で伐採立木材積積など、地域森林計画と全国森林計画に同意を求めるほど整合性を求めるものでないことから、同意を出すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ方自治法の規定による基準の要求等を受けることにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのでないか。</p>	O 対応不可	<p>【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】 ○ 国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの根幹にかかる計画量について、国との整合が図られず、森林の多面的機能の過剰かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勘定命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の交付について全く異なった制度が定められることとなり、なお、不向き・協議は、第三者による表示のためのシグママークで評価されるべきである。 伐採立木材等その他森林の立木竹の伐採等に関する事項(間に開ける事項を除く) 森林面積その他造林に関する事項 間伐立木材等その他間伐及び保育に関する事項 保育林の整備 に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は協議を容認するルールマニュアル非該当されていることから、それれに同意する場合は、原則として承認すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 特に、現在の國の同意協議が必要とされている伐採立木材積積、保育林の整備について、国が定める整備的な具体的な基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式による20年後の森林の増減で伐採立木材積積など、地域森林計画と全国森林計画に同意を求めるほど整合性を求めるものでないことから、同意を出すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じ方自治法の規定による基準の要求等を受けることにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのでないか。</p>	<p><H26> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (1)都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣の同意を要する。協議(6条5項)に開催した当該計画の内容の変更を除く場合を除いて、森林の整備又は經營のための計画を立てる場合に係る森林の整備又は經營のための計画を立てる場合に係る協議(6条5項)に開催する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の見直り(森林・林業基本法(昭39法161)11条7項)に合わせて検討を得る。</p> <p><H28> 6【農林水産省】 (4)森林法(昭62法249) (1)都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議(6条5項)に開催した当該計画の内容の変更を除く場合を除いて、森林の整備又は經營のための計画を立てる場合に係る森林の整備又は經營のための計画を立てる場合に係る協議(6条5項)に開催する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の見直り(森林・林業基本法(昭39法161)11条7項)に合わせて検討得る。</p>	法律 平成29年4月 平成29年4月 平成29年4月 平成29年7月 平成29年7月	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を目的とするための関係法律の整備に関する法律』(平成29年法律第25号)</p>						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
301	都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止	【地域森林計画】の樹立等 森林法第6条第5項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めたところによつて、農林水産大臣の許可を得なければならない。この場合においては、当該地域森林計画のうち、農林水産大臣の整備及び監督の目標、同項第三号の伐倒立木材積並びに同項第四号の造林面積、同項第四号の二の間伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備について、農林水産大臣の同意を得なければならない。	【根拠条文】 森林法第6条第5項	農林水産省 (林野庁)	福島県	C 対応不可	森林法6条5項	地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が地域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば復元の困難である。この場合においては、当該地域森林計画のうち、できるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、資源を保全・保護を実現し、系統的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。	<回答> 現行制度では、計画策定に当たり現地調査及び実績等を勘案して計画敷面を作成し、県民の意見を反映した上で、森林法に基づき設置している森林保存会において審議した結果を協議・同意を得なければならないとしている。また、協議・同意を経て策定した計画を国へ報告することまでを求めているものである。	地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国の協議・同意については、このままの機能別の森林保存会における審議によるものとされ、森林の整備及び監督に関する基本的な事項、伐採立木材積その他の森林の伐採に関する事項(間伐)に関する事項、間伐立木材積その他の間伐及び保育に関する事項、林道の設置及び改良に関する計画、提出方法を特定する必要な森林の所在及びその提出方法その他の森林の搬出方法等を含むものとされ、保安林の設置等の事項は、間伐と計画その他の保安施設に関する事項に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止である。	路まき、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国の協議・同意については、このままの機能別の森林保存会において審議した結果を協議・同意を得なければならないとしている。また、協議・同意を経て策定した計画を国へ報告することまでを求めているものである。		
		【提案事項・支障事例】 「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられたり、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間をしてしまうことから、都道府県の主導的・主体的な取り組みができるよう、協議・同意を廃止し、届出にて申請する事務を簡素化する事務の協議・同意による整備期間がおよそ2週間とされており、協議・同意にいたる事務手続きに時間を要している。											
889	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	【制度改正の必要性等】 経渌産業局等が行っている企業やベンチャーの扶助、中小企業の振興、新規事業開拓等に対する支援等に係る事務、地域資源活用に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 経渌産業省組織規則第210条35号、第231条9号等 新規事業開拓等に対する支援を行っている一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、市町村の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地元中小企業と連携が深く、都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップ効果的・効率的に行える。 しかし、地銀融資の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地元中小企業と連携が深く、都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップ効果的・効率的に行える。 こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限の中企業による地域産業資源活用(新規事業開拓等)は都道府県へ移譲すべきである。 また、これらに連絡する手記の補助金等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 中小企業経営支援対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金) 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 農商工等連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)	経済産業省組織規則第210条35号、第231条9号等 新規事業開拓等に対する支援を行っている一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、市町村の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頑から地元中小企業と連携が深く、都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップ効果的・効率的に行える。 しかし、地銀融資の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頑から地元中小企業と連携が深く、都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップ効果的・効率的に行える。 こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限の中企業による地域産業資源活用(新規事業開拓等)は都道府県へ移譲すべきである。 また、これらに連絡する手記の補助金等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。	別紙13あり	経済産業省、 農林水産省	埼玉県	C 対応不可	農商工等連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできる全国レベルの先端的なモデル事業などを全国的視点に立てた事業に対する観点から、法律に基づき認定を行い、補助金の採択を行っているなどである。 また、認定基準が年間6件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず実行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。 さらに、2割以上の認定案件が都道府県を越えた中小企業の連携が行われることにより、都道府県での執行は困難である。 以上により、本事業は、引き続き農林水産省計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。	農商工等連携事業については、平成26年7月現在までに全国で621件が認定されており、必ずしも全国レベルの先端的なモデル事業に認定されているとは言はれておらず、小企業者と農林水産業者の経営の安定化及び地域資源の活性化につながる事例については、積極的に支援していくべきと考える。 また、認定基準が年間6件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず実行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。 さらに、2割以上の認定案件が都道府県を越えた中小企業の連携が行われることにより、都道府県での執行は困難である。 以上により、本事業は、引き続き農林水産省計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。	*地域資源活用に関する支援は、都道府県の間も連携して地銀融資等を通り抜けする事例とともに、都道府県が実施する事例とともに、より効果を上げることができる。都道府県に移譲することにより、地域の実情ニーズに応じたまめ細かい支援が行き、実行性のある施設展開が期待できる。 都道府県が実施する地域資源活用による事業の創出に関する事例との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするが、都道府県に交付すること。		
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本方針と同様に、農林水産大臣への協議、異議の提出等、関係大臣の同意の求め等、関係大臣の同意の求め等に係る基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ経済大臣、農林水産大臣および国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係大臣の長に協議の上に協議の上に同意を受けるものとするとして定められている。 【制度改正の必要性等】 これまでの協議の上に同意を受けることによって、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。 【求める措置内容】 ついては、地方の主体性を尊重し、国の閣与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	【現状】 過疎地域自立促進特別措定法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、経済大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議する。その同意を受けるなければならない。この場合において、経済大臣、農林水産大臣および国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係大臣の長に協議の上に協議の上に同意を受けるものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を使っている。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになると、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールの策定を強いられている。 【制度改正の必要性等】 これまでの協議の上に同意を受けることによって、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。	過疎地域自立促進特別措定法第5条第4項	総務省、農林水産省、国土交通省	愛知県	C 対応不可	過疎対策については、対策の主体である市町村と、協力する都道府県がその内容に基づいて行政財政上の特別措定を講ずるものとされている。市町村計画及び都道府県計画の大枠となる「独立民憲方針」は、国がその内容に基づいて行政財政上の特別措定を講ずるものとされている。市町村計画及び都道府県計画の大枠となる「独立民憲方針」は、国がその内容に基づいて行政財政上の特別措定を講ずるものである。国が特別措定を講ずるにあたって当該大枠について同意を要する協議を受けることは、必要最低限の唯一の事前の閣与として、廃止することはできない。 また、地方分権改革推進委員会による第2次勧告(平成20年12月8日)における「義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール」に該当する条項である。	国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の意思案のとおりとなっていた。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとした方がいいものと考える。 また、国との協議には、調整に時間を使っていることから、手続きの簡素化を求めるものである。 協議を廃止できないのであれば、次善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一本化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 〔平26対北方針(平22.12.22閣議決定)抜粋〕 平27対北方針(平27.1.22閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平27>とし 平28対北方針(平28.1.20閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平28>とし 平29対北方針(平28.12.26閣議決定)に記載があるものは当該抜粋を<平29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
301			C 対応不可	【全国知事会及び中部部会からの意見への回答】 ○ 地方分権改革推進委員会第3次報告での整理で、地域森林計画のうち森林の有する機能的・森林の整備及び保全の目標その他の森林の整備及び健全な森林資源の供給のための森林の伐採等の伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(問付に關する事項を除く) ・造林面積その他造林に関する事項 ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 ・保安林の整備 に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は協議を要するところである。それぞれ同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障はあるのか。 ○ 特に、現在國の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、國が定める絶対的な具体的な基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計画が達成されなければならないのであれば同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求めるものでないところから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて地域森林計画が策定されるべきに応じ地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないか。 【提案団体からの意見への回答】 ○ 平成25年10月提出付け・件付けの第4次見直し]において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、事業者と農林水産省との間に調整を済ませることができる。これが協議の手続を簡略化して行なうことが可能となる。 【提案団体からの意見への回答】 ○ 平成25年10月提出付け・件付けの第4次見直し]において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、事業者と農林水産省との間に調整を済ませることができる。これが協議の手続を簡略化して行なうことが可能となる。	【全国知事会からの意見への回答】 ○ 地域森林計画の根幹にかかる計画量について、國の計画との整合が取られず、森林の有する機能的・森林の整備及び保全の目標その他の森林の整備及び健全な森林資源の供給のための森林の伐採等の伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(問付に關する事項を除く) ・造林面積その他造林に関する事項 ・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項 ・保安林の整備 に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は協議を要するところである。それぞれ同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障がある。	【再掲】 6【森林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 都道府県知事は地域森林計画に係る農林水産大臣へ提出するものとしない協議(5条6項)に關し、当該計画の内容のうち、委託を受けた行う森林の施業又は經營の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の見直り(森林・林業基本法(昭39法161)11条7項)に合わせて結論を得る。 <102> 6【森林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 都道府県知事は地域森林計画に係る農林水産大臣へ提出するものとしない協議(6条5項)に關し、当該計画の内容のうち、委託を受けた行う森林の施業又は經營の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、届出とする。	法律	平成29年4月 26日公布、 平成29年7月 26日施行	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律」(平成29年法律第25号)		
889	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	【農商工等連携事業】 農業機械の認定制度G21件については累積の認定件数であり、認定に際しては全国レベルのモニタリティの高い事業に限って認定を行っているところ。 また、都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて本政策を開発した独自施策を行うことは、国としても歓迎すべきであり、各地で実施いただいている農商工連携事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農商工連携の「種」や「芽」を支援し、国が全国レベルでの扶助率の事業を支援することにより、相乗効果的に活用事業の裾野拡大と広げが図られるよう、引き続き連携してまいりたい。 さらに、都道府県を越える広域案件の中には、同一県内では連携先を見つけるのが困難であるとかた案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。	4【農林水産省】 (i)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経営産業省と共管) (ii)農商工連携事業の認定(農業生産者と共管) 都道府県に對する事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法認定取得後の事業者状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (ii)農商工等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農商工等連携事業支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るために、都道府県に對し、支援条件等の公表に関する情報提供を行う。	通知	平成27年 3月11日	「農商工等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について」(平成27年3月11日付け中小企業厅創業新事業促進課・農林水産省産業連携課通知)			
57	【全国市長会】 都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市町村における計画策定事務がスムーズになるよう、前向きな検討を願いたい。		E 提案の実現に向けて 対応を検討	市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては國の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の大きなものであるため、國の事前協調が必要である。また、市町村、都道府県の事業実施と國の各分野の連携施策との整合性を確保するため、過疎地域自立促進方針の各都道府県の各分野の連携方針に関する同意を要する協議は、唯一の國の事前協調であるためを禁止することはできないものと考える。 過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協議が、國による必要最低限の唯一の事前の開示であるのに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針策定の作成に関し、都道府県に勧告することが法律が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことができないものと考える。 なお、國としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。	6【農林水産省】 (i)過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(総務省と農林水産省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に関する開示協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続きの一一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。	事務連絡	平成27年 5月15日	過疎地域自立促進方針に係る開示協議の手続を通知するに際して、事前協議を廃止した。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見		
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料	
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の変更に伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更は、事業の実態が変わった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の変更に係る都道府県の協議が必要なものではあるが、事業を中心とした場合、事業の実態が変わった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付第17号執行令第143号、平成23年1月29日付第17230号、国都地第71号	総務省、農林水産省、国土交通省	C 対応不可	市町村は市町村計画についてあらかじめ都道府県とその内容について協議することとされている。 このことによて、市町村の手続きは、過疎地域市町村の施設との整合性が図られる。また、他の施設東京都の整合性が図られる。国・都道府県・都道府県と、一括して協議するものと自立促進、ひいては、美しく風格ある都道府県の施設との協議である。 市町村が「事業の中止」と又は「大幅な事業量の減」について変更の手続きをようとする場合についても、都道府県の施設との整合性を図る必要があることに変わりはない。 例えば、基幹道路の整備(法第14条)、公共交通下水道の幹線管渠等の整備(法第8条)、医療の確保(法第1条、第7条)及び高齢者の福祉の増加(法第2条)に定められた過疎地帯住民の生活に対する取り組み等についても、当該の協議を除く市町村の施設の中止・大幅な事業量の削減についても、都道府県と事前に協議することで、都道府県が市町村に協力を得て遅延なく実施することができる。 なお、大幅な事業量の増減については、市町村計画の本文修正を行うのみのもの、あらかじめ都道府県に協議しなければならないとしている。 また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)における③の重点事項の個別事項について具体的に詳すべき措置別表2)の中で「法制度上、当然に国の規制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合」として協議を許容しているところである。	特に意見なし						
374	農村地域等導入促進人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となる市は、合併前の市についても、合併後の市の人口をもって農工法の対象とする。適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めているが、平成17年、周辺町村の「農村地域」との合併によって、市の人口が20万人以上となり、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地帯を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の趣旨】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口を増加したため、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き 同法施行令第3条第4号ア	佐賀県提案分 [提出資料] 佐賀市の財政力指數の推移 ※05	農林水産省、九州地方知 事会	C 対応不可	農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られていれば、特に工業などの導入促進に図るといつ法の規定に謳み、一定の財政支援を行う必要性が低い地域。 開拓や集積などの積算が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市については、法の対象地域から外されてしまうことのある。 このよう見ると、現時点から、原則として、人口10万人以上と20万人までの地域に就業機会としているところを、加えて、人口10万人以上と20万人までの地域については、人口増加率等は製造業者の就業者率が全平均値よりも低い地域を外れている。 この法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域において特に工業などの導入促進を図ることにある。 市のように「農村地域」と「農村山地」との合併による区域を単に人口要件を満たさないことをして法の対象外とするのではなく、それその合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨からみて適切ではないと考えている。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図らざりとしている区域である、この市と、同じ「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上になったものである。よって20万人以上の実態は法の対象となる各農村地域の人口が合わさった結果にすぎない。 年の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同時に、人口増加率、製造業者の就業者率も全国平均値よりも低く、それぞの数値は合併前に比べ落ちている状態を示している。 このよう見ると、現時点から、原則として、人口10万人以上と20万人までの地域に就業機会としているところを、加えて、人口10万人以上と20万人までの地域については、人口増加率等は製造業者の就業者率が全平均値よりも低い地域を外れている。 この法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域において特に工業などの導入促進を図ることにある。 市のように「農村地域」と「農村山地」との合併による区域を単に人口要件を満たさないことをして法の対象外とするのではなく、それその合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考える。					
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあつて都道府県知事の同意が必要な事項は、農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町村が中心となって地域の自主性を生み出すための枠組みその他の事業の振興を図ることを目的とされている。 都道府県の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実現することができる。 【改正の趣旨】本法令による義務付けによる調整並びでの調整を行っていることであり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法第4条第8項	農林水産省、国土交通省、総務省	C 対応不可	農林業等基盤整備計画(「基盤整備計画」)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項」及び「農林業生産の活性化のための基盤整備及び開発並びに農業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に関して実施されるものに関する事項」から構成されるが、基盤整備計画を有する市町村又は市町村に連携するものに限られる。 農業振興のための基盤整備計画の策定に関する事項は、農業振興のための基盤整備計画の策定に関する事項から構成されるが、基盤整備計画を有する市町村又は市町村に連携するものに限られる。 このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、 1. 市町村を中心とする地域の自主性を生み出した農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でない。 2. しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、農業法の権利移動の許可制(農業法第3条第1項第4条及び第5条)の規定を適用除外される農地の転用等の事項等を除くものに限られる。 農業振興のための基盤整備計画の策定に関する事項は、農業振興のための基盤整備計画の策定に関する事項から構成されるが、基盤整備計画を有する市町村又は市町村に連携するものに限られる。 このように、基盤整備計画の作成又は変更について、全体協議ではなく、部分協議としているのは、 1. 市町村を中心とする地域の自主性を生み出した農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とすることは適切でない。 2. しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、農業法の権利移動の許可制(農業法第3条第1項第4条及び第5条)の規定を適用除外される農地の転用等の事項等を除くものに限られる。 農業振興のための基盤整備計画の策定に関する事項は、農業振興のための基盤整備計画の策定に関する事項から構成されるが、基盤整備計画を有する市町村又は市町村に連携するものに限られる。 したがって、同法による都道府県知事への協議・同意の義務付けは存続する必要がある。	所有權移転等促進計画については、法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることなどにより、広域的な観点からの調整を図ることがができるため、基盤整備計画に係る都道府県の協議・同意は不要と考える。 (農地転用については、全市町村の3割程、本県においてはすべての市町で事務処理条例例により実施)						
805	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	【現行】都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止する旨の協議に合意した創設工夫に満ちた積極的取り組みが一層推進されるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全局制度との調整が図られなくなるという懸念が生じるので、区域区分に関する都市計画は、一部都道府県の範囲で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。 【大臣許可を要する農地転用許可権限について】都道府県への移譲を実現する。 【本件における協議状況】区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成1年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議) 平成2年8月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議) 平成2年4月28日 変更告白	都市計画法第23条第1項	国土交通省、農林水産省、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	区域区分に関する都市計画決定については、まとまった面積の農地を市街化区域に編入されることにより、届出のみで転用可能となることから、農地の総量確保に大きな支障が生ずるおそれがあるため、農林水産大臣との協議を廃止することは困難である。 なお、御指摘の事例では、平成19年3月に都市計画の次期定期見直しに係る協議に係る対応方針案について一度脱稿を受けた後、平成20年8月には再び協議を受けていない。このため、都市計画の変更案に係る下協議期間は平成20年8月から12月までの約4ヶ月間であったと認識している。	・区域区分に関する都市計画決定にあたっては、①市町の都市計画部局と農政部局の協議が整ったものについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市の土地利用と農地保全との連携は十分に確保することが可能である。 ・今回、大臣許可をする農地転用許可権限の都道府県への移譲も同時に実現しており、国土交通大臣への同意協議を廃止することにより、都道府県において一括的処理が可能になる。	区域区分に関する都市計画策定に当たっての農林水産大臣への協議を廃止すべきである。					

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見			重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		措置結果 (平26対応方針(平21.12開闢決定)抜粋) 平27対応方針(平21.12.22開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平28対応方針(平28.1.20開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平29対応方針(平28.12.26開闢決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て併記)	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分		回答		措置方法 (検討方針)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
227	【全国市長会】 提案に賛同する。 また、市町村計画の変更に当たり、「事業の追加は原則」、「事業費の増減」について、計画団体に影響を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。							
374			C 対応不可	市町村合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体による行政基盤の確立を目的として行われており、平成11年以降全國的に積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したものと思料する。 財政力指数は、開拓法においては客觀的な指標となっているものではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある。一方で伊豆市と合併した旧市町村の財政力指数の観点から見ると、同指標は悪化傾向にある。開拓令の費用がかかるものと想料する。 農工法においては、原則として10万人以下の市町村の区域を対象とするとともに、人口10万人以上から20万人までの市町村については、原則的に人口増加率、製造業率を基準として開拓令の適用の可否を判断し、相対的に工業導入の必要性が高い市町村に対する国庫の支援を実施しているところである。人口が20万人を超えた地域については、一律に法の対象外といつてある。これは、人口が20万人を超えた時点で、既に一定程度の財政負担を負っていることから、相対的に国庫の支援を実施する必要性が低くなると思料されるのである。 また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村にならざるにあつては、農業と工業の均衡ある発展は、市町村内の一部の地域ではなく、当該市町村全体で考えるべきものである。 以上により、要件の緩和は困難である。 なお、現在政府内では地方創生の観点から施策の検討が行われているところであり、その中で本制度の活用についても視野に入れて検討してまいりたい。	<平26> 6【農林水産省】 (11)農村地帯工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管) ii)農村地帯工業等導入促進法については、農村における産出地の活性化と向こう来るか、制度の活用により農業生産者を育むよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。 <平27> 6【農林水産省】 (10)農村地帯工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管)[再掲] 農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)については、政令を改正し、平成28年度中に緩和する。	政令	平成28年3月31日公布、4月1日施行	農村地域工業等導入促進法施行令(昭和46年政令第280号)を改正し、農村地帯工業等導入される地域の要件について、合併前の市町村の区域にあっては、合併前の市町村の区域ごとに適用されることとした。			
243	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうち、農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項については、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定に適用除外となる農地等の所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要である。基盤整備計画の中でも特に重要なものである、都道府県知事等に広域的な観点から協議が必要であるから、農地法の権利移動の許可制を導入するにあたっては、必ずしも農地等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第3項。なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第8条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることのできるものではない。	6【農林水産省】 (12)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成7年法律第50号) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化のための基盤整備計画に係る都道府県知事の同意を要する協議(4条2項)に付随して、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項における承認であるため、同意を要しない協議とする。	法律	平成27年6月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			
805			C 対応不可	区域区分に関する都市計画決定については、まとまった面積の農地が市街化区域に編入されることにより、届出のみで転用可能となることから、農地の確保に大きな影響が及ぶ。 また、地方公共団体における都市計画部局と農政部局の協議調整は重要であるが、一般的には地域における開拓指向が強い状況下において、農林水産大臣が現場と一定の距離を置いた立場で協議を受ける割合が多いことである。都道府県と農地保全の観点との調整がより適切かつ確実に行われるこなるよう相談する必要があると考えている。 なお、直近5カ年(平成21年度～平成25年度)において、農林水産大臣との協議を踏まえ、全て約2,400haの農地が市街化区域に編入されたことであるが、この他に、都道府県から、開発の見通し立っていないにわかからず、極端農地を市街化区域に編入したいといった相談も寄せられており、仮に農林水産大臣との協議を廃止した場合、より多くの農地が市街化区域に編入されることがわかる。 以上により、農林水産大臣との協議を廃止することは困難である。	6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区画区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区画区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき(国土交通大臣に区画区分の同意を要しないときは、市町村が区画区分に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき)に付随して、当該計画の内容のうち、農地所有権の整理に関する法律(昭44法58)(振振法)18条2項1号)と重複する場合等に限ることとし、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。	法律、政令、省令	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
925	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県へ の財源・権限の移譲 度とすること	<p>【制度改正の必要性】 「空飛ぶ補助金」のうち地方公共團體利用増強戦略プロ トコルについて、都道府県は、地方の実情が反映されないと思われるばかりか、国による地方への適切な支援や二重行政の拡大につながるなど、地方 分権の進展に逆行する恐れがある。</p> <p>一方で、森林資源の保護と利用のバランスを保つための施策は、都道府県の問合せを強化し、補助 金に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県等が実施する事 業への適用を認めたうえで、その実績を評価するなどして、地方の実情に応じたより効率の高い事業とす ることが必要である。</p> <p>ついでに、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振 興に資するもので、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や 民間事業者等へ補助する制度とすること。</p> <p>【地方移管をめぐる理由】 地域材の利用促進等、県の施策と重複しているので、県で一括して実施した ほうより効率が期待できる。</p>	林産物供給等振興 計画事業実施要綱	農林水産省 (林野庁)	埼玉県	C 対応不可	地域材利活用倍増戦略プロジェクトは、「農林水産業・地域の活力 創造プラン」に沿って、CLT等の新たな木材需要の創出や公共建築 物の木造化等、各分野での木材利用を拡大するとともに、これらの需 要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制構築を図ること により、森林資源保護と利用のバランスを保つことを目的としたものである。 また、森林成長収益化の実現を目指す事業である。 <p>（1）木材供給の在地化で、木材を地元に販路を広げることによる、事業の効 率化が全国的に神共なること。（2）地域材の安定的・効率的な供給体制 構築にたっては複数の県をまたぐ広範囲であること。（3）主として 民間事業者が行うCLTや木質ハイパネル材利用等の技術開発や全 国的な活動を推進することなど、県を単位とした事業とは限らないこと から、民間団体等への直接交付としているところ。</p> <p>なお、地域材の利用促進に係る木材加工施設、木造公共施設、木質ハイパネル材利用施設の整備や森林整備等については、都道府県を通じて市町村や民間事業者に交付されているところ。</p>	地域材利活用倍増戦略プロジェクトのうち、民間事業者が行うCLTや木質 ハイパネル材利用等の技術開発や全国的な活動を推進することについては、県 が単位とした事業とは限らないため都道府県を介さない補助金は必要である と認める。 <p>「地域材利活用促進事業」の中、①公共建築物の木造化等の促 進事業、②木材供給の在地化で、木材を地元に販路を広げることによる、事業の効 率化が全国的に神共なること、③地域材の安定的・効率的な供給体制構築を図ること については、民間事業者が行うCLTや木質ハイパネル材利用等の技術開発や全 国的な活動を推進することなど、県を単位とした事業とは限らないこと から、民間団体等への直接交付としているところ。</p> <p>そのため、これらについては、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から 市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。</p>	都道府県が実施する林業事業との連携 を図り効果を最大限に発揮する観点から 問題があるため、自由度を高めた上で、都道府県を実施主体にする が、都道府県に交付すること。				
717	農地転用基準の緩和	<p>【支障事例】 当町提案4による除外後の農地に限り、農地法の規定に限らず転用可とする。</p> <p>【制度改正の必要性】 エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネ ルギーに関する転用も支援していくこととされているが、第1種以上農地 と扱われる限り転用できない。しかし、この制度改正により土地の有効利用 の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することが可能となれば我が國の 持続的発展に寄与することができる。</p> <p>【概念的解消】 第1種以上農地で再生可能エネルギー施設を無秩序に開拓される懸念が想 定されるが、当町提案4による農地転用の区域に限り転用を認めるこ とがより現実的で望ましい。</p>	農地法第4条・第5 条	添付書類: 例示図 (当町提案4と共に 当該転用に係る緩 和は、当町提案4に よる農地除外区域 に限るものとする。)	農林水産省	聖籠町	C 対応不可	農山漁村再生可能エネルギー法が本年5月1日に施行され、この 法律に基づき、市町村が基本計画において再生利用困難な荒廃農 地等を設備整備区域に含めた場合には、第1種農地であっても例外 的に転用ができるよう措置している。	見なし				
124	転用許可基準の柔軟 委任	<p>農地法第4条及び第5条を改 正し、地域の実情に合っ た基礎自治体が疲弊している状況である。 そのようななか、経済省の地域開創グループでは、本格的な地方分権改 革の時代のなかで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施して いる。その中で、農地の元気を創造し活性化するためには、基礎自治体の判断で土地利用の 選択を行うことを必要とする。</p> <p>土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しな がら、よりいまいちづくらを実現するため、優良農地をどのように守り、どのよ うに有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解し ている基礎自治体の責任において行るべきである。</p> <p>しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進め るうえでの阻害要因になることに、遅延性に欠けている状況である。</p> <p>地域の資源や住民の生活を尊重しながら、よりよい土地利用を進めると は、地方分権を進めねばならない。それを担うのは基礎 自治体である。</p> <p>そのため、地域の実情にあつた許可基準を設定できるよう、農地法第4条及 び第5条の改正を求める。</p> <p>【支障事例1】 片岡2車線の町道が完成し、分断線としては認められたが、「特別な施設の 立地条件を必要とする施設で規定している「流通業務施設」「休憩所」「給油 所」等の施設については、国、県道ではないということで認められていない。</p> <p>【支障事例2】 自走式が設置する地域のコミュニティ施設や消防団の施設等、公共性の高 い施設にも、同様の立地条件が適用されるため地域が要望する場所に設置 できない例があった。</p>	農地法第4条第2 項、第5条第2項	農林水産省	松前町	C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るために、優良農地の確保が必要 であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農 地の量を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を確 定しているところで、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切 ではない。	松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況であ るが、市町村開発等の重要性は高い。 その中で、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりいまいちづくらを展 開するために、農地転用許可の権限委譲が必要である。	○「農地制度のあり方について」(平成2 6年9月5日地方六団体のとおり。 ・国と地方が責任を共有し、実効性の ある農地の実情や住民ニーズを反映しながら、よりいまいちづくらを展 開するために、農地転用許可の権限委譲が必要である。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運 用や地域の実情に応じた適切な実施体 制の確立など、事務・権限を適切に運用 できるような制度設計とするべきである。				
747	市町村に対する農地 転用制限の緩和	<p>【理由】 国又は都道府県が、地域 振興上または農業振興上 必要性が高いと認められ る施設のために行う農地 転用は、許可不要とされて いるが、市町村によっても 同様に許可不要となるう 農地転用の規制緩和を求 める。</p> <p>【支障事例】 国が農地転用する際の許可は不要であるが、市が農地転用する場合は、 許可を行ける必要があるため、多大な時間と手間を要するほか、許可基準に よっては、許可されない場合もある。 これら農地規制にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企 業に待てもらえない。</p>	農地法第5条第1項 第1号	農林水産省	豊橋市	C 対応不可	災害に備えて新たにまちづくりを目指していくのであれば、農業上の 土地利用との調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域へ の編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切ではな いかと考える。	都市計画法の理念や市の上位計画の方針をふまえ、市街化調整区域の土 地利用にあたっては、市街化を抑制すべき区域としての基本的な性質を尊重 し、開発行為抑制の原則を維持しながら、地域固有の課題の解消につながる 土地利用を容認していくことで、適正な土地利用の誘導を図ることができる と考える。					

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照会結果 (平26対応方針(平27.12.22開議決定)抜粋) ※平27対応方針(平27.12.22開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし ※平28対応方針(平28.12.20開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし ※平29対応方針(平29.12.26開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て登記	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
925	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請者に係る手続手続きの増加等への懸念があることから、慎重に検討を行うべきである。		C 対応不可		①「公共建築物等の木造化等の促進」事業は、木造公共建築物の設計段階から技術支援を行うソフト事業で公募により事業主体を選定し、事業を行っているところ。 「広域流通型流通体制構築事業」の2本柱で、公募により実施主体を選定し、事業を進めているところ。 「広域流通型流通体制構築事業」においては、合板や集成材の原料となる主に日本で育てる国産原木が都道府県を跨ぎて流通している現状を踏まえ、全国を8ブロックに分け、森林管理局と複数の都道府県で構成する「森林資源開発連携組織」の役割などを明確に定め、各都道府県が自らの事業を推進していくことを目とし、事業には限らないところ。 一方、「地域循環型流通体制構築事業」においては、B材とは別にこれまで適切な管理がなされてきたA材などの優良材の付加価値を高めるような取組への支援を目的としており、埼玉県においては西川材などを対象とした事業開拓が実現されている。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。						
717	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の設定について市町村が担うとするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可		提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
124	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の設定、変更については市町村が担うとするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。 【全国町村会】 「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可、農業雇用地区域の設定、変更については市町村が担うとするべきである。 併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可		農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目指して、農地転用事業の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。 また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。 なお、まちづくりを進めるに当たっては、土地利用計画に位置付けをしていない個別の農地転用許可における権限移譲を行うことは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進する観点から必ずしも適切に対応できます、土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保することが必要である。						
747	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用許可、農業雇用地区域の設定について市町村が担うとするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可		災害に備えた新たなまちづくりを推進するのであれば、個別の農地転用による開発ではなく、農業上の土地利用との調整を図った上で、市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切であると考える。 なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見			
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料		
202	農地法の改正市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和	農地法4条、5条、第1項の規定に基づく市町村が農地を確保する場合の「限りでないと記述されている。各号の追加として、「市町村が地方の発展のために、総合的に計画的に事業を実施しようとする場合」を記述する。	[地域の実情]当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通事故が向上する地域になつてきる。 農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し、集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能なであると考えている。 この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後毎次、特別用制限領域を設置し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまなづりを進める方針である。	農地法第4条、5条		農林水産省	瑞穂市	C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るために、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等と国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全國統一した基準を定めていることであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。	農地をこれまで以上に適正化確保を図るべく農地法を始めとした一連の農地開拓法が改正されまだ5年弱しか経っていません。一方で、市町村はその後行政機能の維持・確保のために地域活性化の方針を方針を採用している状況です。農地には、山間部ではその中山間地域の農地1haを越える広大な農地、そして平坦地の周囲を市街化区域で囲まれた農地と様子があり、その耕作方法や農産物の種類も様々です。この農地の抜きは市町村の農業むけ方向を位置付ける重要な鍵であり、地区的活性化等の観点から、農地を他の用途に迅速かつ適切に変更ができることが重要であると考えています。	農地をこれまで以上に適正化確保を図るべく農地法を始めとした一連の農地開拓法が改正されまだ5年弱しか経っていません。一方で、市町村はその後行政機能の維持・確保のために地域活性化の方針を方針を採用している状況です。農地には、山間部ではその中山間地域の農地1haを越える広大な農地、そして平坦地の周囲を市街化区域で囲まれた農地と様子があり、その耕作方法や農産物の種類も様々です。この農地の抜きは市町村の農業むけ方向を位置付ける重要な鍵であり、地区的活性化等の観点から、農地を他の用途に迅速かつ適切に変更ができることが重要であると考えています。	—	—		
		[改正すべき制度の根拠条文]〔農地の転用の制限〕第4条。	〔農地はそのまま農地としての転用のための権利移動の制限〕第5条「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合」を、たたき書きの各号の一つとして追加する。						なお、商業、工業等の企業立地のためにまちづくりを促進するのであれば、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域の編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切であると考える。	また、形態が異なる農地を全国統一の基準で農地転用許可の取り扱いをするのは、地区的実情が異なれば市町村が耕作する土壌の有効活用に支障をきたす恐れがあります。	ご指摘のとおり、都市計画法に基づく市街化区域の編入すれば良いことは理解しておりますが、手法書きの一環として農地転用の前提とした県・県の農政部局との協議があるため、農地転用に係る緩和が必要になると考へています。	なお、農地を含めた総合的な土地利用については、市の総合計画や都市計画マスター・プラン、県が策定する都道府県域マスター・プランに定期的に見直しが行われるため、農地転用もそれに基づき適切になされることになります。	以上のとことから、権限譲渡や構造特区の申請などによる対応の可能性に加え、不足する職員でも十分な事務が行える体制を構築するために市町村の裁量の拡大と手続の簡素化を求めます。	—	—
207	農地転用許可基準の一部を例せば	農地法第4条第2項第1号「農地の転用のための権利移動の制限」第5条「農地はそのまま農地としての転用のための権利移動の制限」第5条「地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合」を、たたき書きの各号の一つとして追加する。	農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による農地転用の許可(2号を除むる)を申請する際の「農地の基準」を農地転用許可権者(農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者)が市町村の判断に委ねることの存在する農地の基準については、実際の農業生産性などに関わらずおおむね10ha以上の規模の1箇所の農地の区域内であることをもって良好な農業条件を備えている農地の基準について、市町村が農業生産性の高い農地を確保するため、農地の基準を設けたものを含む。」の条文へ委ねます。	農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による農地転用の許可(2号を除むる)を申請する際の「農地の基準」を農地転用許可権者(農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者)が市町村の判断に委ねることの存在する農地の基準については、実際の農業生産性などに関わらずおおむね10ha以上の規模の1箇所の農地の区域内であることをもって良好な農業条件を備えている農地の基準について、市町村が農業生産性の高い農地を確保するため、農地の基準を設けたものを含む。」の条文へ委ねます。	農地法第4条第2項第1号 ¹ 、別紙あり(地方分権推進のための農地転用の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月閣議決定)及び農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づく検討と関連。	農林水産省	木津川市	C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るために、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等と国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全國統一した基準を定めていることであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。	農業地を含めた総合的な土地利用については、市の総合計画や都市計画マスター・プラン、県が策定する都道府県域マスター・プランに定期的に見直しが行われるため、農地転用もそれに基づき適切になされることになります。	なお、農地を含めた総合的な土地利用については、市の総合計画や都市計画マスター・プラン、県が策定する都道府県域マスター・プランに定期的に見直しが行われるため、農地転用もそれに基づき適切になされることになります。	O「農地制度のあり方について」(平成26年2月5日農林水産省のとおり)、国と地方が責任共担のとおり、実効性のある農地を含む農地の権限譲渡や構造特区の導入等、山間部等に位置する急峻な勾配で耕作が不適な条件不適な場合があることがあります。	O「農地制度のあり方について」(平成26年2月5日農林水産省のとおり)、国と地方が責任共担のとおり、実効性のある農地を含む農地の権限譲渡や構造特区の導入等、山間部等に位置する急峻な勾配で耕作が不適な条件不適な場合があることがあります。	—	—
142	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条第4項第1項第27号に基づく計画(27号計画)の要件緩和	[支障]地元の農業の振興に関する地方公団体の計画(27号計画)の実現性を考慮して、農業振興を図るための農業の振興を図るの「だけではなく、(間接的)農業の振興を図るの」「にも通じるが、地域振興を図るなど、他の実施に応じた弾力的な運用を可能とすること。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条第4項第1項第27号に基づく計画(27号計画)の実現性を考慮して、農業振興を図るの「だけではなく、(間接的)農業の振興を図るの」「にも通じるが、地域振興を図るなど、他の実施に応じた弾力的な運用を可能とすること。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条第4項第1項第27号に基づく計画(27号計画)		農林水産省	佐賀市	C 対応不可	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条第2号に基づく計画(27号計画)の実現性を考慮して、農業振興を図るの「だけではなく、(間接的)農業の振興を図るの」「にも通じるが、地域振興を図るなど、他の実施に応じた弾力的な運用を可能とすること。	意匠なし	このような観点から、「10ha以上の農業集落地」という基準は先述の条件不利地等を含むする危険性があり、実質的な優良農地の基準としては不十分であることから、農地転用の許可権者たる当該許可権を有する区域内の標準的な農業経営の規模や農業經營類型などを勘案して、区域内において再生産可能な経営に供することができる実質的な優良農地の基準を規定できるよう、条例に委任する必要がある。	なお、条例に委任された場合、農業景観や農村集落景観を保全する観点などから非農業的土地利用をさらに抑制することで農地の保全が図られることが期待される。	—	—	
203	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)による手続の簡素化	農振法第8条第4項、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするとき又は変更するときは、前記の場合は「市町村が事業を実施するにあつては、その同意を得なければならない」の規定によるものであるが、その同意を得なければならないであると考えている。	[地域の実情]当市は、名古屋市が通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通事故が向上する地域になつてきる。 農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し、集約的な農業の実現可能が期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能なであると考えている。	農業振興地域の整備に関する法律第8条、4項(農振法)		農林水産省	瑞穂市	C 対応不可	市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給の基盤である農地の確保とのように、いついかといふ観点からも検討する必要があり、市町村が事業計画を策定したことよりも、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。	現在、国の施策で主食生産の生産調整として減反革が約40%と設定されています。農業者の高齢化や離農者の増加と相まって農地とされている10ha以上の農地の面積においても、皆さんは10haではない農地が見受けられる状況です。TPPにより開拓義務が議論されている中で、平成30年に生産調整も廃止される予定となっており、農地の確保に対して国の方針が明確となっていないよう感じられます。	O「農地制度のあり方について」(平成26年2月5日農林水産省のとおり)、国と地方が責任共担のとおり、ある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担当することとするべきである。	—	—		
		[改正理由]農地利用をするには、前段の処理として、当該農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。この計画変更にあたり、市町村の意向を十分に反映させるため、特殊な場合の例外規定を設ける。	[改正すべき制度の根拠条文]〔農地の転用の制限〕第4条、4項の追加「ただし、地方分権の趣旨に沿い市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる。」						なお、企業立地に関する取組については、まちづくりの一環で、都市計画法に基づく市街化区域の編入や農地地域工業等導入促進法の活用など、地域全体として農業上の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが基本と考えている。	農業振興地域の整備計画の変更の際に必要な協議は、市町村が事業計画を策定したことよりも、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。	O「農地制度のあり方について」(平成26年2月5日農林水産省のとおり)、国と地方が責任共担のとおり、ある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担当することとするべきである。	—	—		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		照査結果 (平26.11.27提出決定)抜粋 平27対応方針(平27.12.22開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平27>とし 平28対応方針(平28.12.20開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平28>とし 平29対応方針(平29.12.26開議決定)に記載があるものは当該抜粂を<平29>とし て登記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
202	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用地区域の認定、実現につくは市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためにには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準については、全国統一の基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。 なお、農地転用許可制度については、優良農地の確保を基本としつつ、集団性や市街地化の状況など地域の実情を加味する基準となっていることから、提案の内容については、現行の基準を適切に適用し判断していくことで対応できるものと考える。 また、農業上の土地利用との調整を経上で、都市計画マスターplanに基づき市街化区域に編入した場合や優良農地以外の農地に係る転用については、迅速な判断が可能である。 いずれにせよ、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求めて、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。						
207	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用地区域の認定、実現につくは市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためにには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全国的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準については、全国統一の基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。 なお、集団的に存在する農地は、農業生産基盤の整備と合わせて、担い手の規模拡大等の施策の推進により、高効率な農業生産が可能な要素を備えた農地であることから、長期にわたり農業生産の利用を確保する必要性が強い優良農地として、第1種農地の基準や農用地区域への編入要件として位置付けているところである。 一方、農地転用許可制度上、一団の農地に該当するか否かは、傾斜や土性その他の自然的条件からみて判断することとなっており、効率的な営農を行うことができます、一休として利用することに支障があると認められる場合は、一団の農地として取り扱わないと判断することは可能である。 いずれにせよ、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求めて、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。						
142	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用地区域の認定、実現につくは市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。						
203	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築して、農地転用規制、農業雇用地区域の認定、実現につくは市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		C 対応不可	市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように囲っていくかという観点からも検討する必要があり、市町村が事業計画を策定したことをもって、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。 また、①調整に時間がかかるという理由をもって、総合的な土地利用計画に基づかず、個別に、農用地区域からの除外や農地転用を行なうこと ②県の農政部局との協議を踏まえ、農業振興地域整備計画の変更に係る基準を緩和すること については、計画的な土地利用や優良農地の保全が図られなくなる懸念がある。						